

参考資料C

報告書案に対する意見の募集の結果
及びこれに対する考え方

報告書案に対する意見の募集の結果及びこれに対する考え方

2009年1月

〔注釈〕

・「考え方」の記載に当たっては、読みやすさの観点から以下の略号を用いている。

◇-----報告書案に賛同する御意見

☆-----今後の検討に当たって参考又は留意すべき御意見

・「意見」で引用している頁数は、報告書案による。また、「考え方」で引用している頁数は、報告書による。

意見提出者一覧

(計25件、五十音順)

- イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
- MVNOを創る会
- オープンモバイルコンソーシアム、中間法人融合研究所
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 株式会社ネクストジェン
- 株式会社ビデオリサーチインタラクティブ
- KDDI株式会社
- 社団法人テレコムサービス協会 MVNO協議会
- 社団法人テレコムサービス協会 政策委員会
- 情報通信ネットワーク産業協会
- ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- 独立行政法人産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター
- 西日本電信電話株式会社
- 日商エレクトロニクス株式会社
- ノキア・ジャパン株式会社
- 東日本電信電話株式会社
- フェージョン・コミュニケーションズ株式会社
- モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ヤフー株式会社
- 有限責任中間法人広帯域無線共通基盤促進協会
- 楽天株式会社
- その他個人 (計4件)

総論

意見	考え方
<p>意見1 本報告書案の方向性に賛同。</p> <p>■ 1.基本的視点, 2.プラットフォームの相互運用性・多様性確保の必要性, 3.プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた検討の進め方, 5.プラットフォームの相互運用性の確保, 6.プラットフォームに関するその他の検討課題, 7.プラットフォームの相互運用性・多様性の確保とICT産業のグローバル展開に関し、端末レイヤー, 通信レイヤー, プラットフォームレイヤー, コンテンツ・アプリケーションレイヤーに構造分離し、ビジネスの多様性の確保を図る当報告書案の方向性に賛同いたします。</p> <p>またネットワークを保有していない事業者もプラットフォーム事業へ新規参入できるようにすることに加え、新規参入事業者が既存の事業者と同様なプラットフォームを提供することができる市場環境を整備していく方向を検討することは重要な事だと考えています。</p> <p>(広帯域無線共通基盤促進協会)</p> <p>■ プラットフォームの更なる相互運用性・多様性の推進を提言する「通信プラットフォーム研究会」報告書(案)の示す方向性につき賛同いたします。</p> <p>携帯電話事業者以外の通信事業者だけでなく他業界からのプラットフォーム参入を可能とする等の開放促進策は、同レイヤー内における競争・活性化ならびに多様化がはかられるとともに、連携しているコンテンツレイヤーや端末レイヤー等においても新しいビジネスの創出が期待され、これに伴い市場全体の活性化のみならず利用者の利便性向上にも繋がり、社会的にも大いに意義がある施策展開だと当社では考えております。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>■ 本報告書の内容全体を強く支持します。課題が複雑な中で明確な問題分析を行ったことに加えて、「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」、携帯事業者の変更を容易にする施策を検討する場の設置、「コンテンツ配信フォーラム(仮称)」など、詳細協議の場を設置し、具体的な議論を深める提案がなされていることは高い評価に値すると思います。これらの委員会等が早急に開催され、引き続き具体的な協議が継続されることを強く要望します。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p> <p>■ ビジネス市場の活性化のための水平分業型レイヤー分離構造を唱える当報告書案は、既存プラットフォームの未成熟さの為に新規参入が抑えられている現状を打破し、MVNOの参入及び新規事業の創造を既存枠に囚われないサービス開発により促進させるものと理解します。</p> <p>また、既存事業者の保持しているプラットフォームをエンドユーザに提供することができる市場環境整備することは、他業種、地方ISP、CATVのMVNO化を促すことになり、地場産業の活性化や地域医療への貢献にもつながることが予想され、当報告書案について大いに賛同致します。</p> <p>(ネクストジェン)</p>	<p>考え方1</p> <p>◇</p>

■ 弊社は無線ブロードバンド市場のさらなる発展のため、市場のオープン性を確保することが非常に重要だと認識しております。本「通信プラットフォーム研究会」報告書案は市場のオープン性を確保する事を目的とし、市場の拡大や利用者の利便性の向上を図っておりますので、弊社は大いに賛成いたします。

(ノキア・ジャパン)

■ ●報告書案全般について

報告書案には、通信プラットフォームに関する基本的な視点から具体的な方向性までが網羅されており、その方向性について基本的に賛同する。今後、多様なビジネスモデルを出現させるような通信プラットフォームを構築するには、細部にわたった十分な検討が必要であると考えため以下のように意見を提出する。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

■ 1.基本的視点, 2.プラットフォームの相互運用性・多様性確保の必要性, 3 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた検討の進め方、に関し、端末レイヤー、通信レイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに構造分離し、ビジネスの多様性の確保を図る当報告書案の方向性に賛同いたします。

特にネットワークを保有しない者もプラットフォームの担い手として新規参入できるようにすることに加え、新規参入事業者が既存の事業者と同様なプラットフォームを提供することができる市場環境を整備していく方向で検討することは非常に重要なポイントだと考えます。

(日商エレクトロニクス)

■ 報告書案に示された今後の具体的施策の展開を推進することは、新しいビジネスモデルを創出しモバイルを主とした市場の拡大等につながると考えますので、報告書案にて示された検討の方向性について、評価しております。

当社としては、それぞれの具体的施策を展開していく上においては、水平分業型のビジネス環境の促進に加えて、レイヤー内における競争環境の確保の観点、及び利用者利便性の向上(利用者ニーズの的確な反映)が重要な観点と考えております。

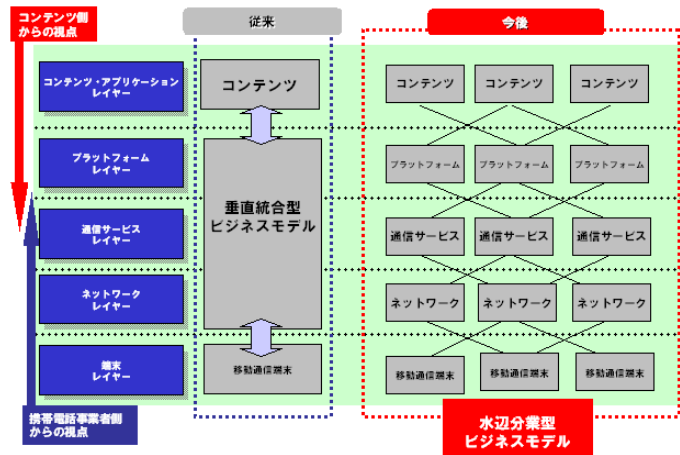
なお、当社は、特に現在のモバイル市場において以下のような認識を有しているため、報告書案がモバイル市場の競争促進をはかる施策としても有効に機能することを期待します。

- ・モバイル市場は、その契約者数が1億を超え、利用者の需要も固定サービスからシフトしており、それに対応して利用者の利便性に与える影響、及び競争施策の有する社会的な意義は、固定サービスと比較しても相対的に大きくなっている。
- ・モバイル市場における競争状態については、各社から様々な割引サービスが提供されているものの自社利用者間もしくはグループ内通信に特化される場合が多く、部分的に行われている傾向にある。
- ・さらに、割引サービスの形態が横並びの傾向にある。
- ・番号ポータビリティ制度導入以降、事業者間乗換えが以前より容易になっているものの、メールアドレスが変更できない等の理由により、それに因る顕著な競争の促進が停滞している状況にある。

(イー・アクセス、イー・モバイル)	
<p>意見2 本報告書案において打ち出された「オープン型プラットフォーム環境の実現」という方向性は情報通信業界の基本方針となるべき考え方であり、フェアでオープンなモバイルインターネットサービスが実現することを期待し、本報告書案の速やかな実現と実行を求める。また、携帯電話事業者においては、オープン型プラットフォーム環境の実現は無線局免許を受けて電気通信事業を提供している者の責務として、真摯かつ前向きな取り組みが必要。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 今回の報告書案においては「オープン型プラットフォーム環境の実現」という方向性を打ち出しています。インターネットが基幹ネットワークとしてあらゆる業界における企業活動や国民の日常生活の中に深く根ざした存在となっている昨今の状況を鑑みるに、そうした企業活動や国民生活に影響の大きい通信プラットフォームを、情報通信事業の提供者だけでなく、一般の企業等にもフェアでオープンなものとして再構築する考え方は、まさに現在及びこれからの情報通信業界の基本方針となるべき考え方であると考えます。</p> <p>情報通信技術や顧客ニーズが予測もつかないほど急速に高度化・多様化していく中において、通信プラットフォームを通信サービスの供給者たる通信事業者だけが企画・提供していく従来のやり方では、最新技術や潜在ニーズを取り込んだ商品開発やマーケティングの展開には明らかに限界が見えてきております。また、その結果として、一般の企業が新たなマーケティング機能としてモバイルインターネットを本格的に活用できる段階には、残念ながら到達していないと言わざるを得ません。我々は常によりよい顧客サービスを提供することを第一に考えておりますが、サービスを選ぶのは通信事業者でなく、コンテンツプロバイダでもなく利用者であることを前提に、利便性を第一にフェアでオープンなモバイルインターネットサービスが実現することを期待し、本報告書案の速やかな実現と実行を求めるものであります。</p> <p>また携帯電話事業者においては、その事業が国民の財産である電波を活用するものである点で、電気通信事業法及び電波法や無線局免許の本旨に沿った対応を求めたいと考えます。すなわち本報告書案で明記された携帯電話事業者が対応すべき課題については、「事業戦略上の選択の問題」として携帯電話事業者の戦略の観点のみで片付けてしまうのではなく、オープン型プラットフォーム環境の実現は「無線局免許を受けて電気通信事業を提供している者の責務」であることを自覚し、真摯かつ前向きな取り組みを行っていただく必要があります。</p> <p>またモバイルサービスにおけるレギュラトリー関連の議論の大きな特徴として、その利用状況を実際に体験したうえでないと中々イメージが沸きにくく、一般の企業や利用者にとって議論をするうえでの情報知識の共有が難しい点が挙げられます。携帯電話サービスの利用者は携帯電話事業者にとってのお客様であります。我々コンテンツサービスを提供する者にとっても大事なお客様になります。その両者にとってのお客様のメリットを第一に考える観点から、以下、報告書案に対する意見を述べさせていただきます。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	<p>◇</p>
<p>意見3 全体的な考え方として、携帯電話事業者主導の垂直統合型ビジネスから水平分業型への変化を考えるとあたって、公式サイト、一般サイトといった区別や概念がない、オープンな状態を志向すべき。</p>	<p>考え方3</p>

■ まずはじめに全体的な考え方として将来的には、公式サイト、一般サイトといった区別や概念がない、オープンな状態を志向するべきであると考えます。それは、携帯電話事業者の垂直統合型ビジネスを水平分業型へと変化を考えていく場合に、携帯電話事業者からの視点ではなく、コンテンツプロバイダー側からの視点が重要になります。それは、水平分業の関係において「複数の選択肢があること」「フェアな関係であること」が基本となるように望むからです。※別紙2図表①参照

【ビジネスモデルの違いと、コンテンツ側からの視点の図】



例えば具体的な理由の一つとして、携帯電話事業者の提供する機能・サービスを利用する場合の契約（公式サイト申請のための契約等含む）の交渉は、優越的地位にある携帯電話事業者が主導権を握るかたちになっていることがあげられます。携帯電話事業者は自社に有利な内容の契約を提示し、その修正要望を受け容れることは少ないですし、携帯電話事業者の提供する機能・サービス利用を認めることと引き換えに、コンテンツプロバイダが遵守困難と思われる契約の締結を求めてくるためであります。公式サイト、一般サイトといった区別や概念がない、オープンな状態であればそのようなことは起こりえないと考えます。（オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所）

☆ 報告書においては、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大、ビジネスモデルの多様化、利用者利便の向上の観点から、プラットフォームの相互運用性・多様性が確保された「オープン型プラットフォーム環境」の実現を提言している。

現在、モバイルビジネスにおいて、公式ポータルで提供されているポータル機能及び認証機能は、ネットワークを保有する事業者によって通信サービス等と一体的に提供されているが、プラットフォームの多様性を確保するためには、

- ① コンテンツ等の配信経路の多様化を図る観点から、携帯事業者以外にも同様のポータル機能をモバイルインターネット上で競争的に提供できる環境（ポータル機能の提供主体の多様化）が求められる。
- ② また、現在の公式ポータルでは携帯事業者がポータル機能と認証・課金機能を一体的に提供しているが、公式ポータル・それ以外のポータルの別を問わず認証・課金機能の担い手を増加させること（認証・課金機能の提供主体の多様化）が求められる。

なお、脚注10(P13)として、以下の記述を追記する。

- 10 モバイルインターネットの現状について、
- 携帯事業者の提供する機能・サービスを利用する場合の契約（公式サイト申請契約等）の交渉は、優越的地位にある携帯事業者が主導権を握るかたちになっている
（オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所）
 - 携帯事業者は自社に有利な内容の契約を提示し、その修正要望を受け容れることは少なく、携帯事業者の提供する機能・サービス利用を認めることと引き換えに、コンテンツプロバイダが遵守困難と思われる契約の締結を求めてくる
（オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所）

<p>意見4 ビジネスモデル多様化の進展やプラットフォームの相互運用性・多様性の高まりに向けたプロセスは民間のビジネスベースの判断に任せることを基本とし、行政の関与は市場原理に委ねても公正な競争条件が確保されないケースに限定すべきであり、特定事業者のみが影響を受けることがないよう配慮すべき。</p>	<p>等の意見が寄せられた。</p> <p>考え方4</p>
<p>■ 【はじめに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデルの多様化、市場の拡大、お客様利便の向上に向けて、通信プラットフォームの在り方について検討を行うことは、一定の意義があると考えます。 ・ビジネスモデル多様化の進展やプラットフォームの相互運用性・多様性の高まりは、市場の自由競争の中でニーズに応じて自ずと実現されていくものです。特定のプレーヤーが単独でサービス提供するために構築したプラットフォームや、多様なプレーヤーが参画可能なプラットフォームなど、複数のプラットフォームが競争を通じて出現するものであることに鑑みれば、プラットフォームの在り方や多様化のプロセスについては、民間のビジネスベースでの判断に任せることが基本であると考えます。 ・特にモバイルビジネスの分野においては、通信プラットフォームに関わるビジネスモデル自体が発展のさなかであり、今後も新たなビジネスモデルやサービスが登場すると考えられますが、それがどのようなものになるのかを予測することは非常に困難です。このような状況で、制度を設けたりビジネスの仕組みに手を加えたりすることは、結果として新たなビジネス創出の足かせになりかねません。 ・従って、行政の関与は、歴史的経緯を背景とする固定系のアクセス回線といったボトルネック設備の存在や、それを保有する事業者によるグルーブドミナンス、ブランド力等の問題により、市場原理に委ねても公正な競争条件が確保されないケースに限られるべきです。 ・また、新事業を創出し、サービスの多様化を通じた利用者利便の向上を図るにあたっては、プラットフォームレイヤーと通信レイヤーとの関係だけでなく、上位レイヤーで市場支配力を持ったプレーヤーが新たに参入し、下位レイヤーに支配力を及ぼす可能性にも留意が必要です。そのため、プラットフォームの在り方の検討に際しては、特定レイヤーの事業者のみが影響を受け、市場がゆがめられることのないよう配慮すべきです。 ・なお、行政の政策自体や各施策への行政の関与が市場にどのような影響をもたらしたのか、という視点で、定量的なデータに基づいて検証・分析を行い、客観的な政策評価を行うことが必要であると考えます。 <p>(KDDI)</p> <p>■ IP 化やブロードバンド化の進展に際し、通信レイヤー上で多様なサービスを円滑に流通させる通信プラットフォームの重要性は今後さらに増していくことが想定されます。これら通信プラットフォーム機能の相互運用性や多様化は、原則、各社が競争の中で創意工夫を行う領域であり、それにより、市場のニーズ等に応じたより柔軟なサービス展開を可能とし、一層のサービスの進化を期待することが可能となるものと考えます。従って、基本的には本件に関する行政による関与は、指定電気通信設備の開放ルールや顧客流動性の阻害要因の除去等、市場原理のみでは解決し得ない問題に限定し、その他については、過度に特定の方向</p>	<p>行政当局には、本研究会で提言した具体的施策を着実に推進することにより、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大やビジネスモデルの多様化、利用者利便の向上を図ることが求められるが、通信プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた取組は、各レイヤーのプレーヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進める必要があると考える。</p>

<p>性を示したり、ましてや特定の者に対して何らかの義務化を行うべきではありません。</p> <p>よって、モバイルビジネスを中心とした本件に係る今後の取組みについては、ルール化・義務化を目指すことなく、当該ビジネス全体の発展が可能となるよう、各種機能の連携等に係る基本原則について、関係者間で共通理解を醸成していくことを重視すべきと考えます。具体的には、本報告書案においては、市場の拡大やビジネスモデルの創出等、今後の検討において参考となる複数の視点が挙げられていますが、それらに加え、以下に挙げるようなポイントについても考慮しつつ、今後、さらなる議論がなされる必要があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －携帯電話事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図っていること －今後、IP化・ブロードバンド化がさらに進展する状況下においては、ユーザへのトータルサービス提供の土台となる携帯電話事業者の安定的なネットワーク・サービス運営を継続する視点がより一層重要となること <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--

1. 基本的視点

<p>意見5 第1章の記述について同様の認識であり、所要の施策展開について支持する。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ また、第1章に記述しているブロードバンド市場についてのさまざまな問題や制約について、弊社も同様の認識を持ち、解決するための所要の施策展開を支持いたします。</p> <p>(ノキア・ジャパン)</p>	<p>◇</p>
<p>意見6 IP化やブロードバンド化の進展にあわせて、市場統合化によるシームレスな市場環境に対応したプラットフォームの相互運用性の確保の在り方について方向性を示すことが求められているとの考えに賛成。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ インターネット上で次々に新しいアプリケーションやサービスが登場し、その基盤となるプラットフォーム・レイヤーの重要性が増す中で、本研究会が設置され、プラットフォーム機能の相互接続性・多様性の在り方について議論が行われたのは大変意味あることと考えます。</p> <p>特に、第1章の基本的視点にも指摘されているように、IP化やブロードバンド化の進展に併せて、固定通信網と移動通信網の組み合わせによるFMCサービスの提供が開始され、携帯端末向けマルチメディア放送に代表される通信と放送の融合・連携を先取りするようなサービス提供の開始も視野に入ってきている中で、固定通信網・移動通信網の別を問わず、市場統合化によるシームレスな市場環境に対応したプラットフォームの相互運用性の確保の在り方について方向性を示すことが求められているとの考えに賛成します。</p> <p>(テレコムサービス協会 政策委員会)</p>	<p>◇</p>
<p>意見7 携帯事業者のモバイルインターネットサービス上でアプリケーションを利用する際には、加入者による帯域の共有という固定系とは異なる特徴によりネットワーク制約が生じるもの。モバイルビジネス市</p>	<p>考え方7</p>

<p>場は、今後も競争を通じて垂直統合型及び水平分離型ビジネスモデルのバランスを保ちながら自ずと発展していく。なお、水平分離型ビジネスモデルを利用者に安心に提供するには、事業者の責任分界点を明確にすることが必要。</p>	
<p>■ ・移動体の無線設備には、特定の帯域を全加入者で共有するという、固定系とは異なる特徴があります。そのため、携帯事業者のモバイルインターネットサービス上で通信を行う機能を持ったアプリケーション等を利用する際には、ネットワークレイヤーとの関係においてある程度の制約が生じるものです。</p> <p>・垂直統合型ビジネスモデルは、多様な料金プラン・高度なサービス・豊富な端末ラインアップの創出に貢献し、モバイルビジネス市場の拡大を牽引してきました。</p> <p>・現状でも、携帯事業者の垂直統合型ビジネスモデルの上で、プラットフォームを活用したコンテンツプロバイダや法人ユーザーが様々なサービスを提供しており、各事業者は、利用者が自らの選択でサービス多様化の利益を享受できる環境の実現に向けて取り組んでいるところです。更に、各事業者は、市場ニーズを見ながら、独自にサービスを提供する企業がプラットフォームを利用する際の条件の整備を進めるなど、水平分業型ビジネスモデルへの対応にも取り組んでおり、今後もこうした事業者間の競争を通じて、モバイルビジネス市場は垂直統合型ビジネスモデルと水平分業型ビジネスモデルがバランスを保ちながら自ずと発展していくものと認識しています。</p> <p>・なお、水平分業型ビジネスモデルでお客様に安全・安心にサービスをご利用いただくためには、各事業者の責任分界点を明確にし、広く周知することも必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>報告書は、移動通信サービスにおける垂直統合型のビジネスモデルを否定するものではない。安定的な通信サービスの提供の確保や事業者間の責任関係の明確化を行いつつ、これまでの垂直統合型のビジネスモデルに加え選択肢として、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむことができる環境の一層の整備促進を期待するものである。</p> <p>このため、P3の表現を以下のとおり一部修正する。</p> <p>「今後は固定ブロードバンド市場とモバイルビジネス市場が有機的に連携したり、更には市場の統合化等が進展したりすることが見込まれる中、移動通信サービスにおいても、これまでの垂直統合型のビジネスモデルだけではなく、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむことができる環境を整備していくことが望ましい。」</p> <p>↓</p> <p>「今後は固定ブロードバンド市場とモバイルビジネス市場が有機的に連携したり、更には市場の統合化等が進展したりすることが見込まれる。<u>移動通信サービスにおいても、周波数の使用に制約のあるなか安定的な通信サービスの提供を確保し、利用者が安心・安全にサービスを利用できるよう事業者間で責任関係の明確化を行いつつ、これまでの垂直統合型のビジネスモデルだけではなく、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむことができる環境を整備していくことが望ましい。</u>」</p> <p>(P3)</p> <p>なお、端末、通信、プラットフォーム、コンテンツ・ア</p>

	<p>アプリケーションの各レイヤーごとの機能分離によって複数の主体が協働して構築する水平分業型モデルの登場に伴い、関係する主体間の相互関係を整理し、主体別にどのようなリスク・課題が発生する可能性があるか、具体的なサービスや利用シーンごとに抽出し、利用者にとって有用な責任分担モデルを構築することが必要である。</p> <p>この点について、産学官で構成する「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において、引き続き、検討を進めていくことが望まれる。</p>
<p>意見8 NTT東西のNGNは各種インターフェースや様々な接続条件を既にオープンにしており、オープン性は確保されている。むしろ、他事業者のNGN等のオープン性が確保されているか検証が必要。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ ・08年3月に商用化した当社のNGNは、各種インターフェース(SNI/NNI/UNI)や様々な接続条件を既にオープンにしております。これらオープンにしたインターフェース等により、一昨年のフィールドトライアル開始時よりコンテンツプロバイダー等と連携し、NGN上で新たなサービスを実現してきており、また、より多くのプレイヤーの方々と現在も連携して多彩なサービスの実現に向けて取り組んできております。よって、当社のNGNのオープン性は十分確保されていると考えております。</p> <p>・むしろ、お客様の利便性や選択の自由の確保の観点から、他事業者にみられる垂直統合型ビジネスモデル(自社又は自社系列のISPのみとの接続など)の方が問題になる可能性があると考えており、他事業者のNGN等についてオープン性が確保されているかどうかについて検証する必要があると考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ ・08年3月に商用化した当社のNGNは、各種インターフェース(SNI/NNI/UNI)や様々な接続条件を既にオープンにしているところです。</p> <p>・西日本エリアのIT産業界の活性化を目的に設立した「V6プレミアム・フォーラム」を発展・拡大し、「次世代サービス共創フォーラム」と連携した取組みによりNGN技術を活かした新たなビジネスモデルの創出に取り組むなど、当社としては、今後も、資本関係の有無に係らずNGN上で新たなプラットフォームやサービスを提供する様々なプレイヤーと連携して多彩なサービスの実現に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>NTT東西のNGNについては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申に基づき、関係省令等が改正され、第一種指定電気通信設備への指定及び機能のアンバンドルが行われたが、NTT東西のNGNは、今後の段階的發展が想定されているため、指定対象の設備等の有効性・適切性については、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p>
<p>意見9 プラットフォームのオープン化により、現在キャリアが認証・課金、顧客情報管理をコンテンツプロバイダに代わり提供していることにより成立している以上の経済効果が期待できるのか検討が必要。コンテンツプロバイダのビジネスが縮小してしまうことを危惧。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 当検討を推進する前提として、現在、CPとキャリアの間でCPに変わりキャリアが認証代行、課金代行、顧客情報管理を行っている点でのCPの参入のしやすさ、キャリアイメージに成り立つビジネスモデルが成</p>	<p>報告書は、移动通信サービスにおける垂直統合型のビジネスモデルを否定するものではない。安定的な</p>

<p>立していると思われます。既にその文化にてモバイルコンテンツが成立していると思われます。</p> <p>今回、オープンプラットフォームにてキャリアフリーのモデルを行うにあたり、既存のCPの乗換えや新規参入時での新たに発生するコストなどを考慮し、今のモバイルコンテンツの文化以上の経済効果が期待できるのか？など、まずそのような観点にて検討をして頂きたいと考えます</p> <p>欧米で展開されている形態に近づく事になるのであるが、欧米ではそれほどコンテンツビジネスは成功を収めていない事から、最終的に日本のコンテンツプロバイダーのビジネスが縮小してしまい、エンドユーザに不利益になるのではないかと危惧します</p> <p>(MVNOを創る会)</p>	<p>通信サービスの提供の確保や事業者間の責任関係の明確化を行いつつ、これまでの垂直統合型のビジネスモデルに加え選択肢として、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむ環境の一層の整備促進を期待するものである。</p>
<p>意見10 セキュリティについての観点が欠けており危険。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ セキュリティの観点が欠けており極めて危険。インターネットが何か理解してない。</p> <p>(個人3)</p>	<p>報告書においては、具体的施策を展開するに当たっては、利用者が自らの選択によって安心・安全にサービスの多様化の利益を楽しむことができる市場環境を作り出していく必要がある旨、指摘しているところである。</p>
<p>意見11 資料4の引用箇所を変更すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>■ 資料4を引用している箇所が本文記載の内容と合致しておりません。2頁の第3パラグラフの最後の文章で資料4を引用すべきと考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>資料4を引用する箇所を、P2第2パラグラフから、P2第5パラグラフに変更する。</p>

2. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保の必要性

1)プラットフォームの位置付け

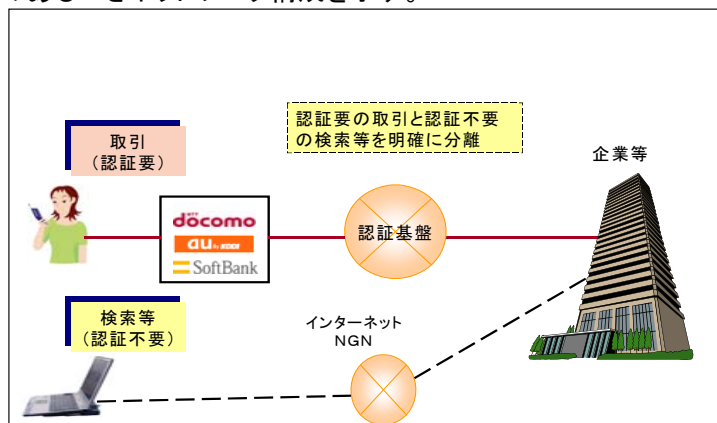
<p>意見12 市場の発展を促すためには、プラットフォーム機能の範囲を特定領域に制限せず、自由な発想での事業展開が可能となるような環境整備が必要。</p>	<p>考え方12</p>
<p>■ 「レイヤー構造におけるプラットフォームは、通信事業者が担っている通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションレイヤーの間に位置するものと便宜上整理することが可能であるが、プラットフォームの実現形態は多様であり、一意に特定することは困難な面も存在する。」(報告書(案)p.4からの抜粋)</p> <p>⇒</p> <p>『プラットフォームの実現形態が多様であり』との意見には賛同するが、多様であるがゆえに、事業者やベンダー間の競争の源泉であると共に、技術的にも変化が激しい分野である。</p> <p>従って、市場の発展を促すためには、プラットフォーム機能の範囲を特定領域に制限せず、自由な発想での事業展開が可能となるような環境整備が必要と考える。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>御指摘のとおり、プラットフォームの実現形態は多様であり変化の激しい分野であるため、一意に特定することは困難である。このため、報告書においては、プラットフォームを通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションレイヤーの間に位置するものとする整理を「便宜上の整理」とし、脚注3(P5)において、例えば、端末とサーバの連携、あるいは上位レイヤー側のみで実現する形態もあり得ること等を注記しているところである。</p>
<p>意見13 端末レイヤーはすべての上位レイヤーを終端する機能を有していることから、プラットフォームの多様性について議論する上では、通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションの間に位置するプラット</p>	<p>考え方13</p>

<p>フォームの視点と、端末レイヤーのオープン化の視点の両面から検討を進めることが重要であることを明記すべき。</p>	
<p>■ プラットフォームの具体的な範囲について、報告書本文(4頁)において「レイヤー構造におけるプラットフォームは、通信事業者が担っている通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションレイヤーの間に位置するものと便宜上整理することが可能であるが、プラットフォームの実現形態は多様であり、一意に特定することは困難な面も存在する。」とされており、端末からの視点は同脚注で「プラットフォームは通信レイヤーの上位に位置すると考えるのが一般的な考え方であるが、これにとどまらず、例えば、端末とサーバの連携、あるいは上位レイヤー側のみで実現する形態(コンテンツ・アプリケーションと一体的に整備される形態であり、クラウド・コンピューティングなどがこれに該当)もあり得ると考えられる。」と補足されるに留まっています。端末レイヤーは通信レイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの全ての上位レイヤーを終端する機能を有しており、プラットフォームの多様性について議論する上では、通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションの間に位置するプラットフォームの視点と、端末レイヤーのオープン化の視点の両面から検討を進めることが重要であることを本文中に明記すべきと考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>御指摘の点については、端末API等の互換性向上がコンテンツ・アプリケーションの流通を円滑にし、プラットフォームの相互運用性の確保と同様の効果をもたらすものであることから、第5章「プラットフォームの相互運用性の確保」において携帯端末API等の互換性の向上を提言しているところである。</p>
<p>意見14 現在キャリアが管理している様々な部分について切り分けの明確さが必要。</p>	<p>考え方14</p>
<p>■ キャリアフリーになる以上、現在キャリアで管理(責任を負っている)している様々な部分、ネットワーク、顧客情報管理などの切り分けの明確さを望みます (MVNOを創る会)</p>	<p>端末、通信、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーごとの機能分離によって複数の主体が協働して構築する水平分業型モデルの登場に伴い、関係する主体間の相互関係を整理し、主体別にどのようなリスク・課題が発生する可能性があるか、具体的なサービスや利用シーンごとに抽出し、利用者にとって有用な責任分担モデルを構築することが必要である。 この点について、産学官で構成する「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において、引き続き、検討を進めていくことが望まれる。</p>
<p>意見15 既存電子マネー等の利用で問題ないため、不要。</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ 不要。WebMoney等の利用で問題無い。逆に漏洩で料金請求の危険性大。 (個人3)</p>	<p>現在のモバイルインターネットにおける公式ポータルの場合には、利用者がコンテンツを利用する際の認証・課金機能を携帯事業者が提供する仕組みが採用されている。コンテンツ・アプリケーション市場の拡大、ビジネスモデルの多様化、利用者利便の向上の観点からプラットフォームの多様性を確保するためには、公式ポータル・それ以外のポータルの別を問わず</p>

	<p>認証・課金機能の担い手を増加させること(認証・課金機能の提供主体の多様化)が求められる。</p> <p>なお、認証・課金機能の多様性の確保に合わせて、複数の通信事業者等に個人が登録した属性情報が本人の意図に反して流通する事態が生じることは回避する必要があると考える。</p>
<p>意見16 認証を要する取引及び認証不要な検索等が一体となっている現状のネットワーク構成を再検討し、用途別にネットワークを分離することが必要。また、コンテンツビジネスの促進のためには、安心・安全かつ確実な認証を実現するために、認証に関して抜本的な見直しが必要。なお、課金機能は認証機能が成り立つことで初めて成立することから、コンテンツレイヤーに含まれると考える。</p>	<p>考え方16</p>
<p>■ 通信プラットフォームの在り方の報告書には多くの事が総合的に盛り込まれているが、私はプラットフォームの根幹となる認証を中心に意見を述べたい。</p> <p>なお、募集要領に示されているフォーマットでは記述しにくいので、私見も交えて自由な形式での意見を述べるので了解して頂きたい。</p> <p>1. ネットワークの構成(報告書の項番2)</p> <p>①現状のネットワーク構成</p> <p>日本もネットワーク社会に移行しつつあるが、それにつれて犯罪も増加傾向にある。色々と対策が講じられているが、一向に改善がみられず犯罪が増加する一方である。これは、現状のネット構成や取引の仕組みを根本的に見直す必要があるのではないか。</p> <p>以下に現状のネットワーク構成のイメージを示す。</p> <div data-bbox="383 903 1023 1278" data-label="Diagram"> </div> <p>上図に示すように、現状のネットワーク社会における仕組みは、認証を要する取引(電子政府等も含む)も認証が不要な検索(アンケート等含む)等も渾然一体となっている。このような現状のネットワークの仕組み(構成)を再検討する必要があるだろう。</p>	<p>☆</p>

②今後のネットワーク構成

以下に今後のあるべきネットワーク構成を示す。



②が①の構成と明らかに異なるのは、用途別にネットワークを分離している点である。認証を要する取引と、認証不要の検索等は明らかに電文等の制御やデータ処理が異なるからである。

特に、IPネットワークにおいてはデータリンクの確立という概念が無いので、その用途別処理、特にセキュリティを担保する処理は一段と難しいのである。

以上の観点から、私はネットワークの構成を用途別に明確に分離すべきと考える。

③ネットワーク分離のメリット

上図のように用途別にネットワークを分離すると、外部からの電文を受け入れるサイト(URL)は通常は携帯サイトから認証基盤を経由した電文しか来ないので、ウイルス等の被害を受けることはない。

2. ネットワーク取引における認証とは(報告書の項番2, 3, 4)

ネットワーク取引における最大のポイントは「認証」にある。認証に関しては本報告書に記述されているが、私は以下に示す二点が重要であると考えます。

①利用者から見て、接続先サイトの認証(真正の確認)

②コンテンツサイトから見て、利用者の本人認証

現状において、①のサイト認証の多くは電子証明書を利用したSSLによって行なわれている。また、②の本人認証は各サイトが発行する、ID、パスワードにより行なわれている。

しかしながら、この①と②による認証方式では多くの被害が発生しており、フィッシング詐欺や、成りすましによる被害を阻止する事ができないのが現状である。

SSLに関しては近年、EV-SSLへの移行を呼びかけている。しかし、EV-SSLの基本的な仕組みはこれまでのSSLと同じ方式であり、電子証明書の発行手続きが厳格化されてだけである。これでは対症療法にすぎず、サイト認証の根本的な解決とはいえないのではないかと懸念する。

<p>また、ID、パスワードによる成りすましの防止に関しても、固定のパスワードから銀行等においては可変パスワードやワンタイムパスワードの導入が進められている。しかし、これらの可変パスワードやワンタイムパスワードも、2006年にアメリカで大規模に発生した「中間者攻撃」によるなりすましが起こっている。この対策も、期待するほどの効果が無いことが証明されている。</p> <p>コンテンツビジネスを大幅に促進させるには、この2つの認証が上手く機能しなければ絵に描いた餅になりかねない。利用者には安心・安全を、コンテンツサイトには確実な本人認証が欠かせないからである。</p> <p>以上から、①および②の認証に関しても抜本的な見直しが必要ではないかと考える。</p> <p>3. プラットフォームについて(報告書の項番2, 3, 5)</p> <p>報告書にも記述されているが、プラットフォームの機能として以下の二点の機能が盛り込まれている。</p> <p>①認証機能 ②課金(決済)機能</p> <p>①の認証機能は当然ながらネット取引においては根幹を成す機能であり必須であるといえる。しかし、課金(決済)機能は、認証機能が成り立って始めて成立する処理である。つまり、位置付けとしては課金もコンテンツレイヤーに含まれると考える。</p> <p>(個人4)</p>	
---	--

2)プラットフォームの相互運用性・多様性の確保の効果

<p>意見17 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保はあくまで当事者間の協議により実現していくべきものであり、各社の創意工夫による差別化及び各々の責任による事業の実施が求められる。なお、協議に当たっては、具体的内容の合意形成が図られ、携帯事業者4社がともに対応することが必須。また、事業者に対してシステム開発に応分のコスト負担が求められるものと認識。</p>	<p>考え方17</p>
<p>■ ・当社は、従来からiモードプラットフォームにおいて、①コンテンツ採用基準の明確化(2001年3月～)、②ISP接続インターフェースの提供(2002年1月～)、③iモードIDの提供(2008年4月～)等のオープンな取り組みを実施してきており、今後もユーザーニーズや事業者要望に応じ、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に取り組むことでwin-winの関係を構築出来るものと期待しているところです。</p> <p>・こうしたプラットフォームの連携強化を進めるにあたっては、あくまで通信事業者とコンテンツプロバイダ(以下CP)等との間の協議により実現していくべきものであると考えます。</p> <p>また、各社が創意工夫により差別化を図ることで、多様なビジネスモデルが構築され、市場活性化につながる必要があると認識しております。</p> <p>・プラットフォームの連携強化の協議を進めるにあたり、ユーザーニーズや事業者要望を踏まえ、連携を進めるべきメニューの必要性の見極めや実現のタイミング等、具体的内容の合意形成が図られることが必要であり、その際、携帯事業者4社がとも実現に向けて対応することが必須であると考えます。</p>	<p>行政当局には、本研究会で提言した具体的施策を着実に推進することにより、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大やビジネスモデルの多様化、利用者利便の向上を図ることが求められるが、通信プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた取組は、各レイヤーのプレーヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進めることが必要と考える。</p>

<p>更に、プラットフォームの連携強化の実現にあたっては、システム開発に伴うコストが生じることが想定されるから、事業者に対して応分のコスト負担が求められるものと認識しております。 (NTTドコモ)</p>	
<p>意見18 ビジネスモデルの多様性における効果はあると考えられるが、既存モデル以上のメリットがないと利用されるかは分からない。また、既存のコンテンツとの両立という観点も必要。</p>	<p>考え方18</p>
<p>■ 多様性における効果はあると思いますが、既存モデルも存在するため、それ以上のビジネス面も含めた効果がないと利用されるかどうか難しいのではないのでしょうか？ 例えば 国による金銭的な補助も含めて。 また 既存のキャリアコンテンツとの両立という観点も必要だと思います (MVNOを創る会)</p>	<p>報告書は、移動通信サービスにおける垂直統合型のビジネスモデルを否定するものではない。安定的な通信サービスの提供の確保や事業者間の責任関係の明確化を行いつつ、これまでの垂直統合型のビジネスモデルに加え選択肢として、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむ環境の一層の整備促進を期待するものである。</p>
<p>意見19 検索における利用者利便の向上のために、公式サイトか一般サイトかにかかわらず検索結果は平等に表記されるべき。</p>	<p>考え方19</p>
<p>■ 検索など利用者利便の向上のための改善要求(7頁2. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保の効果③ 利用者利便の向上) ある企業が公式サイトでない場合、通信事業者ポータルサイトでその企業を検索すると ユーザーの認知も高い当該企業のサイトが検索結果の上位に表示されないケースがあります。これはすなわち、公式サイトであるかどうかは検索結果にも影響を与えているという事例ですが、検索を行っているユーザー視点で考えると、本来は公式サイトか一般サイトかにかかわらず検索結果は平等に表記されるべきだと思います。また、将来的には、市場活性化に伴いモバイルコンテンツプロバイダが更に増え、公式、一般サイトといった区別がなくなり、ポータルサイトにおける検索方式がディレクトリ型から検索エンジン対応型サーチに変わっていく変化を期待します。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	<p>☆ なお、検索結果の表示方法も含めコンテンツをどのように掲載するかについては、原則として各プラットフォーム事業者(携帯事業者を含む。)の経営判断にゆだねられるべきものであるが、コンテンツプロバイダ等は情報の非対称性及び交渉力の面で劣位に置かれていると認められることから、プラットフォーム事業者(携帯事業者を含む。)とコンテンツプロバイダ等との間で同等の立場に立って健全な協議が行い得る環境整備を図る必要があると考える。</p>
<p>意見20 消費者利便の確保のためにはネットワークレイヤーの安定的運営が必要不可欠であり、利便性向上施策はこの前提が十分確保されて初めて意味を持つため、携帯電話市場におけるプラットフォームの役割や携帯事業者の安定的なネットワーク・サービス運営の確保等を十分に踏まえることが必要。</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ 消費者利便の確保のためには、まず第一に、ユーザが安心安全にサービスを楽しむための土台となるネットワークレイヤーの安定的運営が必要不可欠です。そして、この安定的なネットワーク運営という視点は、今後のさらなる IP 化・ブロードバンド化の流れの中で、より一層重要となります。コンテンツ等へのアクセスの容易性やサービスの多様性といったさらなる利便性向上施策については、こうした前提が十分確保されてはじめて、意味を持つものです。 従って、プラットフォームの相互運用等の効果の計測や優先度の判断においては、総論にて述べたよう</p>	<p>移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約のある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要である。 このため、P18に以下のとおり表現を一部追記す</p>

<p>な、携帯電話市場におけるプラットフォーム機能の役割や、携帯電話事業者の安定的なネットワーク・サービス運営の確保等を十分に踏まえることが必要です。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>る。</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。」</p> <p>↓</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。<u>さらに、安定的なネットワーク運営への配慮や未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が求められる。</u>」(P18)</p>
<p>意見21 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保の効果は期待できず、天下り懸念もある。 ■ 期待出来ない。また、政府機関・管理団体の肥大化による天下り懸念有り。 (個人3)</p>	<p>考え方21</p> <p>報告書の内容は、「政府機関・管理団体の肥大化」や「天下り」を企図するものではない。</p>

3)“オープン型プラットフォーム環境”の実現に向けて

<p>意見22 オープンな第3者機関の設立及び運用が必要。 ■ 第3者機関の設立、運用しかないとします また この第3者機関においては 構成員を含め“政治的意図”のない、オープンなものを望みます (MVNOを創る会)</p>	<p>考え方22</p> <p>プラットフォームは基本的にネットワークの外部性が働きやすく、寡占性による市場のゆがみが生じることが懸念されることから、オープン性が高く、競争的な提供が可能となるような市場環境の整備が必要である。</p> <p>行政当局には、本研究会で提言した具体的施策を着実に推進することにより、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大やビジネスモデルの多様化、利用者利便の向上を図ることが求められるが、通信プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた取組は、</p>
--	--

	各レイヤーのプレーヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進めることが必要と考える。
意見23 セキュリティの観点で責任分界点が不明確である。	考え方23
<p>■ セキュリティの観点で責任分界点が見えてない。下位も上位も漏洩危険有り。 (個人3)</p>	<p>報告書においては、具体的施策を展開するに当たっては、利用者が自らの選択によって安心・安全にサービスの多様化の利益を享受できる市場環境を作り出していく必要がある旨、指摘しているところである。</p> <p>また、端末、通信、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーごとの機能分離によって複数の主体が協働して構築する水平分業型モデルの登場に伴い、関係する主体間の相互関係を整理し、主体別にどのようなリスク・課題が発生する可能性があるか、具体的なサービスや利用シーンごとに抽出し、利用者にとって有用な責任分担モデルを構築することが必要である。</p> <p>この点について、産学官で構成する「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において、引き続き、検討を進めていくことが望まれる。</p>

3. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた検討の進め方

意見24 プラットフォームの相互接続性・相互運用性の確保が重要であることは理解。こうした動きには民間での議論を深めることが必要で、行政当局においてはこうした活動支援の観点からの注視を期待。また、グローバルなビジネス展開に向け、最初から国際標準化を意識した戦略的対応が必要。	考え方24
<p>■ CIAJ 会員企業各社は、プラットフォーム領域の重要性を認識しており、様々な取組を強化している。プラットフォーム同士の連携や相互接続性・相互運用性の確保が重要であることは理解するものである。こうした動きを円滑に進めるためには、民間での議論を深めることが必要である。政府には、こうした活動を支援する観点から、市場やビジネスの発展状況を注視されることを期待したい。</p> <p>また、グローバルなビジネス展開に向けて、市場環境への取り組みが後手に回らないようにするためにも、最初から戦略的に国際標準化を意識した対応が必要である。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	◇
意見25 現在障壁になっていると思われるキャリア間でのOS等の統一化に向け、現在の障壁の明確化等についてオープンな状況下で現場の意見を取り上げつつ進めていくべき。	考え方25
<p>■ 現在の障壁になっていると思われる、キャリア間での OS、言語、IFなどの統一化が必要になるとは考えますが、まず 現在の障壁の明確化、ついで、オープンプラットフォームでの様々なシステムの決め事(OSな</p>	<p>端末API等の互換性向上を携帯事業者間で実現することは様々なステークホルダー(関係者)にとって</p>

<p>ど)は 密室でなくオープンな状況下で決めて頂きたいと思います。 できましたら、既存のCPの参加、アンケートなどにより多くの現場の意見をとりあげていただきたい (MVNOを創る会)</p>	<p>重要であり、3. 9Gの商用サービス開始時期を念頭に置きつつ、関係者で構成する既存のフォーラムの活用などを視野に入れながら、可能な限り速やかに協議を開始することが望ましい。</p>
<p>意見26 ネットワークの安定提供の観点からは、ネットワーク保有者と非保有者が同一条件でプラットフォームを活用することが困難なケースも想定される。</p>	<p>考え方26</p>
<p>■ 前述のとおり、今後、ネットワークの安定提供の側面はさらに重要性を増すことが想定され、その中で通信プラットフォーム機能が果たすべき役割は非常に大きいものと考えます。こうした観点においては、例えば後述するポータル機能のように、ネットワークを保有する者とそうでない者が必ずしも同一条件での機能の活用を図ることが困難なケースも想定されます。本件については、「第4章 モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保」に対する意見箇所において詳述します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約のある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要である。 このため、P18に以下のとおり表現を一部追記する。</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。」</p> <p>↓</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。さらに、安定的なネットワーク運営への配慮や未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が求められる。」(P18)</p>
<p>意見27 固定通信市場と移動体通信市場の異なる特徴に留意が必要。無線帯域の加入者間での共有や有限資源である周波数の利用等の特徴を有する移動体通信市場においては、市場原理に基づく自由競争の中で垂直統合型ビジネスモデルを含む多様なモデルが認められるべきである。一方、通信レイヤーにおけるボトルネック性が存在する固定通信市場においては、公正競争を確保するためにNTT東西のNGN等ネットワークのオープン化が不可欠。</p>	<p>考え方27</p>

<p>■ ・前述のとおり、移動体については、特定の無線帯域を全加入者で共有するという、固定系とは異なる特徴があります。そのため、水平分業型ビジネスモデルにおいて連携を図る場合も、ネットワークレイヤーとの関係において制約が生じる点に留意が必要です。</p> <p>・新たなビジネスモデルを創出すること自体は目的ではなく、市場の拡大やお客様利便の向上を図ることこそが重要です。モバイルビジネスにおいても、市場の自由競争の中で各事業者がニーズに応えるための取り組みを進めることにより、自ずとビジネスモデルの多様化が進展し、プラットフォームの相互運用性・多様性が高まっていくものと認識しています。</p> <p>・そのため、行政が環境整備のために制度的・人為的な取り組みを進めた結果、市場にゆがみが生じ、市場の拡大やお客様利便向上を阻害することがないようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 固定通信市場と移動体通信市場の比較の上では、各々の市場で特徴的なビジネスモデルが展開されている要因等を理解し、それら特性を踏まえ、市場毎に異なるプラットフォーム連携の在り方を模索する方向性が望ましいものと考えます。</p> <p>具体的には、移動体通信市場においては、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービスを継続するため、これまで垂直統合モデルを中心として、サービス・端末仕様等を工夫して事業を展開している実状が存在し、今後も、原則として、市場原理の中で多様なモデルが認められるべき領域です。</p> <p>他方、固定通信市場においては、移動体通信市場にあるようなこれらの制約はないものの、通信レイヤーにおけるボトルネック性に起因した市場支配力を抑止するために、ネットワークのオープン化の義務が法的にも課されている状況にあります。こうした固定通信網におけるボトルネック性の問題は IP 化等が進展する状況下においても何ら変わるものでなく、ボトルネック性を有するアクセス回線はもちろんのこと、それと一体で設置される東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の二社をあわせて「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク等についても、常に公正競争の確保に配慮しつつ、設備開放等の適正な措置を講じていくことが必要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>報告書は、移動通信サービスにおける垂直統合型のビジネスモデルを否定するものではない。安定的な通信サービスの提供の確保や事業者間の責任関係の明確化を行いつつ、これまでの垂直統合型のビジネスモデルに加え選択肢として、利用者が自らの選択によって自由な組合せで自分のニーズに応じたサービスを楽しむ環境の一層の整備促進を期待するものである。</p> <p>NTT東西のNGNについては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申に基づき、関係省令等が改正され、第一種指定電気通信設備への指定及び機能のアンバンドルが行われたが、NTT東西のNGNは、今後の段階的発展が想定されているため、指定対象の設備等の有効性・適切性については、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p>
<p>意見28 NTT東西のNGNは各種インターフェースや様々な接続条件を既にオープンにしており、オープン性は確保されている。むしろ、他事業者のNGN等のオープン性が確保されているか検証が必要。</p>	<p>考え方28</p>
<p>■ ・08年3月に商用化した当社のNGNは、各種インターフェース(SNI/NNI/UNI)や様々な接続条件を既にオープンにしております。これらオープンにしたインターフェース等により、一昨年のフィールドトライアル開始時よりコンテンツプロバイダー等と連携し、NGN上で新たなサービスを実現してきており、また、より多くのプレイヤーの方々と現在も連携して多彩なサービスの実現に向けて取り組んできております。よって、当社のNGNのオープン性は十分確保されていると考えております。</p> <p>・むしろ、お客様の利便性や選択の自由の確保の観点から、他事業者にみられる垂直統合型ビジネスモデル(自社又は自社系列のISPのみとの接続など)の方が問題になる可能性があると考えており、他事業者のNGN等についてオープン性が確保されているかどうかについて検証する必要があると考えております。</p>	<p>NTT東西のNGNについては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申に基づき、関係省令等が改正され、第一種指定電気通信設備への指定及び機能のアンバンドルが行われたが、NTT東西のNGNは、今後の段階的発展が想定されているため、指定対象の設備等の有効性・適切性については、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p>

<p>(NTT東日本)</p> <p>■ ・08年3月に商用化した当社のNGNは、各種インターフェース(SNI/NNI/UNI)や様々な接続条件を既にオープンにしているところです。</p> <p>・西日本エリアのIT産業界の活性化を目的に設立した「V6プレミアム・フォーラム」を発展・拡大し、「次世代サービス共創フォーラム」と連携した取組みによりNGN技術を活かした新たなビジネスモデルの創出に取り組むなど、当社としては、今後も、資本関係の有無に係らずNGN上で新たなプラットフォームやサービスを提供する様々なプレイヤーと連携して多彩なサービスの実現に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見29 デジタルは輪切りにできないものであり、セキュリティ議論がなされておらず、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保は必要ない。</p>	<p>考え方29</p>
<p>■ 必要無い。デジタルは輪切りに出来ない。セキュリティ議論が成されていない。</p> <p>(個人3)</p>	<p>報告書においては、具体的施策を展開するに当たっては、利用者が自らの選択によって安心・安全にサービスの多様化の利益を享受できる市場環境を作り出していく必要がある旨、指摘しているところである。</p>

4. モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保

<p>意見30 携帯電話のトップ画面を通じて携帯事業者以外もポータルを提供可能にし、利用者においてポータルを自由に選択できるようにすべき。携帯事業者から一体的に提供されているポータル機能と認証・課金機能について、認証・課金機能だけを利用できるよう分離・開放し、どの認証・課金サービスを利用するかはコンテンツプロバイダやエンドユーザーの自由な選択にゆだねるべき。</p>	<p>考え方30</p>
<p>■ 現在、公式サイトとは、携帯電話事業者からコンテンツプロバイダに対して「ポータル(メニュー)への掲載」と「認証・課金サービス」が一体のサービスとして提供されています。たとえば、既に自社顧客を保有している企業の場合には、必要に応じて「認証・課金サービス」だけを利用できるよう分離・開放すべきだと考えます。また、携帯電話のトップ画面を通じて携帯電話事業者以外の者がポータルを提供できるようにし、利用者において携帯電話事業者のポータルか他事業者のポータルかを自由に選択できるようにすべきだと考えます。その上で、コンテンツ配信環境についても他事業者のポータルが独自に構築できるようにすべきだと考えます。</p> <p>また、一般サイトでは、継続月額課金を利用したビジネスを行うことはまったくできません。このような取り扱いには開放するべきであると考えます。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p> <p>■ 現在、利用者が4桁の数字の入力で済む認証・課金サービスは公式サイトを中心とした(一部一般サイト</p>	<p>◇</p> <p>モバイルインターネットにおけるプラットフォームの多様性の確保を実現する観点から、携帯端末におけるトップ画面に利用者が自ら事前選択したポータルを登録できる環境を整備する等、競争ポータルについて、公式ポータルと同程度のアクセス容易性を確保することが適切と考える。</p> <p>また、認証・課金機能の提供範囲・提供主体を一層拡大・多様化することにより、コンテンツプロバイダ等の事業展開の柔軟性が確保され、新たなコンテンツ供給者の新規参入を促進することにより、コンテンツ・</p>

<p>でも可)携帯電話事業者が提供する認証・課金サービスのみとなっています。各携帯電話事業者は公式サイト¹の運営者に対して自社または自社と資本的に関係の深い決済事業者の認証・課金サービスのみの利用を前提としています。これを他社が提供する認証・課金サービスも利用できるようにすべきであると考えます。その上で、携帯電話事業者の認証・課金サービスと他社の認証・課金サービスのどちらを選択するかは、コンテンツプロバイダーやエンドユーザーの自由な選択にゆだねるべきであると考えます。この点、他社が提供する認証・課金サービスの申込受付については、既存の携帯電話サービスの販売窓口における携帯電話の販売と同時に取扱いを実施し、利用者が携帯電話事業者の認証・課金サービスを利用するか他社の認証・課金サービスを利用するかを選択できるようにすべきであると思います。</p> <p>このように複数選択が可能になることにより競争環境を通じてフェアでオープンな市場が生まれ、モバイルビジネスの活性化につながると思います。たとえば、現状では、携帯電話事業者へ支払う課金決済手数料が毎月10万円(売上)の小口のコンテンツプロバイダーも10億円(売上)の大口のコンテンツプロバイダーも適用される課金手数料は一律に同率となっており、現段階ではたとえ大口のコンテンツプロバイダーが手数料率の改善について携帯電話会社に申し入れても交渉に至ることさえ出来ない状況ですが、競争状態が生まれることでこうした事態(課金手数料が低減されないこと)の改善がなされ、市場の活性化につながることを期待されます。</p> <p>(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	<p>アプリケーション市場の拡大が図られることを期待する。</p> <p>関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、ポータル機能の多様化、認証・課金機能の多様化に係る整理事項や利用者保護のための環境整備について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。</p> <p>なお、脚注12(P15)、脚注16(P17)として、以下の記述を追記する。</p> <p>12 ポータル機能の多様化について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者において携帯事業者のポータルか他事業者のポータルかを自由に選択できるようにすべき(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)との意見が寄せられた。 <p>16 認証・課金機能の多様化について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 携帯事業者は「ポータル機能」と「認証・課金機能」を一体的に提供しているが、「認証・課金機能」だけを利用できるよう分離・開放すべき ➤ 利用者が携帯事業者の認証・課金サービスと他社の認証・課金サービスとを選択できるようにし、課金手数料率の改善・競争を図るべき(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)等の意見が寄せられた。
<p>意見31 携帯事業者による認証方式及び位置情報の提供については、公式サイト・一般サイトの区別のない提供等を可能とするため、早急な対応が必要。</p>	<p>考え方31</p>
<p>■ 公式サイト・一般サイト両者における認証機能の互換性の確保(17頁4. 3.認証・課金機能の多様化)※ 別紙2図表②参照</p>	<p>☆</p> <p>関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、ポータル機能の多様化、認証・課金機能の多様化に係る整理事項や利用者保護のための環境整備、位置情報の提供等に関する基本的な考え方の整理について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。</p>

【携帯電話事業者における認証に関する・図表】

公式サイト・一般サイト両者における認証機能の互換性の開放

	ドコモ公式	ドコモ一般	AU	ソフトバンク
リンクパラメーター	リンクパラメーターにNULLGWDDO00MOと記述するとGWサーバーが12桁のIDに変換してCPのサーバーに通知する	※ドコモDリンクパラメーターにgwid=ONは記述すると拡張ヘッダ×DCMGUIDとしてCPのサーバーに対して7桁のIDを通知する	-	-
ユーザーエージェント	リンクに[utm]を指定すると、顧客ユーザーに確認を求め、FDCの場合は11桁の電話番号を、FOMAの場合は15桁の電話番号と20桁のFOMAカード番号をユーザーエージェントにてCPのサーバーに通知する。		-	16桁の端末シリアル番号をユーザーエージェントにてCPのサーバーに通知する。(※シリーズ以降)(ユーザーID通知がオフの場合取得できない)
HTTPヘッダ	-		40桁のサブスライバーIDをHTTPヘッダのx-cp-subnoとしてCPのサーバーに通知する(ユーザーID通知がオフの場合取得できない)	16桁のユーザーIDをHTTPヘッダのx-phone-uidとしてCPのサーバーに通知する(ユーザーID通知がオフの場合取得できない)

※リンクパラメーター: WebページのリンクURLに付随する変数。WebブラウザでURLを表示した際に認められる「?」や「&」で区切られた変数のこと
 ※HTTPヘッダ: WebブラウザからWebサーバーに送信されるHTTPリクエストのうち、本文情報としてではなく、ヘッダ情報として送信されるデータのこと
 ※ユーザーエージェント: Webブラウザの種類やバージョンを記述したHTTPヘッダ中の一項目。

同一の企業が公式サイト・一般サイトの両方を保有する場合に、携帯電話事業者の認証方式が異なるため同一管理が不可能であるケースが存在します。今後のモバイルビジネスの活性化を考えると早急に対応すべき事項と考えます。

(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)

■ 位置情報の開放(18頁4. 3.コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保③ 位置情報の提供の弾力化)※別紙2図表③参照

【位置情報に関する図表】

	GPS		簡易位置情報	
	WEBサイト	アプリ	WEBサイト	アプリ
ドコモ	一般・公式	公式	一般・公式	公式
AU	(一般)公式※	公式	一般・公式	公式
ソフトバンク	一般・公式	公式	一般・公式	公式

※AUのWEBサイトでGPSを取得する方法は周知の事実であるため

公式サイト、一般サイトにおける位置情報は、個人情報の保護が図られることを前提に、そのいずれにおいてもフェアに開放されるべきであると考えます。また、一部の企業のみ利用が優遇される事態が存在するとの指摘もありますがこれは、利用者の利便性の向上および今後のモバイルビジネスの活性化を考える

なお、脚注25(P21)として、以下の記述を追記する。

25 位置情報の提供の弾力化に関連して、
 ➤ 一般サイトへの位置情報の提供は、一部の企業のみ利用が優遇される事態が存在しており、早急な改善が必要
 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)
 等の意見が寄せられた。

<p>と早急に改善されるべき事項と考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	
<p>意見32 コンテンツ掲載・改編やリンクアウト、コンテンツ配信等についてコンテンツプロバイダの判断による事業展開を可能とするために、コンテンツ掲載についての客観的な基準作りやリンクアウトの柔軟性確保を進める必要がある。</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ コンテンツ審査及び掲載基準の一層の簡素化および明確化(17頁4. 3.コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保①コンテンツ掲載基準の一層の明確化) 公式サイトのコンテンツ・ガジェット・アプリ等の作成・配信・改変に関し、個別に携帯電話事業者の許諾を得る必要があり、かつ許諾を得るために非常に長い時間を要するため、コンテンツプロバイダ側としては機動的な情報提供・発信が難しくなっています。公序良俗に反するなど客観的な基準に照らしてコンテンツの内容や表現に問題がある場合は論外として、PC サイトや一般サイトと同様に、客観的な基準に照らして問題がない場合には、基本的にはサイト運営者であるコンテンツプロバイダの責任の中で内容を管理していくことが適当であると考えます。すなわち、公式サイトにおけるコンテンツ掲載や改編については、携帯電話事業者側で判断するのではなく、コンテンツプロバイダ側で判断できるようにすべきだと考えます。また、そのためにもコンテンツ掲載については客観的な基準づくりが必要ではないかと考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p> <p>■ 現各社で提供されているウェブフィルタリングサービスにおいても、フィルタ対象となるサイトの基準が明確でない。 たとえば NTT ドコモでは、政治・宗教・同性愛などはフィルタリング対象となっているが、他社ではフィルタ対象となっていない。 このような扱いは特定の思想・信条をユーザに強いるものであり、かつ、ビジネス上フィルタリングが不利な扱いとなる可能性もあるため、フィルタリングの基準を明確化するべきである。 (個人2)</p> <p>■ 公式サイトにおける、ビジネスモデル選択の開放(17頁4. 3.コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保) 公式サイト、一般サイトにかかわらず、コンテンツプロバイダにおいては、「コンテンツ課金」「広告掲載」「EC(物販)」などを中心とした様々なビジネスモデルを組み合わせた複合的な事業展開への強いニーズがあります。しかしながら、携帯電話事業者はコンテンツプロバイダによる「広告掲載」や「外部リンクアウト」を認めておらず、上記のような複合的な事業展開は実現しておりません。また携帯電話事業者との交渉においては「前例が無い」等、明確な理由が示されないまま一方的にかかるコンテンツプロバイダの要求が拒否されているケースも見受けられ、交渉窓口においてビジネスモデル選択の可能性が奪われているのが実態であります。この点、携帯電話事業者は、本来自由に行われるべきコンテンツプロバイダの事業に対して一種の統制を行っているとも見て取れるため、こうした事態は早急に改善すべきであると考えます。すな</p>	<p>◇ コンテンツ配信プラットフォームの運用方針の透明性の向上(コンテンツ掲載基準の一層の明確化、外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保、位置情報の提供の弾力化、コンテンツ配信機能の提供の弾力化)を図ることにより、コンテンツプロバイダ等のより柔軟な事業展開が可能となり、コンテンツ等の利用形態の多様化を通じたオープン型のモバイルインターネット環境が実現し、利用者利便の向上が図られることが期待される。 関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、コンテンツ掲載基準、リンクアウト、コンテンツ配信機能等の在り方に関する基本的な考え方の整理について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。 なお、脚注10(P13)、脚注18(P19)、脚注22(P20)として、以下の記述を追記する。</p> <p>10 モバイルインターネットの現状について、 ➤ 携帯事業者との交渉においては「前例が無い」等、明確な理由が示されないまま一方的にかかるコンテンツプロバイダの要求が拒否されているケースも見受けられる (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所) 等の意見が寄せられた。</p> <p>18 コンテンツ掲載基準の一層の明確化について、 ➤ 公式サイトのコンテンツ等の作成・配信・改変に関し、個別に携帯電話事業者の許諾を得る必要があり、許</p>

<p>わち、公式サイトを活用してどのような事業を展開するかについては携帯電話事業者の許諾なしにコンテンツプロバイダ側で判断できるようにすべきだと考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p> <p>■ 外部リンク(リンクアウト)の開放(18頁4. 3.コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保. ② 外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保) 現在は、公式サイトから一般サイトへのリンクアウトは、携帯電話事業者によって厳しく規制されています。携帯サイトのコンテンツプロバイダが増えてきた昨今、必ずしも公式サイトだけが公序良俗に反しない有益なサイトとは限りませんし、そうした公式、一般の垣根のない有益なサイト同士の相互リンクの必要性は今後ますます高くなると考えます。したがって、リンクアウトの設定においては「携帯電話事業者の事業戦略上の選択の問題」として携帯電話事業者が決めるのではなく、コンテンツプロバイダの判断で実施できるようにすべきであると考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p> <p>■ コンテンツ配信機能の開放(20頁4. 3.コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保. ④ コンテンツ配信機能の提供の弾力化) 着うた(R)や着せ替えツール(着せ替えアレンジ、ケータイアレンジ)などのデジタル・コンテンツを企業のキャンペーンなど一般サイトで無償提供しようとする、携帯電話事業者による通信制限にかかってしまって、こうしたキャンペーン施策が実施できない場合があります。今後の携帯サイトの活性化、コンテンツ拡充促進のため、コンテンツプロバイダ側で判断したデジタル・コンテンツサービスの展開が出来るように、通信回線の利用についてコンテンツプロバイダ間で差を設けている現状の取扱いについては、改めるべきであると考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	<p>諾を得るために非常に長い時間を要するため、コンテンツプロバイダ側としては機動的な情報提供・発信が難しくなっている。コンテンツ掲載については客観的な基準づくりが必要 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所) との意見が寄せられた。</p> <p>22 外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保について、 ➤ 携帯事業者は公式ポータルでのコンテンツプロバイダによる広告掲載や外部リンクアウトを認めていない。公式ポータルを活用してどのような事業展開を行うかについては、コンテンツプロバイダが携帯事業者の許諾なしに判断できるようにすべき (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所) との意見が寄せられた。</p>
<p>意見33 携帯事業者とプラットフォーム事業者の円滑な協議のために、携帯事業者からの十分な情報開示及び携帯事業者のプラットフォームレイヤーの収益構造の透明化等の環境整備が必要。また、総務省の協議への積極的な関与を要望。</p>	<p>考え方33</p>
<p>■ 2000年から2001年にかけて開催された「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」において、一部の携帯事業者は自社が提供するポータルプラットフォーム機能と同等の接続機能を公開して接続できる仕組みを実効的に約束したにもかかわらず、未だにそれが実現できていない事業者が存在する状況が続いています。本件が可及的速やかに解決・実現されることを強く要望します。 また、「初期画面で公式ポータルと競争ポータルを選択可能な仕組みとし、携帯端末におけるトップ画面に利用者が自ら事前選択したポータルを登録できる」(14頁)機能や、「コンテンツ配信機能の提供の弾力化」(20頁)や「メールアドレス利用の柔軟性の確保」(30頁)について携帯事業者とプラットフォーム事業者との間の協議を円滑に進めていくためには、携帯事業者のポータルサービスプラットフォームに係る情報(ネットワーク構造や機能、伝送網との接続関係、知的所有権有無など)が開示されなければプラットフォーム事</p>	<p>関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、ポータル機能・認証・課金機能の多様化に係る整理事項や利用者保護のための環境整備、コンテンツ掲載基準、リンクアウト、位置情報の提供、コンテンツ配信機能等の在り方に関する基本的な考え方の整理、「標準運用ガイドライン」策定等について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。 なお、行政当局においては、当該協議会にオブザ</p>

<p>業者の事業検討が全く進まないことが想定されるため、まずは携帯事業者より係る情報の十分な開示がなされることを強く要望します。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p> <p>■ 「位置情報や各種コンテンツ配信機能を、競争ポータルを運営するプラットフォーム事業者に提供する場合、携帯事業者が適正な利潤を確保できるように、その対価が合理的な水準に設定されるよう基本的な考え方を整理することも求められる」とされている点について、逆に合理的水準を超えて競争ポータル事業者にとって不当な価格設定がなされることにより、競争ポータル運営者の事業が成立しなくなる懸念があります。従って、携帯事業者のプラットフォームレイヤーの収益構造を透明化し、携帯事業者と競争ポータル運営者の両者にとって適正な価格設定がなされていることを検証できる環境を早急に整備することが望ましいと考えます。また同様に、MVNO モデルで実現する際にも透明性を担保することによって健全な市場環境を整備することが可能となると考えます。これらの点についても、喫緊の課題としてモバイルポータルプラットフォーム協議会(仮称)等で協議されることを強く要望します。</p> <p>なお携帯事業者とプラットフォーム事業者の協議については、民間ベースの「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」において利用環境の整備を進めていくこととなりますが、報告書において「コンテンツプロバイダ等が必ずしも自由な事業展開ができず、携帯事業者とコンテンツプロバイダ等との間で情報の非対称性が存在したまま協議等が行われており」(12 頁)と懸念が表されている通りであり、携帯事業者の十分な情報公開、透明性の下に公正・適正な価格の設定がなされるように、総務省の協議への積極的な関与(オブザーバとしてではなく正式なメンバとしての参加、若しくは行政当局により運営される検討の場の設置)を要望します。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>ーバーとして参加するとともに、個々の事案をベースに、電気通信事業法に基づき公正競争確保の観点から所要の環境整備を図ることも必要である。 なお、脚注26(P23)として、以下の記述を追記する。</p> <p>26 「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」での協議について、 ➤ 携帯事業者とプラットフォーム事業者の円滑な協議のために、携帯事業者からの十分な情報開示及び携帯事業者のプラットフォームレイヤーの収益構造の透明化等の環境整備が必要 (テレコムサービス協会 MVNO協議会) との意見が寄せられた。</p>
<p>意見34 公式ポータルの柔軟な拡張性あるいは認証・課金機能の多様化を実現するために、サイトへの認証ID(IMSI)や位置情報等の送出手続きを携帯事業者ではなく利用者の判断によることとし、公式ポータルの門戸をより多くのコンテンツプロバイダに開放するべき。また、ユーザが携帯事業者を乗換えても従来の公式ポータルを継続して利用可能とすることも必要。</p>	<p>考え方34</p>
<p>■ 4.モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保のうち 2).ポータル機能、課金・認証機能の多様化について公式ポータルに対する競争ポータルの推進に軸足を置かれていますが、公式ポータルの柔軟な拡張性を推進する事も重要であると考えます。</p> <p>情報の送出手続きを携帯事業者の判断だけではなく、ユーザの判断も勘案したものへと転換させ、公式ポータルの門戸をより多くのコンテンツプロバイダ等へ開放させるような政策も必要ではないかと考えます。</p> <p>また公式ポータルを他の通信事業者や MVNO へ開放し、ユーザが通信事業者を変更しても、その公式ポータルを継続して利用可能にするような政策も、事業者間の競争促進や新規参入できる市場環境を整備する上で必要ではないかと考えます。 (広帯域無線共通基盤促進協会)</p>	<p>ポータル機能の多様化、認証・課金機能の提供範囲・提供主体の一層の拡大・多様化、位置情報の一層弾力的な提供等を図ることにより、コンテンツプロバイダ等の事業展開の柔軟性が確保され、新たなコンテンツ供給者の新規参入を促進することにより、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大が図られることを期待する。</p> <p>関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、ポータル機能の多様化、認証・課</p>

■ 全体的に公式ポータルに対する競争ポータルの推進に主眼が置かれた論調となっておりますが、公式ポータルの弾力化に向けた推進もより重要であると考えます。現在公式ポータルにおけるコンテンツの認証 ID (IMSI) や位置情報の提供に関しては、携帯事業者の判断に基づいております。例えば、これを各サイトへの初回アクセス時に認証 ID や位置情報をサイトへ提供しても良いかを利用者へ確認するオプトインを挿入し、また一旦情報の提供を許可したサイトに関しても、サイト毎に情報の提供を停止できるようなスキームを提供することで、情報の提供を携帯事業者の判断ではなく、利用者の判断へと転換させ、公式ポータルの門戸をより多くのコンテンツプロバイダ等へ開放させるような政策も必要ではないかと考えます。これにより、現在これらの情報を得られていない非公式サイトもこれら情報の取得が可能となり、新しいビジネスが誕生する可能性や、既存ビジネスの活性化につながるのではないかと考えます。これらの点について、今後設置される協議会等で協議されることを要望します。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

■ 4.モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保の 2).ポータル機能、課金・認証機能の多様化に関し、全体的に公式ポータルに対する競争ポータルの推進に力点が置かれた論調となっておりますが、一方公式ポータルの弾力化に向けた推進も重要ではないかと考えます。

現在公式ポータルにおけるコンテンツサイトへの認証 ID(IMSI)や位置情報の送付に関しては、携帯事業者の判断に基づいておりますが、情報の送付を携帯事業者の判断ではなく、ユーザの判断へと転換させ、公式ポータルの門戸をより多くのコンテンツプロバイダ等へ開放させるような政策も必要ではないかと考えます。

また公式ポータルを他の通信事業者や MVNO へ開放し、ユーザが通信事業者を変更しても、その公式ポータルを継続して利用可能にするような政策も、事業者間の競争促進や新規参入できる市場環境を整備する上で必要ではないかと考えます。

(日商エレクトロニクス)

■ 「1)モバイルインターネットのプラットフォーム」、「2)ポータル機能、課金・認証機能の多様化」、「3)競争ポータルモデルの実現に向けた環境整備」においては、1社単独と協働志向のビジネスモデルの連携として、公式ポータルを基幹としたその他ポータルの推進となっており、公式ポータルへの依存性が高くなっております。これはモバイルユーザの相当数が非公式ポータル(通称:勝手サイト)を利用している事実から離れており、かつ課金・認証機能多様化とセキュア環境の両立において相反するものであると考えます。

ゆえに、現在携帯事業者が行っているコンテンツサイトへの認証 ID(IMSI)や位置情報(HLR)の送付に関しては、認証情報の各サイトへの送付をエンドユーザの判断とし、MVNO にも HLR 機能提供をセキュア環境の整備を条件に認めることで、MVNO から見て勝手サイトを含む各ポータルへの課金・認証手続きを容易にし、かつエンドユーザからはセキュアレベルが担保される環境を整備し、サービスの活性化に繋げることが重要かと考えます。

勿論、既存ポータル情報を共有することでエンドユーザが通信事業者を変更したとしても、同ポータルを継続して利用可能にするような方法は、MVNO を含む事業者間にて整備が必要であると考えます。

金機能の多様化に係る整理事項や利用者保護のための環境整備、位置情報の提供等の在り方に関する基本的な考え方の整理等について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。

なお、脚注25(P21)として、以下の記述を追記する。

25 位置情報の提供の弾力化に関連して、

➤ 携帯事業者によるユーザーID や位置情報の送付は携帯事業者の判断ではなく、利用者の判断へと転換させるべき(テレコムサービス協会 MVNO協議会)等の意見が寄せられた。

(ネクストジェン)	
意見35 MVNOの新規参入に関する市場環境整備を図る上で、プラットフォームの多様性をさらに高めるためには、MNO以外の通信事業者が独自に携帯端末用ID (IMSI) 及び携帯電話用電気通信番号 (MSISDN) の割当を受け、運用できるようにするために、電気通信番号規則を改正すべき。	考え方35
<p>■ 4.モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保の 4).MVNO モデルによるプラットフォームの多様化に関し、MVNO が複数の MNO のネットワークを介して多様な事業展開を図るビジネスモデルが登場することが期待されるほか、ISP 等が xVNO として FMC サービスを提供するなど、クロスネットワーク環境で MVNO 等の積極的な事業展開を図ることが可能となるとありますが、これを実現する上で、MNO 以外の通信事業者が独自に携帯の認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当を受け、運用できるような環境の整備が重要ではないかと考えます。</p> <p>現在の電気通信番号規則においては、その別表第二の 4 項および 7 項において、携帯電話の認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当については、「電波法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること」と規定されており、MNO 以外の通信事業者が携帯の認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当を受けることができません。ネットワークを安定的に運用するために一定のハードルを設けることは必要と考えますが、MNO 以外の通信事業者でも独自に認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当を受け、運用できるような当規則の改正を要望します。</p> <p>(広帯域無線共通基盤促進協会)</p> <p>■ プラットフォームの多様化を図る方策として、MVNOの新規参入を促すことで、プラットフォームの多様化を促進するモデルの実現を推進することについて賛同します。</p> <p>MVNOの新規参入に関する市場環境整備を図る上で、多様性を更に高めるためには、現在、携帯電話事業者に対してのみ指定されている携帯端末用ID (IMSI) および携帯電話用電気通信番号 (MSISDN) を携帯電話事業者以外の通信事業者に対しても指定可能とすることが必要と考えますので、関係制度の改正を要望いたします。</p> <p>これにより、ネットワークを有していない新規参入事業者においても、MVNO、xVNOという事業展開における多様なビジネスモデルを創出しやすい環境になるものと考えております。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>■ MVNO モデルによるモバイルブロードバンドの多様化の例として、「携帯事業者のゲートウェイサーバを経由することなく、携帯事業者のネットワークから直接他の事業者のゲートウェイサーバに接続可能な形態 (MVNO)」が提示されていますが、欧米の事例等から考えると、MVNO モデルによるプラットフォームモデルの多様性としてはこれ以外にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNO が独自に携帯の認証 ID (IMSI) や電話番号 (MSISDN) の割当を受け、MNO から独立して HLR を運用する形態 ・IMS 基盤を携帯電話網の伝送路部分を運営する企業と分離して、独立したプラットフォームとして接続運 	<p>「端末設備を識別するための電気通信番号」(IMSI)に係る電気通信番号規則の規定については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気通信事業者からIMSIを携帯電話以外のサービス提供用に使用したい旨の具体的要望があったこと ② ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)の勧告(E.212)改訂により、IMSIについて、移動系サービス用でなくとも、公衆網(Public Network)により提供される電気通信サービス提供用に広く使用可能とされたこと <p>などを踏まえて、総務省において08年に改正が行われ、MVNO であっても一定の要件を満たせば基地局の無線局免許を有していなくとも、IMSI番号の指定を受けることができるようになったところであり、IMSIに関するご要望の内容は既実現済みである。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① IMSIを、携帯電話端末のみならず、電気通信回線設備に接続する端末を識別するための電気通信番号として使用可能とすること(電気通信番号規則8条) ② IMSIの指定要件について、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、ITU-T勧告E.212への準拠の下、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置すればIMSIを使用可能とすること(電気通信番号規則別表第二4の項) <p>を内容とする省令改正案について、08年9月30日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問され、08年11月25日に適当である旨の答申がなされたことを受け、総務省において08年12月9日に電気通信番号</p>

<p>用する形態 等が考えられます。</p> <p>例えば、各携帯事業者が提供している SMS(Short Message Service) 提供サービスは各携帯事業者の利用者間の送受信に留まっていますが、SMS は電話番号を用いたメッセージ交換サービスで MNP とも整合性をとりやすいサービスであり、MVNO が所要のプラットフォームを整備し、クロスキャリア環境における SMS 提供サービスを実現することも期待できます。</p> <p>しかしながら、MVNO が独自に HLR を保有・運用する場合、現在の電気通信番号規則においては、その別表第二の4項および7項において、携帯電話の認証 ID や電話番号の割当については、「電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること」と規定されており、MNO 以外の通信事業者が携帯の認証 ID や電話番号の割当を受けることができません。ネットワークを安定的に運用するために一定の運用規則を設けることは必要と考えますが、MNO 以外の通信事業者でも独自に認証 ID や電話番号の割当を受け、運用できるように当該規則の改正を含めて実現に向けた検討を行うことが必要であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p> <p>■ 「4). MVNO モデルによるプラットフォームの多様化」において、MVNO による新規事業体の登場が期待され、これら事業構築を支援する MVNE 事業も活性化することから、エンドユーザにおいても新サービスの利用の場が増えるというメリットが生まれます。</p> <p>しかし、これら MVNO 及び MVME が行う事業展開において足枷になるのは、既存「電気通信番号規則」であり、既存通信事業者以外がモバイル端末認証や電話番号割当を受けることができません。そのため、MVNO 側においても上述認証機能などセキュアレベルの向上を前提として、「電気通信規則」の柔軟な変更及び解釈により、効率的な運用できる大元の環境整備が必要であると考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>■ 4.モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保の 4).MVNO モデルによるプラットフォームの多様化に関し、MVNO が複数の MNO のネットワークを介して多様な事業展開を図るビジネスモデルが登場することが期待されるほか、ISP 等が xVNO として FMC サービスを提供するなど、クロスネットワーク環境で MVNO 等の積極的な事業展開を図ることが可能となるとありますが、これを実現する上で、MNO 以外の通信事業者が独自に携帯の認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当を受け、運用できるような環境の整備が重要ではないかと考えます。</p> <p>現在の電気通信番号規則においては、MNO 以外の通信事業者が携帯の認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の割当を受けることができません。ネットワークを安定的に運用するために一定のハードルを設けることは必要と思いますが、MNO 以外の通信事業者でも独自に認証 ID(IMSI)や電話番号(MSISDN)の運用ができるような環境の整備が重要と考えます。</p> <p>(日商エレクトロニクス)</p>	<p>規則の改正省令が公布・施行されたところ。</p> <p>「携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号」(MSISDN)についても、今後、電気通信事業者の役務の提供に係る具体的要望等を踏まえ、MVNOがルーティングに係る設備を自ら設置して番号の管理を行う場合など、MVNOの役務提供の形態によっては、電気通信番号規則の見直しを行い、MVNO自身に080/090番号の指定を行うことについても必要に応じて検討を行うことが望ましい。</p>
---	--

<p>意見36 現在公式ポータルにおいて携帯事業者がプラットフォーム機能を一体的に提供する垂直統合型のビジネスモデルを採用しているのは、過剰なトラフィック発生を回避しつつ安定的なネットワーク運営を維持するためという側面もあるためであり、ネットワーク品質確保のために携帯事業者が一定の判断を行える環境が今後も必要。</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ 公式ポータルのコンテンツ審査及び当該ポータルに対する認証・課金機能の提供を携帯電話事業者が担っている要因としては、通信サービスを介したコンテンツに対する通信事業者の提供責任という観点に加え、通信事業者のネットワークを安定的に運営させる側面も存在します。具体的には、各通信事業者は、ポータルの構成等を工夫し、ポータル上流通されるコンテンツの種別・容量を一定程度把握することにより、過剰トラフィックの発生を回避しつつ、安定的なネットワーク運営を維持しています。</p> <p>今後、公式ポータルや競争ポータルの運営の在り方を検討する上では、上記の点を十分に考慮した上で、検討を進めることが必要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 前述のとおり、ポータルの構成等については、ネットワーク品質を確保する上での重要な役割を担っています。仮に、ポータル機能について、無条件にオープンな仕組みを構築した場合、流通するコンテンツの種別等を携帯電話事業者が事前に予期し得ず、ネットワーク品質に著しい影響を及ぼすトラフィック量が生じる懸念があります。</p> <p>この場合、ヘビーユーザ等への帯域制御のみでは十分な解決とはならないことも想定され、仮に携帯電話事業者がキャパシティを上回るトラフィックへの対応を強いられた場合、当該事業者の設備投資や管理運用にも多大な影響を与えることが考えられます。</p> <p>こうしたモバイルビジネス特有のビジネスモデルやコスト構造に対する十分な共通理解が得られないまま、通信事業者以外がポータルのトップページ等にて、広告モデルの展開等により大容量のコンテンツ配信を行った場合、携帯電話事業者の事業運営への影響のみならず、ヘビーユーザは勿論のこと、音声利用を中心としたユーザ層や平均的なモバイルインターネットユーザのサービス利用に対しても著しい影響を及ぼしかねません。</p> <p>従って、初期画面による競争ポータル選択を前提とするのではなく、関係者(通信事業者及びその他ポータル提供事業者等)による民間主体の取組みの中で、ポータル機能の相互運用の在り方や相互運用時の条件等について合意形成を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 公式ポータルからのリンクアウトについては、コンテンツに対する通信事業者の提供責任という側面で審査を行っているのみならず、ネットワークの安定提供という観点で、リンクアウト先のサイトの通信量にも配慮して個別判断を行っています。従って、IP化・ブロードバンド化のさらなる進展に伴い、通信事業者の関与は引き続き必要であり、CP等と個別調整を行う意義はさらに高まるものと認識しています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約のある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要である。</p> <p>このため、P18に以下のとおり表現を一部追記する。</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。」</p> <p>↓</p> <p>「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。<u>さらに、安定的なネットワーク運営への配慮や未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が求められる。</u>」(P18)</p> <p>また、脚注22(P20)として、以下の記述を追記する。</p> <p>22 外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保について、</p> <p>➤ 公式ポータルからのリンクアウトについては、コンテンツに対する携帯事業者の提供責任及びネットワー</p>

<p>■ コンテンツ配信に係る各種機能の提供については、ユーザへの安定的なサービス提供の土台となる通信事業者のネットワーク品質を確保するため、一定の判断を通信事業者が行える環境が必要です。</p> <p>特に、プッシュ型配信機能を活用する場合等については、CP が不特定多数にコンテンツ等(動画再生等の大容量トラフィックを含む)を配信し、通信事業者のネットワークに過度な負荷をかける懸念が存在します。よって、トラフィック制御やスパム対策の検討等を行うことにより、ユーザの安心且つ安定的サービス利用を継続するための環境が今後も維持されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>クの安定提供という観点から、リンクアウト先のサイトの通信量にも配慮して個別判断を行っている(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見37 報告書案第4章1)から4)において「モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保」を目的として提言されている取組や施策等については、携帯事業者において既に対応済等の理由から、既の実現されているものが多いと認識。また、各ポータルサイトの運営方法やコンテンツ掲載基準等は、それぞれの運営者の判断にゆだねるべきであり、仮にガイドライン等を作るとしても、基本原則といった最低限のレベルにとどめるべきである。</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ 公式ポータルにおけるコンテンツプロバイダ(以下、「CP」という。)の事業展開の柔軟性確保については、その重要性を弊社としても認識しているところです。なお、本報告書案では、携帯電話事業者のポータル運営における情報の非対称性や透明性の欠如が指摘されていますが、弊社では、自社ホームページ上、コンテンツの採用基準を公表し、恣意的且つ閉鎖的運用を排しており、CP のニーズを踏まえ、サイト審査期間の短縮等、運営方法を適時見直すことにより、CP のタイムリーなサイト更新等を実現しています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・現状でも、各事業者は、優良なコンテンツを獲得するため、自社ポータルのコンテンツ掲載基準の明確化や端末部分も含めたプラットフォームの仕様公開を積極的に進めるなどの競争を行っています。コンテンツプロバイダとの情報の非対称性は可能な限り軽減していくべきですが、一方で、コンテンツ掲載基準等の運営方針は、ポータル間の差別化要素にもなり得るものです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・MNO が、MNO のみが持ち得る情報によって公平な競争を阻害するようなことがなく、お客様によるポータル・サイトの選択機会やポータル・サイト間の公平な競争環境が確保されている状況を前提とする場合には、各ポータル・サイトの運営や、各プラットフォームをどのサイトにどのように提供するかについては、運営者間の自由な競争に委ねるべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・各ポータルのコンテンツ掲載にあたっては、報告書案にあるように最低限求められる基本的事項を整理した「標準運用ガイドライン」により取引の透明性向上を図りつつ、各事業者の判断を尊重することで、ポータル間の競争の活性化や各事業者の創意工夫が図られる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ コンテンツ掲載基準の策定については、公式ポータルを運営する各携帯事業者においてコンテンツ掲載基準を策定・公表しているが、当該基準は各携帯事業者ともあくまで目安としており、携帯事業者のビジネス性等を考慮した総合的な判断により掲載を拒否する場合があるとしている。</p> <p>公式ポータルと同程度のアクセス容易性を確保する取組については、一部の事業者(一部の端末)において、端末における設定を変えた上で、ボタンを長押ししたり、サイドボタンを押すことにより、公式ポータル以外のサイトを初期画面として設定することが可能となっているが、こうした機能が広く一般利用者において周知されているとは言い難い状況にある。</p> <p>携帯事業者以外の者による認証・課金機能の提供については、携帯事業者が送出するユーザーID を活用して認証・課金を行う取組が一部で行われているが、こうした事例は限定的なものにとどまっている。</p> <p>携帯事業者による位置情報の一般サイトへの提供については、一部の事業者による取組にとどまっている。</p> <p>コンテンツ配信機能の提供の弾力化については、ISP 接続インターフェースの開放等により MVNO によ</p>

■ ・各サイト・ポータルにどのようなコンテンツを掲載するかや、掲載基準の明確化の方針は、サイト間の競争・差別化の根幹であり、各サイト・ポータル運営者の判断によって決まるものです。ガイドライン等を策定して統一的な基準を定めることは適当ではありません。

(KDDI)

■ ・前述のとおり、ポータル・サイト間の選択機会の公平性が確保されている状況を前提とする場合には、各ポータル・サイトの運営方法や各プラットフォームをどのサイトにどのように提供するかについては、運営者間の自由な競争に委ねるべきです。ポータルのサービスに関わる部分について事業者横断的なガイドラインを策定することはサービス多様化の妨げとなるものであり、コンテンツやサービスの自由な競争・発展とは相容れないものと考えます。

(KDDI)

■ 各ポータルへのコンテンツ掲載基準(掲載に係る標準的手続きを含む)については、ポータル間の競争上、個社毎に条件が異なってしかるべきであり、原則として、市場原理の中で、各プラットフォーム事業者の経営判断に委ねられるべきものと考えます。従って、仮に標準ガイドラインの策定等の環境整備を図るのであれば、交渉上、不当にCP等が不利益を被ることがないかという点に限定して、議論を行うべきです。

この点を考慮し、標準ガイドラインにて規定する内容については、基本原則といった最低限のレベルにとどめ、各事業者の自由度を担保し、機動的なポータル運営が支障を来たすことがないように配慮すべきです。また、基本原則の策定にあたっては、前述したとおり、携帯電話事業者の安定的なネットワーク運営が確保可能なルールであることもあわせて求められます。

なお、仮にコンテンツ掲載基準を審査する第三者機関を設置する場合においても、当該機関の認定したサイトの掲載を事業者に強制すべきではなく、最終的なサイトの掲載判断は個別の事業者の判断に委ねられるべきです。また、フィルタリングサービス向けに優良サイトの認定を行っている既存の第三者機関に本件のコンテンツ審査機能を担わせるのであれば、そうした役割を担うに足る機能や能力を有しているか等、その実現可能性についても事前に十分に検討する必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ・当社の一部の端末においては、サイドボタンを押下げることにより、公式ポータル以外のサイトを初期画面として登録することが可能となっており、既に対応しているものと認識しております。

(NTTドコモ)

■ ・au 端末には、現状でも公式ポータル以外のポータルを初期画面において設定することが可能な機能が搭載されています。更に、機能の改善についても、各事業者がお客様ニーズを見ながら取り組んでいるところであり、このような機能の活用も含め、ポータル間で自由に競争することが適当です。

(KDDI)

■ モバイルビジネスの「コンテンツ配信プラットフォーム」については、複数の提供方法が存在します。例え

る柔軟な提供を実現している携帯事業者もあるが、こうした事例は限定的なものとなっている。

こうしたモバイルインターネットの現状に関し、携帯事業者以外の者からは、今般の意見募集において、以下のような意見が寄せられている。

- ・携帯事業者の提供する機能・サービスを利用する場合の契約(公式サイト申請契約等)の交渉は、優越的地位にある携帯事業者が主導権を握るかたちになっている。
- ・携帯事業者は自社に有利な内容の契約を提示し、その修正要望を受け容れることは少なく、携帯事業者の提供する機能・サービス利用を認めることと引き替えに、コンテンツプロバイダが遵守困難と思われる契約の締結を求めてくる。
- ・公式サイトのコンテンツ等の作成・配信・改変に関し、個別に携帯事業者の許諾を得る必要があり、許諾を得るために非常に長い時間を要するため、コンテンツプロバイダ側としては機動的な情報提供・発信が難しくなっている。コンテンツ掲載については客観的な基準づくりが必要。
- ・携帯事業者との交渉においては「前例が無い」等、明確な理由が示されないまま一方的にコンテンツプロバイダの要求が拒否されているケースも見受けられる。
- ・携帯事業者は公式ポータルでのコンテンツプロバイダによる広告掲載や外部リンクアウトを認めていない。公式ポータルを活用してどのような事業展開を行うかについては、コンテンツプロバイダが携帯事業者の許諾なしに判断できるようにすべき。
- ・利用者において携帯事業者のポータルか他事業者のポータルかを自由に選択できるようにすべき。
- ・携帯事業者は「ポータル機能」と「認証・課金機能」を一体的に提供しているが、「認証・課金機能」だけを利用できるよう分離・開放すべき。
- ・利用者が携帯事業者の認証・課金サービスと他社

<p>ば、現時点においても、「ポータル機能」については、通信事業者以外がポータルを運営し、モバイルインターネット上で事業展開を行うことは可能であり、既に複数のサイトがモバイルインターネット上に存在しています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・携帯事業者は、各サイトにユーザーID を送出しており、携帯事業者以外の企業も、当該情報を活用することにより、公式ポータルと同等の操作環境で課金・認証機能を提供することが可能です。その活用については、各社のビジネス判断で行われるべきものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・当社は、従来からユーザニーズを踏まえ、i モード上において、公式サイト以外に対しても位置情報の提供や端末側で着信メロディとしての設定を可能とする等、オープンな取組みを実施してきており、基本的には既に対応しているものと認識しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ なお、当社では、「i モード ID」や「ケータイクレジット ID」等の認証・課金機能を公式サイトのみならず、一般サイトにも提供しており、公式サイト以外の活性化にも取り組んでいるところです。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ また、「認証・課金機能」については、通信事業者の送出するユーザ ID 等を用い、他の事業者が独自で収集、保有している顧客情報等と紐付けを行うことで、通信事業者以外による提供が可能です。</p> <p>よって、上記のような提供形態についても、コンテンツ配信プラットフォームの多様化の一形態として認識しつつ、市場における創意工夫の下、各社が多様なサービス創出を図っていくことが重要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・当社においては、現時点、EC サイトを中心に公式ポータルでも多様な決済手段を認めているところであり、今後も決済手段の更なる多様化を図ることが望ましいと考えておりますが、どのクレジットカード会社等と連携していくかは各ポータルサイトのビジネススペースの判断によるべきであり、不当な差別的取扱いでなければ、各事業者の裁量に委ねられるべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ ・通信サービスの提供に必要となる基地局からの位置情報は、現状でも MNO から MVNO 等に提供されています。</p> <p>・GPS 測位機能等、付加価値サービスに必要な位置情報を提供する際の判断基準に関しては、各携帯事業者が、ニーズも踏まえながら更なる明確化に取り組んでいるところであり、ガイドライン等を策定して統一的な基準を定めることは適当ではありません。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>の認証・課金サービスとを選択できるようにし、課金手数料率の改善・競争を図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯事業者によるユーザーID や位置情報の送出は携帯事業者の判断ではなく、利用者の判断へと転換させるべき。 ・一般サイトへの位置情報の提供は、一部の企業のみ利用が優遇される事態が存在しており、早急な改善が必要。 ・携帯事業者とプラットフォーム事業者の円滑な協議のために、携帯事業者からの十分な情報開示及び携帯事業者のプラットフォームレイヤーの収益構造の透明化等の環境整備が必要。 <p>このため、関係者で構成する「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」を設け、ポータル機能・認証・課金機能の多様化に係る整理事項や利用者保護のための環境整備、コンテンツ掲載基準、リンクアウト、位置情報の提供、コンテンツ配信機能等の在り方に関する基本的な考え方の整理、「標準運用ガイドライン」策定等について、関係者のコンセンサスを基に進展を図ることが適当であると考えられる。</p> <p>なお、行政当局においては、当該協議会にオブザーバーとして参加するとともに、個々の事案をベースに、電気通信事業法に基づき公正競争確保の観点から所要の環境整備を図ることも必要である。</p> <p>なお、脚注10(P13)、脚注25(P21)として、以下の記述を追記する。</p> <p>10 モバイルインターネットの現状について、</p> <p>➤ 現状でも、各携帯事業者は、優良なコンテンツ獲得のために、自社ポータルのコンテンツ掲載基準の明確化やプラットフォームの仕様公開を積極的に進めるなどの競争を行っている</p> <p>(KDDI)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
---	---

<p>■ ・競争ポータルを運営する事業者等が、モバイルインターネットサービス上で携帯事業者と同等のコンテンツ配信サービス等を実現する場合においても、無線帯域の有限性等、移動体固有の制約が存在するため、運用上の課題をクリアする必要があります。</p> <p>・端末と連携したコンテンツ・アプリケーションサービスの多様化の観点では、通信事業者の構築するプラットフォームが必ずしも必須ではなく、優位でもありません。例えば、iPhone 用のコンテンツ・アプリケーション配信サービスである「App Store」のように、独自DRMでのコンテンツ・アプリケーション配信サービスを、端末も含めて、MNOが介在することなく実現している事例も存在しています。</p> <p>・モバイルインターネットサービスを介したコンテンツ配信の多様化については、モバイルビジネスに参画する事業者が、配信するコンテンツ・アプリの仕様を、確保された一定のネットワークキャパシティの中で自由に決定することのできるMVNO モデルを採用することによっても、実現可能となっています。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・当社においては、ISP 接続インターフェースを提供することにより、当社のネットワークから他事業者のゲートウェイサーバに接続することが可能となっており、既に対応しているものと認識しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>25 位置情報の提供の弾力化に関連して、</p> <p>➢ GPS測位機能等、付加価値サービスに必要となる位置情報を提供する際の判断基準に関しては、各携帯事業者が、ニーズも踏まえながら更なる明確化に取り組んでいるところである (KDDI)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見38 モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保のための議論や取組を進めていくに当たっては、事業者間におけるコスト負担や責任区分、利用者保護の在り方等に関する検討を行い、環境整備を進めていくことが重要。</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ 各ポータルへの認証・課金機能の提供については、個別の事業者のビジネスモデルや市場のニーズに応じて、各社が市場の中で創意工夫を行う領域であり、それにより、柔軟かつ多様なサービスが展開されるべきものと考えます。</p> <p>なお、認証・課金機能の多様化の観点からは、以下に挙げるような新たな課題が生じることが想定されるため、関係者による民間主体の取組みにおいて、議論を行うことは有効と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －ユーザへの提供責任の在り方 －決済手段の多様化や高額決済の実現に伴う消費者保護策の在り方(予防的措置の検討) －システム改修等のコスト負担の在り方 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 前述のとおり、ポータルの構成等については、ネットワーク品質を確保する上での重要な役割を担っています。仮に、ポータル機能について、無条件にオープンな仕組みを構築した場合、流通するコンテンツの種類等を携帯電話事業者が事前に予期し得ず、ネットワーク品質に著しい影響を及ぼすトラフィック量が生じる懸念があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・「通信事業者は契約者に対して、通信サービスの内容やその危険性等につき具体性かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務を負う」とさ</p>	<p>端末、通信、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーごとの機能分離によって複数の主体が協働して構築する水平分業型モデルの登場に伴い、事業者間の責任関係の明確化、携帯事業者による安定的なネットワーク運営への配慮や、決済手段の多様化や高額決済の実現等にもともなう未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が必要と考えられる。</p> <p>このため、P16に以下の表現を追記する。</p> <p>「<u>なお、ポータル機能の多様化に当たっては、通信サービスの提供者とプラットフォーム事業者の責任分担関係が契約約款等において明確にされ、かつプラットフォーム事業者の責任の下でコンテンツ配信が行われていることが利用者に対して明示されるなど、所要の措置が講じられることが必要である。</u>」(P16)</p>

れたダイヤル Q2最高裁判決の趣旨及び昨今の有害サイトのフィルタリングの議論等を踏まると、携帯事業者が競争ポータルに対し、認証・課金機能の提供を事業として取り組むにあたっては、ユーザと事業者の責任関係の明確化及び未成年者の保護について明確化することが必要であると考えます。

(NTTドコモ)

■ ・また、こうした取組みを進めるにあたっては、消費者保護・取引の安全等、決済の安全性に関心が高まる中で、社会的な安全・安心を確保するため、不正利用や過剰利用防止等、ユーザに不利益が生じないような措置を講ずるための議論が必要であると考えます。

(NTTドコモ)

■ ・「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」での検討においては、携帯事業者と競争ポータル運営者との間で規定すべき事項の整理を行うとありますが、その際には以下の内容が重要と考えます。

①携帯事業者側で対応のためのコストが発生した際のコスト負担の在り方

②ポータル機能、認証課金機能は、現在通信サービスと一体・統合的に提供されているが、多様化に伴って提供主体も区々になると想定されるため、利用者へのサービス説明、料金未払い時の際の利用者への対応フローなど責任区分の在り方

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ●多様なポータルとリンクアウトについて

多様なポータルの登場とそれらを連携するためのリンクアウトに関して、多様なビジネスモデルの出現を創出するためには非常に重要であると考えます。

但し、利用者がどのポータル(ブランド)を利用しているか認識できないと思わぬトラブルに巻き込まれる可能性もあるため、リンクアウトに関しては、利用者保護、青少年の健全な育成、事業者の責任範囲の明確化、といった視点とユニバーサルデザインの視点で、統一的に利用者啓蒙を進める必要があると考えます。

例としては以下が考えられる。

・ブリッジページや注意喚起の表記

・ブラウザ領域でのサイト事業者名の表示

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

■ ・リンクアウトの柔軟性を確保するためには、指摘されている通り、利用者に対して適切な対応を行うためには、まず、ポータル運営事業者が各々のポータルサービスにおける運営責任を負えるよう環境整備を行うことは重要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 端末の位置情報については、一部ベンダー等では、携帯電話事業者の位置情報機能を活用せず、独自に当該情報を取得しているケースが存在します。従って、位置情報提供に係る環境を整備する際には携帯電話事業者のみでなく、端末メーカー等を含めた検討が必要と考えます。

また、P18に以下のとおり表現を一部追記する。

「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。」

↓

「競争ポータルモデルを実現するためには、公式ポータル運営者である携帯事業者と競争ポータル運営者との間で責任関係を明確化することが必要であり、また、利用者に対し、各ポータル運営者の運用責任を明確化するための措置を講じるなどの環境整備が必要である。さらに、安定的なネットワーク運営への配慮や未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が求められる。」(P18)

さらに、P24に以下のとおり表現を追記する。

「前述の「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」において、携帯事業者と競争ポータルを運営するプラットフォーム事業者の間の契約に規定すべき事項の整理や利用者保護のための利用環境整備を進めるのに併せて、コンテンツ掲載基準、リンクアウト、位置情報の提供、コンテンツ配信機能等の在り方に関する基本的な考え方について整理等を行うことが適当であると考えられる。」

↓

「前述の「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」において、携帯事業者と競争ポータルを運営するプラットフォーム事業者の間の契約に規定すべき事項の整理や利用者保護のための利用環境整備を進めるのに併せて、コンテンツ掲載基準、リンクアウト、位置情報の提供、コンテンツ配信機能等の在り方に関する

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ・位置情報の提供の弾力化についてはライフログ等の扱いと同様に個人情報保護に関する議論、整理があわせて必要であると考えます。また、携帯事業者が提供する場合、上位レイヤー事業者が提供する場合、端末にて独自に位置情報が取得可能である場合が考えられます。位置情報提供に関する整備を行う際には、携帯事業者、上位レイヤー事業者、端末メーカーを含めた整理が必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ・携帯事業者側の提供対価については、合理的な水準の観点に加えて、携帯事業者がシステム改修等を含む対応コストを適切に回収できる考え方の整理が必要と考えます。

・弊社においてはコンテンツのプッシュ型配信機能を現在提供していない等、携帯事業者ごとに現在の環境が異なるため、今回検討の対象となる全ての機能の提供を全携帯事業者に一律的に求めるのではなく、携帯事業者の各々の状況に応じた柔軟な検討が行われることが必要と考えます。

加えて、検討の進捗内容によって、市場支配力を有する携帯事業者が、自己の加入者数を梃子にして市場でさらに優位になることは避けるべきであり、本検討が与える携帯事業者間の競争環境への影響は十分に勘案されるべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ (5) フィッシング攻撃に耐えられる認証方式検討の必要性

報告書案 p.18「外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保」において、「現在では既に公式ポータルとそれ以外の垣根が実質的に低下している面がある」との記述がありますが、その通りであり、その結果として、携帯端末の Web においてもフィッシング(phishing)攻撃(偽サイトに誘導して個人情報等をかすめ取る行為)の被害が増大することが懸念されます。また、OpenID などのシングルサインオンが普及した際にも、フィッシング攻撃の被害は増大すると懸念されます。

そのため、計画される認証プラットフォームは、フィッシング攻撃に耐えられるよう、コンピュータセキュリティの観点から注意深く設計する必要があると考えます。したがって、報告書には、認証課金プラットフォームの設計・採用にあたってはフィッシング攻撃に耐え得るものとするのが肝要との旨を、記載するべきと考えます。

(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)

■ 現在の主流の携帯電話端末では、ブラウザ上で表示されているページの URL を確認するためにメニュー操作が必要であったり、あるいは正確な URL 確認が不可能であったりする。このような環境において外部リンクの柔軟性が確保されると、サイトの信頼性を確認する点について利用者が大きな不便や不利を被ることになる。同様の問題はすでに公式サイト以外のサイトの利用において存在しているが、公式サイトでの「外部リンクの柔軟性の確保」は、問題を深刻化させる可能性がある。

報告書案では、一定の環境整備と事業者間の合意を前提とした上で、相互リンクを実現することを提案しているが、コンテンツの信頼性の最終的な判断は、実際には公式ポータルや競争ポータルをどれだけ信頼

る基本的な考え方について整理等を行うことが適当であると考えられる。その際、前述のとおり、安定的なネットワーク運営への配慮や未成年等の利用者保護の在り方等についても検討が求められる。」(P24)

なお、脚注27(P23)として、以下の記述を追記する。

27 「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」に関連して、

➤ ユーザと事業者の責任関係の明確化、未成年者の保護、不正利用や過剰利用防止等ユーザに不利益が生じないような措置

(NTTドコモ)

➤ ユーザへの提供責任の在り方、決済手段の多様化や高額決済の実現に伴う消費者保護策の在り方、システム改修等のコスト負担の在り方、安定的なネットワーク運営の維持への配慮

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

➤ 携帯事業者側で対応のためのコストが発生した際のコスト負担の在り方、提供主体の多様化に伴う利用者へのサービス説明、料金未払い時の際の利用者への対応フローなど責任区分の在り方、ポータル運営事業者が各々のポータルサービスの運営責任を負うための環境整備、位置情報の提供に係る個人情報保護の在り方、携帯事業者間の競争環境への影響

(イー・アクセス、イー・モバイル)

➤ リンクアウトに関して、利用者保護、青少年の健全な育成、事業者の責任範囲の明確化、ユニバーサルデザイン、ブリッジページや注意喚起の表記、ブラウザ領域でのサイト事業者名の表示

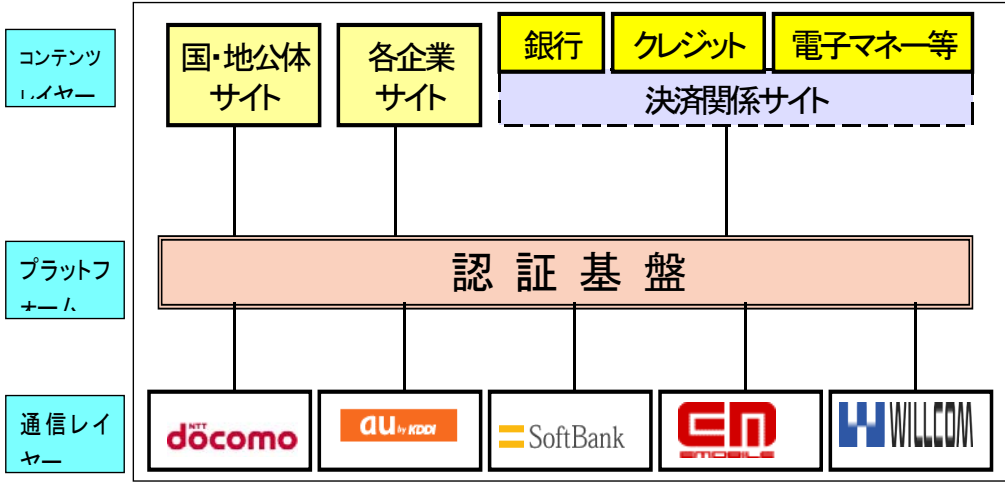
(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

➤ 認証課金プラットフォームの設計・採用にあたってはフィッシング攻撃に耐え得るものとする

(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センタ

<p>するかという利用者の判断の余地が残されるべきである。 従って、「外部リンクの柔軟性の確保」にあたっては、ポータルが対象とする携帯電話端末において PC のブラウザ同様の URL の常時表示の実現を必須の前提とするべきである。 (個人1)</p>	<p>一) ➤ 「外部リンクの柔軟性の確保」にあたっては、ポータルが対象とする携帯電話端末において PC のブラウザ同様の URL の常時表示の実現 (個人) について議論すべき等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見39 「競争ポータルを運用するプラットフォーム事業者」という記述について、ポータル運営事業者とプラットフォーム事業者を固定的なものと考えことはプラットフォームの相互運用性・多様性の確保という目的に逆行するため、両者を区別した記述とすべき。</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ ・P14②で主体を「競争ポータルを運用するプラットフォーム事業者」とされていますが、競争ポータルを運営する事業者と、それにプラットフォーム機能(認証・課金等)を提供する事業者は異なる場合もありますし、このようにポータル運営事業者とプラットフォーム事業者を固定的なものとするのは現行のモバイルビジネスと同じことであり、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保という目的にも逆行するものです。したがって、「競争ポータル運営事業者」と「プラットフォーム事業者」とは区別して記述すべきと考えております。(報告書中の同様の記述(P18 他)について同意見です。) (ヤフー)</p>	<p>報告書において、モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性を確保するためには、「公式ポータル・それ以外のポータルの別を問わず認証・課金機能の担い手を増加させることが求められる」(P14)と指摘しているところであり、競争ポータルを運営する事業者と認証・課金機能を提供する事業者を同一の者として固定的に捉えているものではない。</p>
<p>意見40 コンテンツ内容の審査について、報告書案においてどのような審査主体及び審査基準が想定されているか明確でない。競争ポータル事業者にコンテンツ内容についての審査義務があるとするような記述は修正すべき。</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ ・P14②で「社会的規範に照らして一定の審査を行い」とあるが、どのような審査主体がどのような審査基準に基づいて行うことを想定されているのでしょうか。コンテンツ内容の審査について、研究会の議論にもあったように有害情報の審査まで義務付けるのであれば、現状、ポータル運営事業者における審査は不可能で、専門の審査機関による審査が必要となりますが、それは多様な事業者の参入によるネットビジネスのイノベーションの観点から問題があります。よって、競争ポータル運営事業者は、自らのポータルの信頼性維持のため、自主的にコンテンツ内容についての審査を行うことはあるとしても、これについて義務があるとする記述は修正すべきと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>脚注15(P16)として、以下の記述を追記する。 15 掲載コンテンツの審査に関して、コンテンツ第三者機関(モバイルコンテンツ審査・運用管理機構(EMA: Content Evaluation and Monitoring Association)及びインターネットコンテンツ審査監視機構(i-Roi: Internet-Rating Observation Institute))が新たに設置されたことを踏まえ、こうした機関を活用することも考えられる。</p>
<p>意見41 報告書案で「課金」と呼ばれているもののほとんどが、金融庁のWGにおいて規制の導入が検討されている「収納代行」に相当すると考えられるため、多様化が必要とする以上金融庁における規制の是非についても検討する必要がある。</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ ・ここで「課金」と呼ばれているもののほとんどが、金融庁の金融審議会決済 WG において検討している「収納代行」にあたると思われますが、当該決済 WG においては収納代行に規制をかけることを検討してお</p>	<p>☆</p>

<p>り、仮に規制がかかることとなった場合には、いくら本研究会のとりまとめとして課金のオープン化を目指しても、参入できる事業者は非常に限定的になると考えられます。この点、貴省において多様化が必要であるとまとめる以上、金融庁による規制の是非についても検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>(ヤフー)</p>	
<p>意見42 利用者の端末の使い方が劇的に変わってきており、インターネット上で大きな存在になりつつあるUCC(User Created Content)に対してコンテンツ掲載基準の適用は現実的に不可能。利用者にとってはインターネットが一つしかないという認識が持たれつつあり、一定の制約がある既存ポータルへの存続意義は徐々に失われていくものと認識。</p>	<p>考え方42</p>
<p>■ インターネットの普及とともに利用者の端末の使い方が数年前より劇的に変わっております。現在、UCC (User Created Content)はインターネットトラフィックの中で大きな割合を占めております。従って、公式ポータルあるいは競争ポータルのコンテンツ掲載基準により承認されるコンテンツがある一方、UCC はインターネットの中でより大きな存在になりつつあります。これからのインターネットにおいて、UCC の重要性はますます増しており、無視できない存在であります。UCC に対して、コンテンツ掲載基準の適用は現実的に不可能ではないかと弊社は認識しております。</p> <p>プラットフォームやポータル機能の多様化を図ることは非常に良い方向性であります。一方、モバイルインターネットの利用者にとって、端末は徐々に PC と同じようにインターネットにアクセスすることが可能になりつつあります。従って、利用者にとってはインターネットが一つしかないという認識が持たれつつあり、公式ポータルなど一定のモバイルインターネットアクセス制約があるポータルは、存続する意味が徐々に失われていくだろうと弊社は認識しております。</p> <p>(ノキア・ジャパン)</p>	<p>☆</p>
<p>意見43 MVNOに関しては、コンシューマ向け以外のモデルの可能性も視野に入れるべきである。</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ MVNO に関しては MtoMなど対コンシューマ以外のモデルも可能性としてあるためその領域に関しても視野にいていただきたい</p> <p>(MVNOを創る会)</p>	<p>☆</p>
<p>意見44 モバイルインターネットのプラットフォームについて、いまだに2Gから3Gへの移行が終わっていない段階である。</p>	<p>考え方44</p>
<p>■ 未だ2Gが終わってない段階。全世界携帯の3Gでさえ移行してない人間が居る。</p> <p>(個人3)</p>	<p>☆</p>
<p>意見45 ポータル機能、課金・認証機能の多様化に関連して、利用コンテンツ料金化がMNP逆行の可能性大。</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 利用コンテンツ料金化が MNP 逆行の可能性大。値引きポイントより括り付け強力。</p> <p>(個人3)</p>	<p>☆</p>

<p>意見46 競争ポータルモデルの実現に向けた環境整備については、責任は紙の上でなくデジタルの TCP/IP パケットとして論議が必要。</p>	<p>考え方46</p>
<p>■ 責任は紙の上でなくデジタルの TCP/IP パケットとして論議が必要。 (個人3)</p>	<p>☆</p>
<p>意見47 MVNOモデルによるプラットフォームの多様化については、IP電話での通信費が無料である時代に PPPoE 類似の仕組みが携帯で必要なのか検討が必要。</p>	<p>考え方47</p>
<p>■ IP 電話通信費が無料となる時代に PPPoE 類似の仕組みが携帯で必要か検討要。 (個人3)</p>	<p>☆</p>
<p>意見48 現状及び今後を考えると、複数の携帯会社と複数のコンテンツレイヤーの間を相互に接続可能とするモバイルでのプラットフォーム構築は当然。</p>	<p>考え方48</p>
<p>■ 4. モバイルプラットフォーム(報告書の項番2、4) プラットフォームはモバイルを中心に記述されているが、私も現状及び今後を考えるとモバイルでのプラットフォーム(認証基盤)構築は当然と考える。 なぜなら、現在では多くの世代で携帯電話を必ず保有しているが、黒電話は必ずしも保有しない傾向にある。また、現実的には携帯電話は常に身近に有しており、その利便性からも今後はモバイル(携帯)が主流になると考える。 モバイルプラットフォームのイメージを以下に示す。図から分かるように複数の携帯会社(通信レイヤー)と複数のコンテンツレイヤーとの間にあり、それらを相互に接続可能としている。</p>  <p>①相互運用性(報告書の項番2-2)</p>	<p>☆</p>

図から分かるように、プラットフォーム(認証基盤)は通信レイヤーとコンテンツレイヤーの中間に位置し、この認証基盤を利用して上下のレイヤー間を自由に接続する事が可能である。また、複数の通信レイヤー(携帯会社)での利用が可能であり、これにより相互運用性が確保されることになる。

②課金(決済)機能(報告書の項番4-2)

図のように、決済機能はコンテンツレイヤーに位置付けされる。利用は認証後に直接決済を行う場合やコンテンツサイトと連携して決済がなされる場合がある。ただし、認証基盤での認証は本人認証までであり、例えば銀行においては口座暗証を必要とするのが一般的であるので、口座暗証の確認は銀行に接続後に当該銀行においてなされる。

また、上記の都度の決済以外に料金を一定期間集計しての口座振替、クレジットや収納代行業者によるもの等種々の決済方式が存在する。

③オープン性について(報告書の項番2-3)

プラットフォームのオープン性について、私は認証機能及びそれに関する機能に限定すべきだと考えている。この事を前提にして言えば、複数の認証プラットフォームが出現する事は本当にベストなのかは疑問である。複数の認証プラットフォームが出現した場合、通信レイヤーも複数のプラットフォームに接続が必要となり、当然コンテンツレイヤーも複数のプラットフォームとの接続が必要となる。

認証プラットフォームの目的が、認証機能に限定した場合は複数の認証基盤が本当に有効であるのは、経済的な合理性や認証に関するセキュリティ等から十分考慮する必要があると考える。

④コンテンツレイヤーについて(報告書の項番2-2)

今回の報告書でのコンテンツのプレイヤーは何処を想定しているのだろうか。もし最近のネットショッピングサイト、映像・音楽サイト、ゲームサイト等のネット専門のサイトだけを想定しているのであればビジネスとして成り立つ保障が出来ないので、認証プラットフォームを構築する業者は出現しないのではないか。

ビジネスとして成り立たせるには、プラットフォームを利用する利用者数や取引の件数が相当数必要になる。既に巨大な顧客を有している、公共料金系企業、クレジット、銀行等の民間は当然として税金、年金等を有する国・地公体も含めるべきと考える。これらは支払及び口座振替明細等の照会での利用が見込まれる。

公共料金系企業やクレジットの支払の多くは口座振替で実施しているが、毎月利用者宛てに口座振替の案内及び利用明細を書面にて通知している。これらの企業は経費削減や省エネを考慮してペーパーレスによるWeb明細への取り組みへ移行しつつある。

この Web 明細の利用だけでも年間最大数十億件の利用が見込まれるので、認証プラットフォームのビジネスが成立する可能性が出てくる。

(個人4)

5. プラットフォームの相互運用性の確保

1) 認証基盤の相互運用性の確保

<p>意見49 本研究会の次のステップとして、「FMC時代及び Web2.0 時代の通信プラットフォームの在り方」について検討することを希望。</p>	<p>考え方49</p>
<p>■ この点、第5章において認証基盤の相互運用性確保のあり方について方向性が示されたことは重要な1歩と考えます。しかしながら、今後、既存の固定通信網および移動通信網のIP化が進展し、NGNに統合されていく中で、マルチネットワーク環境化におけるNGNのサービスプラットフォームの相互運用性の確保のあり方について、その全体像を明らかにし、その方向性を示すことが求められていると考えます。また今後、Web2.0 技術に基づくアプリケーションやサービスの開発が進展すると予想される中で、Web2.0技術に基づく多様なアプリケーションの開発やサービスの連携の基盤となる通信プラットフォームのあり方についてもその方向性を示すことが重要と考えます。</p> <p>以上の理由から、本研究会の次のステップとして、「FMC時代およびWeb2.0時代の通信プラットフォームのあり方」について検討されることを望みます(参考資料参照)。 (テレコムサービス協会 政策委員会)</p>	<p>脚注44(P38)として、以下の記述を追記する。</p> <p>44 「認証基盤連携フォーラム(仮称)」に関連して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マルチネットワーク環境化における NGN のサービスプラットフォームの相互運用性の確保の在り方について、全体像・方向性を示すべき (テレコムサービス協会 政策委員会) ➢ Web2.0 技術に基づく多様なアプリケーションの開発やサービスの連携の基盤となる通信プラットフォームの在り方について方向性を示すべき。 (テレコムサービス協会 政策委員会) <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見50 「連携への参加は各事業者の判断」という趣旨に賛同。なお、認証基盤の連携には技術上・運用上の課題があることに留意が必要。</p>	<p>考え方50</p>
<p>■ 「連携への参加はあくまで各事業者の判断」との報告書の趣旨に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、各事業者のネットワークを越えた認証基盤の連携については、技術上・運用上の課題があることに留意が必要です。 <p>(KDDI)</p>	<p>◇</p>
<p>意見51 認証基盤の相互運用性の確保については、市場でも様々な方向性の取組が行われており、関係者間での議論が十分ではないこと等から、共通的なルールを策定すべき範囲や支配的事業者による寡占化の回避、グローバル市場の動向との整合性、消費者ニーズ等の視点について整理が必要。</p>	<p>考え方51</p>
<p>■ 今後の IP 化・ブロードバンド化の流れの中、ユーザが接続するネットワークや端末がより一層多様化することが想定され、コンテンツ等へのアクセスを一層簡便化する観点では、認証基盤の相互運用性を確保することは非常に重要な取組みであると認識しています。しかしながら、本件については、現在の市場においても多様な取組みが行われ方向性も様々であることや、関係者間における十分な議論が尽くされていると言い難い状況であること等から、以下に挙げるような視点について整理する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各社による自主的な取り組みをベースとする領域と共通的なルールを策定すべき領域の区分 - 市場支配的事業者グループによる寡占化の回避 - グローバル市場における動向との整合性の確保 - 消費者ニーズ(安全性、簡便性、コストパフォーマンスの最大化等)の分析 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>☆</p>

<p>意見52 通信レイヤーにおける市場支配的事業者が当該事業者と資本関係を有する事業者と共同して事業展開することに加え、資本関係は有しないものの上位レイヤーにおける市場優位性を有する事業者との結び付きにより、公正競争が確保されなくなる懸念が存在するため、競争セーフガード制度等を通じて継続的にモニタリングすることが必要。</p>	<p>考え方52</p>
<p>■ 通信レイヤーにおける市場支配的事業者との公正競争を確保する上では、当該事業者と資本関係を有する上位レイヤーの事業者との結びつきのみに着目するのでは不十分です。通信レイヤーにおける市場支配的事業者が、資本関係は無いものの、上位レイヤーにて市場優位性を有する事業者と結びつくことで、上位又は通信レイヤーの他のプレイヤーを競争上排除する懸念も存在します。従って、これらについて、競争セーフガード制度のモニタリング等を通じ、適時検証を行うべきです。</p> <p>なお、各種検証・モニタリングの際には、国際標準やデファクト化の動向を踏まえ、NTT 東西等の定める仕様が日本独自化し、国際的に孤立化することを回避すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・PSTN の移行先でもある NGN の認証基盤について、市場支配力を有する事業者が資本関係のある事業者間で共同して市場展開をはかることは、公正有効競争の確保を阻害するため、競争セーフガードなどを通じて継続的にモニタリングすることが適当とする点は必須と考えます。</p> <p>また、NGN の認証・課金機能のオープン化の検討においては、アンバンドル化の議論が重要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 1985 年の日本電信電話公社の民営化、新規通信事業者(NCC)の参入以来 20 年以上を経過しても NTT グループの圧倒的な市場支配力が働いていることを考えた場合、現在の競争セーフガード制度等を通じたモニタリング等において、より厳密かつ綿密な対応が行われることが適切な競争環境を形成するために必須の行為であると考えます。これは単に認証基盤の相互運用性の確保のみならず、NGN におけるインタフェース開示はもとより、課金システムや端末プラットフォームなど通信プラットフォームの構築運用全般について言えることです。米国や英国を中心に通信の自由化が進展する中、我が国において支配的事業者による支配力を背景とした市場活性化の遅滞や阻止がこれ以上継続するのであれば、残された道は支配的事業者の資本関係や企業構造の見直ししかないと危惧します。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>報告書では、「行政当局においては、個々の事案をベースに、電気通信事業法に基づき公正競争確保の観点から所要の環境整備を図ることも必要である」(P 24)と提言しているところであり、具体的には、</p> <p>① 市場支配力を有する通信事業者がその上位で事業展開を行うプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダ等に対する不当な規律・干渉が発生しないよう公正競争を確保する必要、</p> <p>② 市場支配力の有無を別としても、一般規律として、通信事業者はコンテンツプロバイダ等に対して不当な差別的取扱いが行われないよう公正競争を確保する必要</p> <p>があることから、行政当局においては、公正競争確保の状況について、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p> <p>また、NTT東西のNGNについては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申に基づき、関係省令等が改正され、第一種指定電気通信設備への指定及び機能のアンバンドルが行われたが、NTT東西のNGNは、今後の段階的発展が想定されているため、指定対象の設備等の有効性・適切性については、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p>
<p>意見53 NTT東西のNGNは各種インタフェースや様々な接続条件を既にオープンにしており、オープン性は確保されている。むしろ、他事業者のNGN等のオープン性が確保されているか検証が必要。</p>	<p>考え方53</p>
<p>■ ・08年3月に商用化した当社のNGNは、各種インタフェース(SNI/NNI/UNI)や様々な接続条件を既にオープンにしております。これらオープンにしたインタフェース等により、一昨年のフィールドトライアル開始時よりコンテンツプロバイダ等と連携し、NGN上で新たなサービスを実現してきており、また、より多くのプレイヤーの方々と現在も連携して多彩なサービスの実現に向けて取り組んできております。よって、当社のNGNのオープン性は十分確保されていると考えております。</p>	<p>NTT東西のNGNについては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申に基づき、関係省令等が改正され、第一種指定電気通信設備への指定及び機能のアンバンドルが行われたが、NTT東西のNGNは、今後の段階的発展が想定されているため、指定</p>

<p>・むしろ、お客様の利便性や選択の自由の確保の観点から、他事業者にみられる垂直統合型ビジネスモデル(自社又は自社系列のISPのみとの接続など)の方が問題になる可能性があると考えており、他事業者のNGN等についてオープン性が確保されているかどうかについて検証する必要があると考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>対象の設備等の有効性・適切性については、「競争セーフガード制度」の運用等を通じて定期的に検証することが必要である。</p>
<p>意見54 プラットフォームの相互運用性の確保に向けた取組等については、各事業者の自由な事業展開にゆだねるべき。</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ ・固定ブロードバンドについては、報告書案にも記載のとおりプラットフォームの多様化が進展している状況にあり、また、今後も様々な事業者の創意工夫によって構築されていくものであることから、プラットフォームの相互運用性の確保に向けた取り組み等については、各事業者の自由な事業展開に委ねるべきと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>報告書では、「認証基盤の相互運用性の確保を図っていくとしても、こうした連携に参画するか否かは、あくまで各事業者等の経営判断に基づくべきものである」(P28)としているところである。</p>
<p>意見55 OpenID のスキームの目的は認証であり、属性情報の交換は目的としていないことから、実態に沿った表現に修正すべき。</p>	<p>考え方55</p>
<p>■ ・P28 第 1 段落、第 2 段落で、「ID 管理」という言葉が出てきますが、この部分で紹介されているサービスにおいて事業者が行っているのは純粋に ID の「認証」ですので、実態に沿った表現である「ID 認証」に修正ください。</p> <p>(ヤフー)</p> <p>■ ・また、P28 注 27 第 2 段落で「SP は IdP に対して認証と属性の提供を要求し、IdP は認証結果と属性を SP に対して返信する」とありますが、すべての IdP が SP から要求があった場合に属性情報を提供しているものではなく、属性状況を提供する際にはそれについての利用者の同意を条件とするものです。また、弊社を含む Open ID プロバイダーにおいてはセキュリティへの配慮から属性情報を一切提供していない事業者もあることから、Open ID のスキーム一般として個人情報をやり取りしているかのようにとられる現在の表現は事実誤認がありますし、またそのような間違った見方は個人情報の取扱いに関する現状に鑑みますと、Open ID というプラットフォームの発展にとって障害となるものでもありますので、当該箇所は削除または実態に即した表現振りに修正すべきと考えています。(報告書中同様の記載についても同様です。)</p> <p>・P29 第 1 段落で「SSO を実現するとともに、属性情報を交換することを目指すものであり」としていますが、あくまで目的は認証であって、後者については目的としておりませんので、当該記述は削除すべきと考えております。(資料29についても同様です。)</p> <p>(ヤフー)</p> <p>■ ・P34 の第 3 段落で「個人を識別できる属性情報の流通を防止」とありますが、既に述べたように、認証基盤においてはその利用者の認証のみ行えればよく、受け渡す情報についてもその ID で認証が取れたかどうかで足りるもので、それ以上の属性情報のやり取りまで必然的に伴うものではありません。よって誤解を</p>	<p>以下のとおり、表現を一部修正する。</p> <p>「ID管理」 ↓ 「ID管理・認証」(P31)</p> <p>「他方、OpenID において、利用者はまず、自分が属性情報を登録するIdPに対しアカウントを設定する。利用者がSPに対してサービス提供を要求すると、SPはIdPに対して認証と属性の提供を要求し、IdPは認証結果と属性をSPに対して返信する。」</p> <p>↓</p> <p>「他方、OpenIDにおいて、利用者はまず、自分が属性情報を登録するIdPに対しアカウントを設定する。利用者がSPに対してサービス提供を要求すると、<u>SPはIdPに対して認証を要求し、IdPはSPに対して認証結果を返信する。なお、利用者の属性情報を要求するSPに対しては、利用者による事前の承諾を前提として、IdPより当該利用者の属性情報の返信も行われる場合がある。</u>」(P31の脚注36)</p>

<p>招く記述は削除していただきたいと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>「SSOを実現するとともに、属性情報を交換することを旨とするものであり、」 ↓ 「SSOを実現することを目的とするとともに、<u>利用者の同意に基づき属性情報を交換する場合もあるものであり、</u>」(P32)</p> <p>なお、報告書案P34の記述は、御指摘のような認証基盤上で属性情報のやり取りが必然的に行われていることを意味する記述ではない。以下のとおり、表現を一部修正する。</p> <p>「個人を識別できる属性情報の流通を防止する観点から」 ↓ 「個人を識別できる属性情報が本人の意図に反して流通する事態を防止する観点から」(P37)</p>
<p>意見56 MVNOの事業を成立させるためには、すべての携帯事業者のプラットフォーム機能のインターフェースの開示や相互運用性の確保が必須である。</p>	<p>考え方56</p>
<p>■ また、MVNO はクロスキャリア環境におけるサービス提供を実現することで利用者の利便性を発揮することから、すべての携帯事業者におけるプラットフォーム機能のインターフェースの開示や相互運用性を確保していくことはMVNOの事業を成立させるためには必須であると考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>☆</p>
<p>意見57 エンドユーザが安心して利用可能な課金・認証基盤の整備が重要。</p>	<p>考え方57</p>
<p>■ 前述の通りMVOとMVNO双方が同相互運用性を確保することにおいて、エンドユーザが安心して利用可能な課金・認証基盤を整備することが重要であると考えます。 (ネクストジェン)</p>	<p>報告書では、「行政当局において関係者で構成する「認証基盤連携フォーラム(仮称)」を設置し、認証基盤の相互運用性の確保に向けたインターフェースの在り方等について、セキュリティの確保など利用者の安心・安全を確保するために講じるべき措置を含め、具体的な検討を進めることが適当である」(P38)と提言しているところである。</p>
<p>意見58 MNPIによるユーザ移動の割合は5%程度にとどまっており、顧客流動性を高めるための検討の推進が必要。具体的には、メールサービスの連携やコンテンツの引継ぎに加え、各事業者が料金・サービス施策等を通じて不当に事業者変更の障壁を高めていないか検証が必要。</p>	<p>考え方58</p>

<p>■ 本報告書案にある MNP によるユーザ移動の割合(5%程度)を見てもわかるとおり、現状の携帯電話市場においては、高い顧客流動性が確保されているとは言い難く、事業者変更を行う際の障壁が存在していることが推測されます。事実、総務省殿が公表している「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007(平成 20 年 9 月)」(以下、「競争評価 2007」という。)の「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」の中で実施されたアンケートでは、今後、他の携帯電話会社に変更する意向を有していない回答者が回答者全体の 82.7%を占めているとされ、その主な原因として事業者変更時の料金やサービス面のデグレード(変更前のサービス等が継続できない点)が挙げられています。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、政策的議論の場等を活用し、顧客流動性を高めるために必要な措置を洗い出し、実施に向けた着実な検討を推進することが重要と考えます。具体的には、後述するメールサービスの連携やコンテンツの引継ぎに加え、各事業者が、料金・サービス施策等を通じて、不当に事業者変更の障壁を高めていないかについても、適時検証を行うことが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・本報告書案にもあるとおり、携帯事業者間のMNP利用による利用者移動は5%に留まっており、移動体通信市場は依然として寡占的であり、更なる競争促進が必要と考えます。</p> <p>競争評価 2007「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」(p282)にもあるとおり、携帯業者の変更にあたり、メールアドレスポータビリティとコンテンツポータビリティは携帯事業者間の顧客維持の為に各種施策(期間付契約、ポイント制度、長期割引制度、家族間無料通話サービス等)について利用者のニーズがあります。</p> <p>そのため、今回実現に向けた検討が開始されることは携帯事業者間の乗換えの敷居引き下げに効果的であり、利用者利便性の更なる向上とモバイルにおける競争促進に貢献すると考え賛成します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>御指摘の顧客流動性を高めるために必要な措置については、今後、携帯事業者の変更を容易にする施策を検討するために行政当局が設置する研究会等の場において議論が必要である。</p> <p>また、各携帯事業者における顧客維持のための各種施策(期間付契約、ポイント制、長期割引制度、家族間無料通話サービス等)の実施は、直ちに公正競争上の問題を引き起こすものではないが、それが電気通信事業法第6条、第29条等の規定に照らし、特定の利用者を不当に差別的に取り扱うような態様で行われている場合には、公正競争確保の観点から、所要の措置が講じられる必要がある。</p> <p>なお、脚注41(P36)として、以下の記述を追記する。</p> <p>41 「携帯事業者の変更を容易にする施策を検討する場(研究会等)」に関連して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ メールアドレスポータビリティとコンテンツポータビリティは利用者のニーズがあるため、利用者利便の向上及び競争促進の観点から、実現に向けた検討が開始されることについて賛成 (イー・アクセス、イー・モバイル) ➢ メールサービスの連携やコンテンツの引継ぎについてに加え、各事業者が各事業者が料金・サービス施策等を通じて不当に事業者変更の障壁を高めていないか検証が必要 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)等の意見が寄せられた。
<p>意見59 更なる利用者利便性向上のため、メールアドレス利用の柔軟性確保の検討に当たり、メール転送等により携帯事業者が提供するメールアドレスを事業者変更後も引き続き利用可能とすることや、電話番号によるメール接続についても検討を行うべき。</p>	<p>考え方59</p>
<p>■ メールアドレスの持ち運び等、メール連携については、特にユーザニーズの高い領域であり、実現のための各種方策について幅広く検討される必要があるものと考えます。具体的には、消費者利便の拡大の観点では、電話番号による事業者間のメール接続(以下、「電話番号によるメール接続」という。)の実現や、移転</p>	<p>報告書では、「メールアドレス利用の柔軟性の確保を図るために必要となる通信事業者側のシステム改修やコスト負担の在り方等について関係事業者等</p>

元事業者のメールアドレスを一定期間(数年程度)転送するサービス(以下、「メール転送サービス」という。)についても検討を行うことが必要と考えます。前者の電話番号によるメール接続は、諸外国では一般的サービスとして確立がなされており、MNP による移転ユーザ含め、通話と同じ電話番号によるメール送受が可能となる点において、ユーザ利便が相当程度向上することが期待されます。また、後者のメール転送サービスは、現状、携帯電話で利用するメールアドレスの主流が携帯電話事業者の提供するメールアドレスである点を踏まえれば、ユーザの利便性の観点では、ISP のメールアドレスを携帯電話で利用することよりもニーズが高いと思われ、その実現は、MNP の障壁を低下させるための極めて現実的な方策と言えます。従って、これらについて、事業者間の協議に加え、本報告書案にある総務省の研究会等の場でも実現に向けた議論を積極的に推進すべきと考えます。

なお、本報告書案でも引用されている「競争評価 2007」のアンケートについては、ポータブルなメールアドレスの利用意向について、MNO 以外のメールアドレスに限定してアンケートを行っており、現行の携帯電話のアドレスの継続利用を含む、ポータブルなアドレス体系へのユーザ意向の詳細が把握できていない点等に課題があると考えます。本件については、『「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007(案)」への弊社意見書(平成 20 年 7 月 28 日)』における「IV. プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」に対する弊社意見を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ・競争評価 2007「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」(p282)の利用者意向の傾向では、利用料金など金銭的な負担を重視する回答に続いて「メールアドレスを引き継げないこと」が、携帯事業者を変更しようと思わない理由として挙げられており、現在利用している携帯事業者から提供されているメールアドレスの継続利用について、ニーズがあることが伺えます。

更なる利用者利便性向上のため、メールアドレス利用の柔軟性確保の検討にあたり、以下の視点を加えるべきと考えます。

①携帯事業者が提供するメールアドレスを引続き利用可能とすることについて

現在のMNP制度による携帯事業者の乗換えでは、利用者は携帯事業者の乗換え後に自らの関係者にメールアドレスを通知する作業が必要となり、携帯事業者変更の障害となっております。

利用者の観点では、現在使用している携帯メールアドレスをそのまま利用できるほうが上記作業の発生が無く利便性が高いと考えます。

移転元の携帯メールアドレスを移転後も利用可能な方法についてもその費用対効果の検証を含め今後の検討課題に加えるべきと考えます。

(例えば、移転元事業者のメールアドレスを一定期間転送するサービスなどが挙げられます。)

②電話番号による事業者間のメール接続について

利用者利便性の向上の観点では、メールアドレスだけでなく、電話番号によるメールの継続利用が挙げら

検討する場を設け、速やかに結論を得ることとするのが適当である」(P34)と提言しているところであり、今後、携帯事業者の変更を容易にする施策を検討するために行政当局が設置する研究会等の場において幅広い検討がなされることが期待される。

なお、以下のとおり、表現を一部修正する。

「携帯事業者を変更した後も同じメールアドレスを引き続き利用可能とすることについては、通信事業者が付与している現行のメールアドレスを事業者変更の後も利用するという形態(上記(ア)のケース)を想定するものではない。ISP等のメールアドレスを、当該メールアドレスを発行したISP等が希望する場合に、携帯事業者にかかわらず利用可能(上記(イ)のケース)とし、かつ、携帯事業者のメールサービスと同等の機能を提供できるよう環境を整備することを検討の対象とする。」

↓

「このため、利用者利便向上の観点から、ISP等のメールアドレスを、当該メールアドレスを発行したISP等が希望する場合に、携帯事業者にかかわらず利用可能とし、かつ、携帯事業者のメールサービスと同等の機能を提供できるよう環境を整備すること等メールアドレス利用の柔軟性の確保に向けた検討を行うべきと考えられる。」(P34)

また、脚注39(P34)として、以下の記述を追記する。

39 メールアドレス利用の柔軟性確保に関連して、
➤ 電話番号による事業者間のメール接続の実現や、移転元事業者のメールアドレスを一定期間(数年程度)転送するサービスについても検討が必要
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

<p>れます。</p> <p>現在は、携帯電話事業者間をまたぐ電話番号によるメール接続は実現されていないため、MNPを利用した携帯電話事業者の乗換えがあっても、利用者は電話番号を継続利用できるメリットを電話番号によるメールでは、享受できません。</p> <p>したがって、携帯電話事業者間における電話番号によるメール接続についても、今後の課題の一つとし、費用対効果の検証を含め実現にむけた検討を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>➤ 検討に当たり、携帯事業者が提供するメールアドレスを引き続き利用可能とすることや、電話番号による事業者間のメール接続等の視点を加えるべき(イー・アクセス、イー・モバイル)等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見60 メールのパッシュ型配信機能は、MVNO等であれば既に利用可能。また、携帯事業者がISP等のメールのパッシュ型配信を提供するに当たっては、ネットワーク改造以外の多様な方策の検討が必要。</p>	
<p>■ ・報告書案に記載されている通り、当社においては、ISP 接続インターフェースを提供することにより、MVNO 等がパッシュ型配信機能を利用することは可能となっているものと認識しております。</p> <p>・更に、携帯事業者が ISP 等のメールアドレスへのパッシュ型配信を提供するにあたり、全ての端末を対象とするため、当社のネットワークを改造するには多大なコストを要するものと想定されるため、端末のソフトウェア(アプリ)による実現を含む多様な方策を検討することが必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ ・au においては、現状でも ISP の WEB メールの利用は可能であり、パッシュ配信機能や端末モジュールも他社向けに提供しています。従って、MVNO 等がこれらを活用することにより、当社ネットワークを介して ISP の独自メールの着信お知らせサービスを実現することが可能になっています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方60</p> <p>一部の携帯事業者のネットワークにおいては、MVNO 等によるメールのパッシュ型配信が提供可能となっているが、携帯事業者の変更を容易にする施策を検討するために行政当局が設置する研究会等の場においては、「競争ポータルを運営するプラットフォーム事業者に対し携帯事業者がパッシュ型配信機能を提供することにより、携帯事業者の提供するメールアドレスとは異なるメールアドレスによるメールの送受信を可能とし、ISP等のメールの利用者がパッシュ型配信によるメール受信も利用できるようにする」(P34)等の方策を含む幅広い検討がなされることが期待される。</p> <p>なお、脚注39(P34)として、以下の記述を追記する。</p> <p>39 メールアドレス利用の柔軟性確保に関連して、</p> <p>➤ 携帯事業者がISP等のメールアドレスへのパッシュ型配信を提供するに当たり、ネットワークを改造する場合には多大なコストを要するため、端末ソフトウェア(アプリ)による実現を含む多様な方策の検討が必要(NTTドコモ)</p> <p>➤ ISPのWEBメールの利用は可能。パッシュ配信機能や端末モジュールも他社向けに提供している。MVNO等がこれらを活用することにより、当社ネットワークを介してISPの独自メールの着信お知らせサービス</p>

	を実現することが可能(KDDI)等の意見が寄せられた。
意見61 現在でも、コンテンツプロバイダが払い出す独自のIDや携帯事業者が送出するユーザーIDを利用するなどしてコンテンツの継続的な利用を可能とする事例も存在している。また、コンテンツ利用の柔軟性確保の議論においては、携帯事業者のシステム改修に係るコスト負担の在り方や、著作権法の規律等を含めた幅広い議論が必要。	考え方61
<p>■ ・コンテンツの継続的な利用の実現は、ユーザ利便性の向上につながる面があると考えますが、その実施にあたってはユーザの同意の取り方・コンテンツの選択方法等の議論が必要であると考えます。</p> <p>・現時点で既に一部のCPが自らの創意工夫により、コンテンツの継続的な利用を可能とする事例も存在しており、こうしたCPの創意工夫を活かすことが適切と考えます。</p> <p>また、携帯事業者が対応するためには相当のコストを要するため、コスト負担の在り方についての整理が必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ ・当社はコンテンツの再ダウンロードについては著作権者の扱いに委ねており、携帯事業者の変更後に再ダウンロードを可能とするかは、著作権法の規律を含めた幅広い議論が必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ ・現状でも、Suica等の電子マネーや一部のコンテンツについては、CPが独自のID・パスワードを設定する等の方法により、すでにキャリアをまたがってコンテンツを利用することが可能になっています。</p> <p>・このように、コンテンツ利用の柔軟性は、お客様ニーズの高まりや市場環境の変化に応じて進展するものであり、CP等も含めた各プレーヤーが、時期も含めてビジネスベースで判断すべきものです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ コンテンツポータビリティについては、多様な実現方策が存在するものと考えます。本報告書案にあるとおり、携帯電話事業者は、既にCP等へユーザIDの送出を行っているところであり、当該IDとCP等が独自に払い出すID等を紐付けることで、コンテンツの契約の引継ぎを実現することも可能であり、且つ、過去にそうした形態での提供実績も存在します。</p> <p>今後、具体的検討を進める中では、これらを含む多様な形態を比較の上、ユーザ全体にとってのコスト負担やその結果得られる便益等も踏まえ、最も効率的な実現方式を模索すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・コンテンツ利用の柔軟性の議論においても、携帯事業者のシステム改修やそれに係るコスト負担の在り方の議論が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>コンテンツプロバイダが独自にコンテンツの継続的な利用を可能としている事例は限定的なものにとどまっており、コンテンツ利用の一層の柔軟性を確保する観点からは、コンテンツを柔軟に利用可能な環境整備の促進に向けて幅広い検討を行うことが必要である。</p> <p>報告書では、その検討に当たっては、「携帯事業者側の技術的課題、携帯事業者等のコスト負担の在り方、利用者の同意確認の方法など安心・安全を確保するために措置すべき事項、コンテンツ配信(再ダウンロードと著作権等との関係についても整理を要する)に係る著作権法との関連など幅広い観点から、検討することが必要である」(P36)と提言しているところである。</p> <p>なお、脚注41(P36)として、以下の記述を追記する。</p> <p>41 「携帯事業者の変更を容易にする施策を検討する場(研究会等)」に関連して、</p> <p>➤ 現状でも、一部のコンテンツについては既にキャリアを横断してコンテンツを利用することは可能であり、コンテンツ利用の柔軟性については各ビジネスプレーヤーがビジネスベースで判断すべきものである</p> <p>(KDDI)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
意見62 携帯事業者変更後も変更前の携帯端末を継続利用することについて利用者の一定のニーズがあ	考え方62

<p>り、携帯端末のポータビリティ(SIMロック解除)の促進についても別途検討が必要。</p>	
<p>■ ・競争評価 2007「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」では、携帯事業者を変更した後も一定の対価を支払うことにより現在使用している携帯端末を利用可能とするサービスについて、メールアドレスやコンテンツのポータビリティと同等の利用意向(28.6%)があり、携帯事業者変更後も変更前の携帯端末を継続利用することについて、一定のニーズがあることが伺えます。このため、利用者の事業者選択の幅を広げ、さらに携帯事業者間の競争を促進させるためには、携帯端末のポータビリティ(SIMロック解除)の促進についても別途検討が必要と考えます。</p> <p>また、その検討にあたっては、携帯事業者によって、SIMロック解除のメリットを享受できる、享受できないといった優劣が発生しない平等な枠組みを構築すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>脚注41(P36)として、以下の記述を追記する。</p> <p>41 「携帯事業者の変更を容易にする施策を検討する場合(研究会等)」に関連して、</p> <p>➤ 利用者の意向を踏まえれば、携帯端末のポータビリティ(SIMロック解除)の促進についても別途検討が必要であり、その際には携帯事業者が平等にメリットを享受できる枠組みを構築すべき</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見63 IPv6アドレスはアクセス先のウェブサイト等に常時通知され、ユーザーが送信の可否を選択できないことから、固定されたIPv6アドレスを認証用IDとして用いることは、セキュリティやプライバシー上問題があり、また、国際標準の動向にも反することとなる。</p>	<p>考え方63</p>
<p>■ (3) IPv6 アドレスを携帯端末 ID とする認証方式の危険性</p> <p>報告書案 p.33「(b)移動通信分野の認証基盤と他の認証基盤との相互運用性の確保」において、「IPv6 アドレスが各携帯端末にも付与されれば、従来の電話番号等をベースとしたユーザーID に替わって、IPv6 アドレスを携帯端末の識別子とする新たな移動通信の認証基盤を構築すること等も考えられる」とありますが、IP アドレスはアクセス先の Web サイト等に常時通知されるものであり、ユーザ ID のようにユーザが送信の可否を選択することが不可能なものです。したがって、固定された IPv6 アドレスをそのまま外部接続に使用して認証用 ID として用いることは、p.34 の「利用者自らの意思で ID 管理ができる仕組みとすることが求められる」に反するものであり、直接的な採用をしないよう注意が必要です。</p> <p>この段落の記述は p.34 の「利用者自らの意思で ID 管理ができる仕組みとすることが求められる」に継続しているようにも読めますが、そのことは必ずしも明確でないと考えます。したがって、そのことを明確にするために、報告書 p.33 のこの記述には、IPv6 アドレスを認証用 ID とすることの問題点を併記するべきであると考えます。</p> <p>(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)</p> <p>■ 「例えば、今後は IPv4 アドレスが 2011 年頃に枯渇するものと見込まれることから、インターネットは段階的に IPv6 アドレスに移行していくが、それに併せて IPv6 アドレスが各携帯端末にも付与されれば、従来の電話番号等をベースとしたユーザーID に替わって、IPv6 アドレスを携帯端末の識別子とする新たな移動通信の認証基盤を構築すること等も考えられる。」</p> <p>とあるが、一般論として IPv6 アドレスは識別子とするには不適切である。もっとも一般的な IPv6 のアドレス設定方式である ステートレスな自動設定(RFC4862) やプライバシー拡張(RFC4941)においては、IPv6 アドレスの永続性は意図的に保証されていない。ステートフルな DHCP により永続的なアドレスを保証すること</p>	<p>以下の記述を削除する。</p> <p>「例えば、今後はIPv4アドレスが2011年頃に枯渇するものと見込まれることから、インターネットは段階的にIPv6アドレスに移行していくが、それに併せてIPv6アドレスが各携帯端末にも付与されれば、従来の電話番号等をベースとしたユーザーIDに替わって、IPv6アドレスを携帯端末の識別子とする新たな移動通信の認証基盤を構築すること等も考えられる。」</p>

<p>は不可能ではないが、IPv6 ネイティブの携帯端末のセキュリティやプライバシー確保の観点からは、アドレスの一意性が保証しないことを積極的に志向するべきである。</p> <p>携帯端末むけに標準化が進んでいる Proxy Mobile IPv6 (RFC5213)においてもアドレスのステートレスな自動設定は主流な方式としてサポートされており、IPv6 アドレスを識別子永続的なもの限定するような仕組みの導入の要請は国際標準にそぐわないネットワークを求めることになると思う。</p> <p>また、アドレスのステートレス自動設定では変化するのは IPv6 の 128 ビットアドレスのうち下位 64 ビットであり、Proxy Mobile IPv6 では上位のプレフィックスについては接続中には他の端末と共有されないホームアドレスを割り当てることからホームアドレス部分を識別子とすることも考えられるが、IPv6 のアドレスの使い方を考慮した場合、携帯端末ごとに一意のホームアドレスを割り当てるとするのは、いくら IPv6 のアドレス空間が広いといえども、携帯電話の端末数を考慮した場合に無理があると思う。なお、Proxy Mobile IPv6 ではホームアドレスのリナンバリングもサポートしており、永続性を保証するものではないことは明らかである。</p> <p>以上のことを考えた場合、「例えば」以下は、例示としても不適切であり、削除するべきと考える。</p> <p>(個人1)</p> <p>■ IPv6 アドレスを識別子として用いてはいけない。一意の IPv6 アドレスを端末に利用するのは P.40「認証基盤の相互運用性の確保と個人の属性情報の取扱い」で議論されているバーチャルな ID の管理と同じ問題を抱えている。このような危険性は古くから認識されているために RFC3041「Privacy Extensions for Stateless Address Autoconfiguration in IPv6」としてユーザ識別に使えない一時的な IPv6 アドレスを利用する仕組みが整備されている。携帯端末のインターネットと相互接続しているのだからインターネットの世界で議論されているセキュリティの動向に十分に配慮するべきである。</p> <p>(個人2)</p>	
<p>意見64 利用者自らの意思で ID 管理ができる仕組みを必要とした点について賛同。</p>	<p>考え方64</p>
<p>■ (1) 利用者自らの意思で ID 管理ができる仕組みを必要とした点</p> <p>報告書案 p.34「認証基盤の相互運用性の確保に向けた環境整備の在り方」において、「個人を識別できる属性情報の流通を防止する観点から、複数の ID を異なる認証基盤間で直接結び付けるのではなく(略)利用者側自らの意思で ID 管理ができるような仕組みとすることが求められる」とされたことについて、賛同します。この要件を欠かすことなく報告書がとりまとめられることを望みます。</p> <p>(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)</p>	<p>◇</p>
<p>意見65 共通のIDがもたらす問題点は重要な論点であり、「属性情報の流通の防止」に「共通のIDを利用して個人の行動の相関性を分析することの防止」が含まれることを明確にすべき。</p>	<p>考え方65</p>
<p>■ (2) 共通の ID がもたらす問題点についての記述</p> <p>報告書案 p.28「認証基盤 over インターネット」内の脚注 27 において、「リバティアライアンスの仕組みにおいて(略)異なる SP 間で共通する ID を使って個人の行動について相関性を分析するといったことができ</p>	<p>脚注43(P37)として、以下の記述を追記する。</p> <p>43 属性情報の流通の防止に関して、</p>

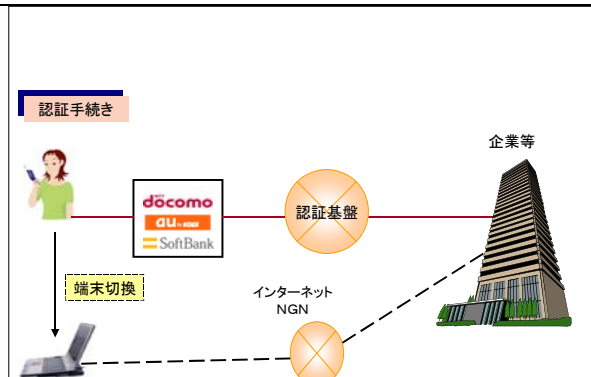
<p>ない。このため、リバティアライアンスにおいては利用者が望まない情報抽出を防ぐ仕組みが備わっているという点において、プライバシー面への配慮がなされていると言える」との記述がありますが、これは重要な論点であると考えます。脚注だけでなく本文中においても、共通の ID がもたらすプライバシー上の問題点についての説明が加えられることを望みます。</p> <p>これに関連する記述として、報告書案 p.34 に「利用者側自らの意思で ID 管理ができるような仕組みとすること」とした理由について「個人を識別できる属性情報の流通を防止する観点から」とありますが、この「属性情報の流通を防止」という記述が、p.28 脚注 27 の「共通する ID を使って個人の行動について相関性を分析するといったこと」の防止を含むものであるかどうかは、明確な表現となっていないと考えます。p.34 の記述から p.28 脚注 27 の記述を参照するなどして、「利用者側自らの意思で ID 管理ができるような仕組みとすること」の理由に「共通する ID を使って個人の行動について相関性を分析するといったこと」の防止が含まれることを明確にするべきと考えます。</p> <p>(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)</p>	<p>➤ 「属性情報の流通の防止」に「共通の ID を利用して個人の行動の相関性を分析することの防止」が含まれることを明確にすべき (産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)</p> <p>との意見が寄せられた。</p>
<p>意見66 認証基盤の相互運用性の確保は今後のブロードバンド市場において重要な取組である一方、更に検討を深めるべき多くの視点が存在する。</p>	<p>考え方66</p>
<p>■ ・サービスを一つのIDで利用出来るよう認証基盤を仮想的に統合することは、コンテンツ市場の活性化に資するものと考えますが、実現にあたっては、ユーザのIDの作成方法の秘匿性の確保や実現に向けた調整手法、コスト負担方法の検討等の課題が存在するものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 前述のとおり、認証基盤の相互運用性の確保は今後のブロードバンド市場において重要な取組みである一方、さらに検討を深めるべき多くの視点が存在します。従って、今後、フォーラム等で検討を行う上では、これらの点を整理しつつ、具体的議論を進めるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>脚注44(P38)として、以下の記述を追記する。</p> <p>44 「認証基盤連携フォーラム(仮称)」に関連して、</p> <p>➤ 認証基盤の仮想的な統合に当たっては、ユーザのIDの作成方法の秘匿性の確保や実現に向けた調整手法、コスト負担方法の検討等の課題が存在する (NTTドコモ)</p> <p>➤ 認証基盤の相互運用性の確保には、更に検討を深めるべき多くの視点が存在し、これらの点を整理しつつ具体的議論を進めるべき (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見67 移動体通信分野における認証基盤については、固定系を含む他の認証基盤との相互運用性の確保も重要である。</p>	<p>考え方67</p>
<p>■ なお、本報告書案の P33 にて述べられているとおり、携帯電話端末について、固定通信網、移動体通信網のいずれかを問わず、シームレスネットワークにおいてコンテンツ・アプリケーション等を利用する際の中心的な端末と位置付けることも可能との認識に拠って立てば、移動体通信分野における認証基盤について固定系を含む他の認証基盤との相互運用性を確保することも重要です。従って、移動体通信分野の認証基盤の相互運用性の確保については、将来的に予測され得る他分野の認証基盤との連携も見据え、携帯電</p>	<p>☆</p> <p>報告書では、「移動通信分野における認証基盤について固定系・移動系を問わず他の認証基盤との相互運用性を確保することは、我が国の強みをいかした新規性の高い事業を生み出す可能性があり、積極</p>

<p>話市場の ID 連携に閉じて大規模な仕組みを構築するのではなく、二重投資等社会的非効率性が回避されるよう、長期的に活用可能な仕組みを検討していくべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ● 認証・課金システムのオープン化と ID ポータビリティについて 認証・課金システムに関しては、多様なビジネスモデル創出のためには、複数の事業者が提供できる環境が必要であると考えます。 その上で ID ポータビリティに関しては、今後モバイルによる認証・課金がすべての情報機器に利用されるシングルサインオン環境が想定されるため、単なる通信事業者間での ID を移動する方策ではなく、インターネット全体の認証を考慮した検討が望まれる。その場合に、インターネットの標準仕様である IPv6 等との十分な調整が必要である。 (モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>	<p>的に推進していくことが望ましい」(P36)と提言しており、移動体通信分野における認証基盤と固定系を含む他の認証基盤との相互運用性の確保の重要性は、報告書でも指摘しているところである。</p>
<p>意見68 SSOといった利用者の認証時の相互運用性に加え、携帯事業者ごとに異なる端末要件、プロビジョニング要件の標準化等の検討を希望。また、MNO以外の通信事業者でも独自に認証IDや電話番号の運用ができるようにする環境整備が必要。</p>	<p>考え方68</p>
<p>■ 現在、認証・課金機能は、ネットワークを保有する携帯事業者によって通信サービス等と一体的に提供されており、当該機能は端末の仕様にまで影響が及んでおります。これにより、端末業者にとっては携帯事業者毎の実装、MVNO にとっては ID の端末への登録のインターフェース、SIM の取扱いなど、関連するプロビジョニング作業において、携帯事業者毎に異なる対応が必要となっています。「認証基盤連携フォーラム(仮称)」の中では、SSO といった利用者の認証時における相互運用性に加え、上記認証に関わる携帯事業者毎に異なる端末要件、プロビジョニング要件の標準化等相互運用性に関しても民間団体、国際標準をみながら検討いただくことを要望します。また MVNO によるクロスキャリア環境におけるサービスの提供を実現するために、先述の通り、MNO 以外の通信事業者でも独自に認証 ID や電話番号の割当を受けて運用ができるように制度整備を含めた検討を行うことが必要であると考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p> <p>■ 5.プラットフォームの相互運用性の確保の 1)認証基盤の相互運用性の確保の(b)移動通信分野の認証基盤と他の認証基盤との相互運用性の確保に関し、移動通信分野における認証基盤について、固定系・移動系を問わず他の認証基盤との相互運用性を確保することは、我が国の強みをいかした新規性の高い事業を生み出す可能性があり、積極的に推進していくことが望ましいとありますが、これを実現する上でも MNO 以外の通信事業者が独自に携帯の認証 ID(IMS)や電話番号(MSISDN)の運用ができるようにする環境の整備が重要ではないかと考えます。 (日商エレクトロニクス)</p>	<p>(考え方35に同じ。)</p>
<p>意見69 認証基盤の相互運用性について「次世代ネットワーク基盤技術の研究開発」を参照しつつ検討するという表現は、行政主導でNTTのNGNの標準化が行われるという誤解を招くおそれがある。</p>	<p>考え方69</p>

<p>■ ・P33 より、認証基盤の相互運用性について、NGN を含んだ形で、かつ「次世代ネットワーク基盤技術の研究開発」を参照しつつ検討することが提案されておりますが、当該箇所のみを読んだ場合、行政主導で NTT が提供する NGN における認証基盤の一般化・インターフェース統一化が行われるとの誤解をまねく恐れがありますので、他の箇所にあるような注記(「NTT へのモニタリングの必要性」P27 第 4 段落など)を追記していただきたいと考えております。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>以下のとおり修正する。</p> <p>「次世代ネットワーク基盤技術の研究開発」 ↓ 「新世代ネットワーク基盤技術の研究開発」(P39)</p>
<p>意見70 認証基盤の相互運用性の確保は、基本的に各プラットフォーム事業者が営業戦略に適合したパートナーを見つけて行われるものであり、そのための自由な競争環境の確保は重要であるが、多大なコストをかけてまでシステムとして仮想的・共通的な認証基盤の構築をする必要はない。</p>	<p>考え方70</p>
<p>■ ・また、認証基盤の相互運用性は、基本的に各プラットフォーム事業者が当該事業者の企業ブランドや営業戦略に適合したパートナーを見つけて行われるものです。よって、そのための自由な競争環境が確保されることは重要ですが、それ以上に多大なコストをかけてまでシステムとして仮想的・共通的な認証基盤の構築をする必要性は感じておりません。</p> <p>・上記の自由な競争環境の確保の一例としては、インターネットの IdP や他の通信事業者が既にオープンにしているユーザーID を、CATV/NGN 事業者においてもオープン化することがあげられます。上記のとおり、どのようなパートナーと ID 連携を行うかは事業者の自由なビジネス判断に基づいて行われるべきものですが、そのような判断を行える前提として、多様なネットワークからの ID 連携が可能となるような環境を整えておくべきと考えております。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>報告書では、「認証基盤の相互運用性の確保を図っていくとしても、こうした連携に参画するか否かは、あくまで各事業者等の経営判断に基づくべきものである」(P28)としているところであり、報告書の提言により、仮想的・共通的な認証基盤の構築が義務付けられるものではない。</p>
<p>意見71 「個人の属性情報の管理権を維持」という表現があるが、個人に情報の管理権一般を与えることは、法律上認められている権利以上の権利を認めることとなり、現行法制度とのバランス上問題がある。</p>	<p>考え方71</p>
<p>■ ・また、同じ段落と次の段落においては「個人の属性情報の管理権を維持」という表現があります。ここでいう「属性情報」の概念は不明確で個人情報を含むものであるかは明らかではありませんが、仮に含むとした場合であったとしても、個人情報保護法上、個人に与えられている権利は間違った情報の修正権(第 26 条)のみであって、管理権一般については与えられておりませんので、法律で認められている権利以上の権利を利用者に与えることとなります。また、「属性情報」が個人情報ではない場合については、法律上要保護性がないとされている情報について法律上認められる権利以上の権利を認めることとなり、いずれにしろ現行法制度上の取り扱いのバランスと比較すると問題があります。よって、属性情報について個人の管理権を認めるような記述は全体として削除すべきであると考えております。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>報告書においては、個人の属性情報の取扱いについて利用者による事前の承諾を前提とし、本人の意図に反して個人を識別できる属性情報が流通することを防止する必要性を指摘しているところである。この点を踏まえ、以下のとおり、表現を一部修正する。</p> <p>「利用者にとっては個人の属性情報の管理権を維持しながら、」 ↓ 「利用者が承認した程度に応じて属性情報が取扱われることを確保しながら、」(P37)</p>

<p>意見72 情報漏えいが起こらないことを期待する。少なくともワンタイムパスワードの仕組みが必要。</p> <p>■ 情報漏えいが無い事を期待？少なくともワンタイムパスワードの仕組みが必要。【シード(種)・ID・パスワード・時刻から生成・カード型機器は対象者に持たせる等】 (個人3)</p>	<p>考え方72</p> <p>報告書では、「行政当局において関係者で構成する「認証基盤連携フォーラム(仮称)」を設置し、認証基盤の相互運用性の確保に向けたインターフェースの在り方等について、セキュリティの確保など利用者の安心・安全を確保するために講じるべき措置を含め、具体的な検討を進めることが適当である」(P38)と提言しているところであり、利用者が登録した属性情報が本人の意図に反して流通する事態が生じることは回避する必要があると考える。</p>
<p>意見73 共通IDによる利用者認証は、だれがどのようにして共通IDを顧客情報とひも付けるかという課題があるが、それを解決する手段として、携帯電話の顧客情報と企業等の顧客情報を認証基盤経由で連携させることが考えられる。</p>	<p>考え方73</p>
<p>■ 5. 利用者認証、サイト認証に関して(報告書の項番5)</p> <p>前項でも述べたが、利用者認証、サイト認証についての意見を以下に示す。</p> <p>①共通IDによる認証(項番5)</p> <p>報告書は、共通IDによる利用者認証が記述されている。この件は前項でも述べたが、コンテンツプレイヤーを何処まで含むかにより異なる。私は前項でも述べたが、既に膨大な顧客を有する企業や国・地公体まで含めた場合を想定して意見を述べる。</p> <p>共通IDによる認証は理論としては大変評価できるが、この共通 ID による利用者認証は現実的には不可能ではないかと考える。なぜなら現実社会には公共料金系企業、銀行、証券、クレジット、官庁等には既に膨大な顧客情報が登録されている。報告書にあるように新たに共通IDを発行した場合、この共通IDと顧客情報を紐付けする必要がある。では誰がどのようにして共通 ID とこの膨大な顧客情報の紐付けをするのであろうか。本当に共通IDによる認証方式を採用する場合は、この膨大な紐付けの対応を可能とする具体的な案が無ければ実現は不可能である。</p> <p>次に、この共通IDは誰がどのように管理するのであろうか。携帯電話では各社個別にIDを有しており、このIDを誰がどのようにして共通IDに紐付けしてくれるのであろうか。同様に NGN の場合も利用者毎に個別IDの送付が可能であるが、この利用者 ID を共通 ID に紐付けをだれがどのように実施するのであろうか。</p> <p><共通IDを解決する手段></p> <p>多くの利用者をコンテンツサイトが共通IDにて認証するメリットは大きいので、有効な方法であることは間違いない。これにより、利用者はサイト毎にIDやパスワードを入力する煩わしさから開放されるからである。</p> <p>私はこの共通IDの対応は以下により対応可能と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯会社も上記の多くの企業等も同様の顧客情報を有している。 	<p>☆</p>

<p>・携帯の顧客情報と企業等の顧客情報を認証基盤経由で両者の連携を図る。 (個人4)</p>	
<p>意見74 携帯会社と接続先サイトが事前契約により相互に確認し、更にIP-VPN等の信頼できるネットワークで結ぶ等によりサイト認証を行うことも重要な課題である。</p>	<p>考え方74</p>
<p>■ ②サイト認証について 報告書では触れられていないが、サイト認証も本人認証とならんで重要な課題である。現状のSSL方式では、この部分の認証が十分機能していなためフィッシング詐欺被害が後を絶たないばかりか増加傾向にある。 つまり、現状では利用者に接続先のサイト認証の判断をさせている。これではフィッシング詐欺を防止するのは不可能である。なぜなら、多くの利用者は素人であり、サイトの真正性見分ける事は不可能だからである。 このサイト認証も携帯会社が有効に機能する。これは既に大手企業等では実施されているが、携帯の公式サイトからの各コンテンツサイトへの接続する方式である。携帯会社と接続先サイトが事前契約により相互に確認し、更に IP-VPN 等の信頼できるネットワークで結ばれておればサイト認証は確実であり、利用者も安心して接続可能である。この方式によりフィッシングサイトへの接続を完全に防止可能である。項番2の②ネットワーク構成を参照のこと。 (個人4)</p>	<p>☆</p>
<p>意見75 モバイル以外のインターネットやNGN等との認証基盤の連携は、携帯を利用してモバイル認証基盤で認証を行った後、他のネットワークに接続されているPC等へ接続を切り替える方式で対応可能。</p>	<p>考え方75</p>
<p>■ 6. 認証基盤の連携(報告書の項番5、8) モバイル以外の、インターネットやNGN等との認証基盤の連携であるが、モバイルの認証基盤を利用することで十分可能と考える。 つまり、携帯を利用してモバイル認証基盤で認証を行なった後、他のネットワークに接続されているPC等への接続を切り替える方式で対応可能である。そのイメージを以下に示す。</p>	<p>☆</p>



本方式のメリットは、モバイル以外のどのようなネットワークにも容易に対応可能である点である。つまり、認証はモバイルで実施し、あとは単に接続端末を切り替えるだけでよいからである。

(個人4)

2) 携帯端末API等の互換性の向上

意見76 コンテンツの制作コストを減少させ、利用者の利便性を向上させるため、携帯電話端末のプラットフォーム(アプリケーションの開発環境と実行環境)を携帯電話事業者間で共通とするのが望ましい。また、利用者がブラウザを選択できるような自由な利用環境が実現されるべき。

■ ⑧ 端末API等の互換性の向上(24頁5. 1. 認証基盤の相互運用性とID利用の容易化)
 コンテンツ制作において通信事業者間の仕様の違いが制作コストを増大させ、コンテンツの拡充を妨げる一因になっています。これを解決する上でもまた利用者の利便性の向上を考えても、携帯電話端末におけるプラットフォーム(アプリケーションの開発環境と実行環境)は携帯電話事業者依存ではなく携帯電話事業者間で共通のプラットフォームとした方が望ましいと考えます。また、少なくともブラウザについては、アクセスしているページのURLの明示、サイト内容明示(タイトルタグの表記など)ができるような利用者の利便性向上を図るブラウザが開発され、キャリアがブラウザを指定するのではなく、利用者がブラウザを選択できるような自由な利用環境が実現されるべきだと考えます。

(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)

考え方76

報告書では、「端末API等の互換性向上を携帯事業者間で実現することは様々なステークホルダー(関係者)にとって重要であり、3. 9Gの商用サービス開始時期を念頭に置きつつ、関係者で構成する既存のフォーラムの活用などを視野に入れながら、可能な限り速やかに協議を開始することが望ましい」(P41)としているところである。

脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。

- 45 端末API等の互換性向上に関連して、
- 携帯電話端末におけるプラットフォーム(アプリケーションの開発環境と実行環境)は携帯電話事業者間で共通のプラットフォームとした方が望ましい(オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)
 - 少なくともブラウザについては、アクセス中のURLやサイト内容を明示できる利便性の高いブラウザが

	<p>開発され、利用者がブラウザを選択できる自由な利用環境が実現されるべき (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見77 端末等の仕様がオープン化された場合、コンテンツ配信事業者や利用者のニーズが仕様に反映されるようなスキームや、利用者が仕様を簡単に確認できるようにするためのブランドやレイティングが必要である。</p>	<p>考え方77</p>
<p>■ ●端末等の仕様について 端末等の仕様がオープン化された場合、多様なプラットフォームが登場することで多様なビジネスモデルの出現が期待できる一方で、メーカーの独自にコスト低減のため端末機能の低下をもたらすことも想定される。 利用者にとっても多様な端末から自分の希望にあった端末を選択するうえで、仕様が簡単に確認できるような表示がなければ混乱をきたすことも考えられる。 このような状況に対処するためには、コンテンツ配信事業者や利用者のニーズが仕様に反映されるようなスキームが必要であり、また利用者が簡単に端末の仕様を認識できるためのブランドやレイティングが必要であると考えられる。 この場合の、レイティングには、自社で行う領域と第三者が認証する等の領域が想定される。 具体的には以下のようなモデルが例として考えられる。 1. 端末仕様の公開 1)メーカー自身による端末仕様の公開 2)メーカー以外のベンダーによる仕様の公開(OS、アプリケーションプラットフォーム、デバイス等) 2. 公開された仕様に基づく利用のオープン化のため第三者が分類や互換性レイティングの基準を策定して表示する。 (モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>	<p>報告書では、「端末API等の互換性向上を携帯事業者間で実現することは様々なステークホルダー(関係者)にとって重要であり、3. 9Gの商用サービス開始時期を念頭に置きつつ、関係者で構成する既存のフォーラムの活用などを視野に入れながら、可能な限り速やかに協議を開始することが望ましい」(P40)としているところである。 脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。 45 端末API等の互換性向上に関連して、 > コンテンツ配信事業者や利用者のニーズが端末仕様に反映されるスキームや、利用者が端末仕様を簡単に認識するためのブランドやレイティングが必要(モバイル・コンテンツ・フォーラム) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見78 オープンな Symbian Foundation プラットフォームにより、携帯電話メーカー、通信事業者及び開発者は業務が簡略化され、サービスやアプリケーションでの技術革新が促進されることを確信している。</p>	<p>考え方78</p>
<p>■ グローバル共通のソフトウェアプラットフォームの利便性を第 5.2 章に指摘しております。また、Symbian Foundation はオープンソースプラットフォームの一つの代表例として、参考資料の中に紹介しております。弊社は、Symbian Foundation の設立メンバーの一員として、オープンな Symbian Foundation プラットフォームにより、携帯電話メーカー、通信事業者、および開発者は業務が簡略化され、サービスやアプリケーションでの技術革新が促進されることを確信しております。 (ノキア・ジャパン)</p>	<p>報告書では、「端末API等の互換性向上を携帯事業者間で実現することは様々なステークホルダー(関係者)にとって重要」(P41)としているところであり、民間事業者が主体となって携帯端末のミドルウェアの共通化、OSの無償化・オープンソース化等の取組がなされることは望ましいと考える。</p>
<p>意見79 端末API等の互換性向上は、通信ネットワークである 3.9G の商用サービス開始時期にとらわれず独立に議論されるべき喫緊の課題である。</p>	<p>考え方79</p>

<p>■ 「3.9G の商用サービス開始時期を念頭に置きつつ」とありますが、端末 API 等の互換性向上時期に言及する合理的な説明が必要と考えます。プラットフォームと通信ネットワークである 3.9G とは独立に議論されるべきであり、現在、世界的に見ても携帯端末 OS の開放も進められていることから考えても、3.9G の商用サービス開始時期にとらわれず、携帯端末 API などの互換性向上を実現する環境整備は喫緊の課題であると考えます。なお、端末 API の互換性向上に向けた検討については、グローバルな視点をもって、日本独自の仕様となってしまうよう注視することが必要であると考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>報告書では、3.9Gの商用サービスの開始は携帯端末等の仕様を見直す好機であると考えられることから、「3.9Gの商用サービス開始時期を念頭に置きつつ」としているものの、御指摘のとおり、端末API等の互換性向上に向けた協議は可能な限り速やかに開始されることが望ましく、必ずしも3.9Gの商用サービス開始時期に捕らわれるものではない。</p>
<p>意見80 検討に当たっては、民間フォーラム等における協議の進捗具合を監督官庁において定期的に検証することが必要である。</p>	<p>考え方80</p>
<p>■ ・検討にあたっては、特定事業者と特定端末ベンダーの結びつきにより、結果として新規事業者の参入が困難とならないよう、民間フォーラム等の協議に任せるとしても、監督官庁においても協議の進捗具合を定期的に検証することが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。 45 端末API等の互換性向上に関連して、 ➤ 特定事業者と特定端末ベンダーの結びつきにより、結果として新規事業者の参入が困難とならないよう、監督官庁による協議の進捗具合の定期的な検証が必要 (イー・アクセス、イー・モバイル) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見81 端末API等の互換性の向上については国際的な動向を踏まえつつ、関係者で構成する既存の団体等、現状の市場の枠組みの中で検討を深めていくべき。</p>	<p>考え方81</p>
<p>■ ・現在 Limo や Symbian Foundation 等の場において、当社としても端末APIの共通化について積極的に関与・活動しているところであり、こうした取組みはグローバルな活動であることから、国際的な動向を踏まえる必要があると考えます。 (NTTドコモ)</p> <p>■ ・端末 API 等の互換性の向上については民間で検討が進んでいるところであり、協議の進め方や実現時期についても、PC の OS のように市場競争の中で自ずと決まるものと理解しています。 (KDDI)</p> <p>■ 端末 API 等の互換性の向上については、常にグローバルな市場を意識することで、日本独自仕様化を回避しつつ、国際標準やデファクト化の動きと整合を図ることが重要と考えます。従って、こうした視点を堅持しつつ、関係者で構成する既存の団体等、現状の市場の枠組みの中で、検討を深めていくべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>端末API等の互換性向上については、原則として、関係者で構成する既存のフォーラムの活用などにより協議が進められることが期待される。 また、報告書では、「端末API等の互換性向上を図ることにより、コンテンツプロバイダ等がグローバルにビジネス展開を図るための負荷が軽減されるとともに、各ベンダーがグローバル展開をにらんだ端末ビジネスを展開するのに貢献するものと考えられる」(P48)としているところであり、端末API等の互換性向上に向けた取組が国際的な動向を踏まえてなされることは望ましいと考える。 なお、脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。</p>

	<p>45 端末API等の互換性向上に関連して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 端末APIの共通化に向けての取組はグローバルなものであることから、国際的な動向を踏まえる必要がある (NTTドコモ) ➤ 端末API等の互換性向上については、民間で検討が進んでいるところであり、協議の進め方や実現時期については、PCのOSのように市場競争の中で自ずと決まるものである (KDDI) ➤ 端末API等の互換性向上については、常にグローバルな市場を意識することで、日本独自仕様化を回避し、国際的動向と整合を図ることが重要であるという視点を堅持しつつ、既存の団体等、現状の市場の枠組みの中で検討を深めていくべき (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見82 報告書に cookie 機能の必要性を挙げながら、携帯端末は Web の標準技術に従う必要性がある旨を記載すべき。</p>	<p>考え方82</p>
<p>■ (4) cookie 機能等 Web の標準技術への対応の必要性</p> <p>報告書案 p.36「2)携帯端末 API 等の互換性の向上」において、「端末に実装される API (Application Programming Interface。以下「端末 API」という。)、処理速度、画面解像度などの相違が互換性を妨げており、かつ携帯電話ではコンテンツ・アプリケーションの移植・検証に係る負担がコンテンツプロバイダ等にかかっている」との記述がありますが、現状においてコンテンツプロバイダに負担がかかっている原因には、一部の携帯端末が HTTP の cookie 機能に対応していないことも大きな要素を占めています。また、cookie 機能は、Liberty や OpenID 方式等によるシングルサインオンを実現する上でも必要となる機能です。</p> <p>しかしながら、cookie 機能は用語の概念上、application programming interface に該当するものではありませんので、報告書案の記述では、cookie 機能の搭載の必要性について記載していない状態にあります。したがって、報告書には、具体的に cookie 機能の必要性を挙げながら、携帯端末は Web の標準技術に従う必要性がある旨を記載するべきであると考えます。</p> <p>(産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター)</p>	<p>cookie 機能については、用語の概念上、APIに該当するものではないとしても、その標準化により、コンテンツ・アプリケーションの流通を円滑にする効果が期待できる点で、端末API等に類するものと考えられることができる。</p> <p>脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。</p> <p>45 端末API等の互換性向上に関連して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一部の携帯端末が cookie 機能に対応していないことがコンテンツプロバイダの負担になっていることから、携帯端末は Web の標準技術に従う必要がある (産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター) <p>等の意見が寄せられた。</p>

<p>意見83 携帯電話端末内のリソース(Bluetooth、Felica、無線LAN等)の開放には様々な制約が存在し、サービスポータビリティや互換性の維持が難しくなっている。プラットフォームの多様性や相互運用性の問題に加え、本来の能力を使えない点でリソースの無駄遣いであり、早急に改善すべき課題である。</p>	<p>考え方83</p>
<p>■ プラットフォームの相互運用性の確保は、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大やビジネスモデルの多様化など、様々な進化を誘引するための重要な課題です。その中で、最も期待できる効果の一つは、携帯電話の世界を超えて、他の通信・ITサービスとの間においても、サービスの持ち運び(サービスポータビリティ)が確保できる点にあると考えます。しかしながら、現実には、携帯電話端末内のリソース開放について様々な制約が存在し、真のサービスポータビリティや互換性を保つのが難しいという問題が存在します。</p> <p>例えば、Bluetooth、Felica、無線LANなどが近傍通信として携帯電話に実装されていますが、これらのインタフェースでは以下のような問題を有しています。</p> <p>Bluetoothの最新仕様(Ver2.1+EDR規格)では、オプションで最大2.1Mbpsの転送速度が定義されていますが、携帯電話のアプリから使用した場合、仕様上、64kbpsに制限されてしまいます。本来、Bluetoothチップが有している能力をどの携帯電話でも完全に使用できるようにすべきであるところ、通信事業者仕様において制限されるのは望ましいこととは言えません。</p> <p>また、Felicaが実装されている携帯電話は、既に5500万台まで普及しています。Felica上にもFALP通信というカテゴリーがありますが、現在、これは一部の携帯事業者端末においてAPIが開放されているに留まっており、すべての携帯電話において、Felicaの能力を十分に生かすことができない状況になっています。無線LANにおいても、無線LANを利用するAPIが開放されていない事業者端末も存在し、無線LANが使えるアプリケーションに制限があり、無線LANの能力を十分に生かせない状況です。</p> <p>同種のデバイスを実装した携帯電話であるにもかかわらず、携帯事業者間、端末間で仕様が異なり、サービスの継続性が確保できないという問題も発生しています。</p> <p>以上述べたことは、プラットフォームの多様性や相互運用性の問題のみならず、本来の能力を使えないようにしているという観点でのリソースの無駄遣いであることから、早急に改善すべき課題であると考えます。</p> <p>本課題が、端末API等の互換性向上に向けた検討の場で協議・改善されることを要望します。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>脚注45(P41)として、以下の記述を追記する。</p> <p>45 端末API等の互換性向上に関連して、 > 携帯電話端末内のリソース開放について様々な制約が存在し、真のサービスポータビリティや互換性を保つのが難しいという問題を早急に改善すべき(テレコムサービス協会 MVNO協議会)等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見84 端末API等の互換性向上については、JavaやFlashコンテンツで互換性を持たせるだけでよい。</p> <p>■ JavaやFlashコンテンツで互換性を持たせるだけで良い。やるならTRONで。 (個人3)</p>	<p>考え方84</p> <p>☆</p>

6. プラットフォームに関するその他の検討課題

1)効果的なコンテンツ配信等の実現

<p>意見85 モバイルインターネットが新たなメディアとして価値を高めていくためには、その価値を測ることができ る環境が必要。また、リファラー情報や各携帯電話事業者のゲートウェイサーバーを通過したトラフィ ックに関するアクセス実績・情報等は特定の会社だけが知り得る等の指摘があるが、それらの情報を コンテンツプロバイダー等にも開示すべき。</p>	<p>考え方85</p>
<p>■ 効果的なコンテンツ配信などの実現のための情報開示・開放(38頁6. 1効果的なコンテンツ配信等の実 現)</p> <p>まず最初に、利用者の利便性を高めるためには、多様なコンテンツが存在することが必要であります。そ のためには、コンテンツビジネスであるBtoC領域だけにとどまらず、テレビと同様にメディアとしての価値を 高め、BtoBtoCビジネスの裾野を広げていく必要があります。モバイルインターネットが新たなメディアとし て価値を高めていくためには、当然その価値を測ることが出来る環境が必要と考えます。</p> <p>また、企業のマーケティング活動のレベルを上げていくには様々なマーケティング分析が可能になること が必要と考えます。現状モバイルでは、アクセス実績・情報については携帯電話事業者にそれが存在する にも関わらず、まったく利用ができません。そのため効果測定が出来ない等(PDCAサイクルを回すことがで きないという)企業のマーケティング活動に支障をきたしております。</p> <p>そのためには、どのサイトから自社サイトに訪問してきたのか、携帯サイトのマーケティング効果を精緻に 測ることが出来るようリファラーの開示を希望します。また携帯電話事業者(および関係子会社)と売上関係 の伴う契約や資本関係があるなど特定の会社にだけリファラー情報を提供するというケースもあるとの指摘 もありますが、コンテンツプロバイダー間でリファラー情報の提供の取扱いに差を設けることは速やかに改 善すべきだと考えます。</p> <p>また、モバイルビジネス市場の活性化および利用者の利便向上を考えると、全体を俯瞰することのできる マーケットサーチを実現する必要があると考えます。たとえば、各携帯電話事業者のゲートウェイサー バーを通過したトラフィックに関するアクセス実績・情報については現状では携帯電話事業者(および関係子 会社)と売上関係の伴う契約や資本関係があるなど特定の会社だけが知り得て自社の事業に活用してしま す。これは優越的特権の乱用かと思えます。モバイルコンテンツ市場全体の発展を通じて利用者の利便性 の向上を図るため、その情報をコンテンツプロバイダー等にも開示すべきだと考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p>	<p>◇</p> <p>報告書において、B2B2Cモデルを確立するため には、ネット上で利用されるコンテンツ等が全体のア クセスと比較してどの程度のアクセスを獲得してい るのか、また、どのような属性の利用者層がアクセ スしているのかを把握し、必要な情報が提供され る仕組みが確立されることにより、コンテンツ配信 の効果を計測するなど、効果的なコンテンツ配信等 が実現することが期待される旨、指摘しているところ である。 なお、脚注47(P43)として、以下の記述を追記す る。</p> <p>47 「コンテンツ配信フォーラム(仮称)」に関連して、 ➤ リファラー情報や各携帯電話事業者のゲートウェイ サーバーを通過したトラフィックに関するアクセス実 績・情報等は特定の会社だけが知り得る等の指摘が あるが、それらの情報をコンテンツプロバイダー等 にも開示すべき (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見86 モバイル・インターネット視聴データの提供については既に検討を進めており、報告書にもあるよう に、この分野は「あくまでも民間部門において主体的に検討が行われるべき領域」と考えている。</p>	<p>考え方86</p>
<p>■ 当社は、テレビ視聴率を始めとする各種メディアデータの提供を行っているビデオリサーチの子会社として、 PC インターネットの視聴状況データを1999年より提供しております民間企業であります。</p> <p>今回の報告書案の6章「プラットフォームに関するその他の検討課題」”1)効果的なコンテンツ配信等 の実現”に記載されております「コンテンツ配信効果の計測の在り方」については、すでに当社を中心 に 関係各所と連携の上、当社のモバイル・インターネット視聴測定事業としてモバイル・インターネット視聴デー タのご提供についての検討を進めております。</p>	<p>◇</p>

<p>報告書にもありますように、この分野は「あくまでも民間部門において主体的に検討が行われるべき領域」と当社としても考えております。</p> <p>報告書にご提案がある「コンテンツ配信フォーラム」等が開催された場合、当社事業が外部発表できるタイミング以降でご案内に伺いたく存じます。</p> <p>(ビデオリサーチインタラクティブ)</p>	
<p>意見87 ユーザーのアクセス情報の収集・分析は通信の秘密に抵触する可能性があり、ライフログ等の議論を踏まえて具体的な検討を行う必要がある。また、各種情報の収集等に当たり、通信事業者等のシステム改修等が必要な場合も考えられるため、得られる効果と経済性を考慮して具体化を図るべき。</p>	<p>考え方87</p>
<p>■ ユーザのコンテンツへのアクセス数や滞在時間、アクセス契機等の収集・分析については、手法等により、通信の秘密等に抵触する可能性が存在します。従って、まずは、本報告書案でも触れられているライフログ等の議論も十分に踏まえた上、具体的な検討を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>また、各種情報の収集等を実施する上では、通信事業者等において新たな仕組みや機能の構築が必要になることも考えられるため、得られる効果と経済性を考慮して具体化を図っていくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ・各種情報の収集等を実施するため通信事業者等において新たな仕組みや機能の構築が必要になることも考えられるため、技術的、制度的課題に加え、対応する携帯事業者側のシステム改修等の影響範囲についても検証が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>脚注47(P43)として、以下の記述を追記する。</p> <p>47 「コンテンツ配信フォーラム(仮称)」に関連して、</p> <p>➤ ユーザーのアクセス情報の収集・分析については、ライフログ等の議論を十分に踏まえた上、具体的な検討が必要</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>➤ 技術的、制度的課題に加え、携帯事業者側のシステム改修等の影響範囲についても検証が必要</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見88 効果的なコンテンツ配信等の実現について、インターネット法整備が欠けている状況での論議はナンセンスである。</p>	<p>考え方88</p>
<p>■ インターネット法整備が欠けている上での論議はナンセンス。</p> <p>(個人3)</p>	<p>☆</p>

2)個人の属性情報の取扱いに関する検討

<p>意見89 モバイルの特性を活かしたビジネスモデル創出にはライフログの活用が必須。ライフログ活用に対する利用者の認知又は承諾について、「統計的な情報利用への認知」と「個人情報利用への承諾」を明確に区分した検討が必要。</p>	<p>考え方89</p>
<p>■ ●ライフログについて</p> <p>個人認証が可能で、常時携帯しているというモバイルの特性を活かしたビジネスモデル創出には、ライフログの活用は必須と考える。</p> <p>一方で、利便性を提供する目的であっても利用者のライフログを利用するためには、利用者の認知また</p>	<p>脚注51(P46)として、以下の記述を追記する。</p> <p>51 行政当局が設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)に関し、</p>

<p>は承諾が必要であるが、大きく利用形態に分けて「統計的な情報利用への認知」と「個人情報利用への承諾」があると考える。</p> <p>この2種類の情報は利用者へあたえる影響が大きく異なるため、明確に区別した検討が必要である。 (モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>	<p>➤ モバイルの特性をいかしたビジネスモデル創出にはライフログの活用が必須であり、「統計的な情報利用への認知」と「個人情報利用への承諾」を明確に区分した検討が必要 (モバイル・コンテンツ・フォーラム) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見90 今後の研究会等において、個人の属性情報を分類し、各事業者が管理すべき事柄についてガイドラインを整理することが有効であり、新サービス登場の芽を摘まないよう利用者利便の確保にも配慮しつつ議論する必要がある。</p>	<p>考え方90</p>
<p>■ 「個人の属性情報の取扱いはあくまで利用者個人が管理でき、当該個人が了承している場合に初めて認められるべきものである。(中略)属性情報の提供の程度は利用者個人が自ら、かつ希望するタイミングで自由に管理可能な仕組みが整っていることが必要である」とある点について、「個人属性情報の取扱いに関する検討に関する研究会」等において、個人の属性情報をいくつかのカテゴリーに分類し、そのリファレンスモデルに従って端末、携帯事業者、MVNO、コンテンツプロバイダ等がそれぞれどこで何を管理すべきかといったガイドラインを整理していくことが有効であると考えます。しかしながら、同時にプラットフォームの多様化による新たなサービスの登場の芽を摘むことがないように、利用者利便の確保にも配慮した議論がなされていくことが必要であると考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	<p>脚注51(P46)として、以下の記述を追記する。</p> <p>51 行政当局が設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)に関し、</p> <p>➤ 個人の属性情報を分類し、各事業者が管理すべき事柄についてガイドラインを整理することが有効であり、新サービス登場の芽を摘まないよう利用者利便の確保にも配慮しつつ議論する必要がある (テレコムサービス協会 MVNO協議会) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見91 本文中の「属性情報」が何を指しているのか明確にすべき。</p>	<p>考え方91</p>
<p>■ ・当該項目の第一段落でいう「属性情報」とは何を指すのか、またその後に出てくるライフログとはどのように区別しているのかが明らかではありませんので、括弧書きまたは注記で明確にすべきと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>利用者が通信事業者等が提供するサービスを利用する場合には事前に利用者の属性情報の登録を求められることがあるが、登録が必要な属性情報の種類は当該サービスの性質等に応じて様々であるため、本報告書にいう「属性情報」の内容について網羅的に示すことは困難であるが、P42においては便宜的に「属性情報(性別、年齢等)」としている。</p> <p>なお、報告書において指摘しているとおり、個人が登録した個人を識別できる属性情報が本人の意図に反して流通する事態は避ける必要があるものと考えらる。</p>
<p>意見92 ID認証の際には属性情報そのものではなくプラットフォームによる認証結果のみのやり取りとなって</p>	<p>考え方92</p>

<p>いるため、記述の削除又は修正が必要。</p>	
<p>■ ・P40 第 2 段落につきましては、既に述べましたとおり ID 認証の際には一般的に性別や年齢などの属性情報そのものがネットワークを流通するものではなく、あくまでも認証プラットフォームによる認証結果のみをやり取りするものです。よって誤解をまねく記述は削除または修正いただきたいと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>御指摘の段落は、今後異なる認証基盤間の相互運用性の確保を促進していくに当たり、個人を識別できる属性情報そのものが本人の意図に反しネットワーク上を流通することを防止する観点の重要性を指摘しているものである。</p>
<p>意見93 事業者に法令上のID管理義務があるかのような記述は削除すべき。</p>	<p>考え方93</p>
<p>■ ・P40 第 2 段落 3 行目、4 行目においては、事業者に法令上 ID の管理義務があるかのような記述がありますが、そのような法令はないはずですので、削除いただきたいと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>御指摘の記述は、事業者において個人情報保護法及び個人情報保護ガイドライン等に基づき個人情報等を適正に取扱う必要があることを述べているものである。</p>
<p>意見94 個人情報保護上属性情報に対する管理権一般は個人に与えられていないため、個人の管理権を認めるような記述は削除すべき。</p>	<p>考え方94</p>
<p>■ 同ページ同段落 5 行目に「個人の属性情報の管理を利用者がコントロールできる仕組みが求められる」とありますが、先にも述べたように、個人情報保護法上、個人に与えられている権利は間違った情報の訂正権のみであって、管理権一般については与えられておりません。よって、現行法制度上の取り扱いとバランスの取れた制度設計とすべき観点から、属性情報について個人の管理権を認めるような記述は削除すべきと考えております。 (ヤフー)</p>	<p>報告書における「個人の属性情報の管理を利用者がコントロールできる仕組み」については、利用者が承諾した場合にのみその承諾の程度に応じて当該利用者の属性情報の取扱いが認められるべきであるという趣旨である。</p>
<p>意見95 ライフログの活用において利用者の意思で情報をコントロールできることが重要という認識については賛同。なお、検討に当たっては、通信事業者のみならず独自にライフログ収集をしている事業者についても、個人情報保護に係る関係法令の適用の在り方が整理されるべき。</p>	<p>考え方95</p>
<p>■ ・指摘のとおり、ライフログの活用においては、お客様が自らの意思で情報をコントロールできることが重要です。 ・なお、検討にあたっては、通信事業者のみならず、検索サイトを運営する企業や EC サイトを運営する企業、クレジットカード会社など、あらゆる事業者が独自にお客様のライフログを収集していることに留意が必要です。 (KDDI)</p> <p>■ プラットフォームの相互運用等が進展した場合、同一のプロバイダー等が異なるサービス名で複数のサービスを提供している事例や、異なるプロバイダーであっても、事業者が連携を図ることにより、各サービスサイト上のライフログ等を収集・統合することが容易になる可能性も存在します。これらの行為がユーザの意図しないところで行われ、結果、ユーザの個人情報や通信の秘密が侵害され、当該情報等が不当に外部に流通するといったことが無いように、消費者の許諾の取得方法をはじめ、当該情報の収集・利用の際のルールを明確化することが必要と考えます。</p>	<p>◇ なお、脚注51(P46)として、以下の記述を追記する。 51 行政当局が設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)に関し、 ➤ ライフログの活用においては、利用者が自らの意思で情報をコントロールできることが重要であり、検討にあたっては、通信事業者のみならず、あらゆる事業者が独自に利用者のライフログを収集していることに留意が必要 (KDDI)</p>

<p>なお、これらの検討においては、当然のことながら、通信事業者のみならず、CP 等における当該情報の適正な取り扱いが求められるところであり、その意味において、CP 等への個人情報保護に係る関係法令の適用の在り方が整理されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 個人情報保護、セキュリティ確保に関する議論は十分に行うことが必要である。</p> <p>「多様な社会的ルールを広く国民利用者の間で慎重に議論」(p.40)</p> <p>「社会的なコンセンサスを醸成していくことが必要」(p.41)</p> <p>「当該個人が了承している場合に初めて認められるべきもの」(p.41)</p> <p>議論が十分必要であるとの認識は、上記のような記載から垣間見ることが出来、賛同するものである。加えて、議論途中の透明性確保、議論結果の国民への説明機会の検討等を、09 年度に開催される研究会等で行うことが必要である。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>➤ 通信事業者のみならず、コンテンツプロバイダ等への個人情報保護に係る関係法令の適用の在り方が整理されるべき</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>➤ 個人情報保護及びセキュリティ確保に関する議論を十分に行うことが必要であり、透明性確保及び国民への説明機会の検討を09年度に開催される研究会等で行うことが必要</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見96 研究会で結論が出ていない事項について報告書で方向性を提示することは適切ではないため、当該箇所を削除すべき。</p>	<p>考え方96</p>
<p>■ ・P41 の第 4 段落目で「慎重な結論が必要である」としながら第 5 段落で「すなわち」として結論を出されているのはなぜでしょうか。今回の研究会で結論が出ていないものについて方向性まで提示するのは報告書のあり方として適切ではないと考えております。この論点については今後新たに設ける研究会で議論すべきとされておりますので、第 5 段落は削除すべきと考えております。</p> <p>・なお、上記の意見だとは別に P41、第 5 段落目の「ライフログの取得に関し、個人の属性情報の取扱いはあくまで利用者個人が管理でき」の記述については 2 つ前の・の意見(個人情報保護法上、個人に与えられている権利は間違った情報の訂正権のみであって、管理権一般については与えられておりません。よって、現行法制度上の取り扱いとバランスの取れた制度設計とすべき観点から、属性情報について個人の管理権を認めるような記述は削除すべきと考えております。)を提出いたします。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>報告書においては、ライフログの取得における個人の属性情報の取扱いに対する利用者の承認があることを前提とした上で、事業展開において当該ライフログの利用がどこまで許容されるかについて慎重な検討が必要である旨、記述しているところである。</p> <p>なお、こうしたライフログ等を活用した事業展開を行う場合の基本的ルールの整備については、行政当局が設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)において関係者のコンセンサスのもとに得られた一定の結論に基づいてなされるものであると考える。</p>
<p>意見97 IDがライフログに該当するか疑問であり、ライフログの定義を明確にするべき。</p> <p>■ ・また、同じ段落(P41 第 5 段落)でライフログの具体例として「ID」が出てきておりますが、ID がライフログであるかについて疑問をもっております。ライフログの定義を明確にさせていただきたいと考えております。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>考え方97</p> <p>報告書においては、「利用者のネット上での活動データであるライフログ(ネットを介した購買履歴、サイトへのアクセス履歴等)」(P45)と記載し、ライフログについて例示しているところである。</p>
<p>意見98 技術上の制約及び契約の在り方から考えて、利用者個人の要望に無制限に対応することを事業者に義務付けるような表現は修正すべき。ライフログの利用については、利用者利便及びイノベーションの観点から、十分な周知等を前提としながらも基本的に自由に事業者が取得できる現行の仕組みを維持すべき。通信事業者及び他のサービス事業者によるライフログを利用した事業展開について</p>	<p>考え方98</p>

<p>は、基本的にはライフログの利用に関わる事業者同士の自由なビジネス判断の下で決定されるべき事柄であると考えている。今後設けられる研究会において行政が主導してルール等をコミットする場合には、反対の意見を表明する。</p>	
<p>■ ・さらにライフログに関する「属性情報の提供の程度は利用者個人が自ら、かつ希望するタイミングで自由に管理可能な仕組みが整っていることが必要である」という点については、(属性情報の定義の明確化を前提として)ライフログを利用したサービスについて一括のオプトアウトの仕組みを提供することはその具体的な仕組みを含めて検討すべきですが、個別のオプトアウトについては技術上の制約から対応できない場合もあります。また契約の成立のあり方から見ても、個別のオプトアウトは残りの部分については新たなオプトインと同視できるので「契約の新たな申し込み」に該当するものであることから、事業者においてはその要求に応じずこれまで提供していたサービス全体についてその提供を拒否する権利があるものです。よって利用者個人の要望に無制限に対応することを事業者に義務付けるような表現は修正いただきたいと考えております。</p> <p>・なお、現行のネット上の無料サービスは、サイト運営事業者が利用者のライフログを利用した広告ビジネスにより収益を得ていることで成り立っているものが多くなっております。そのような一般的なネットビジネスモデルを前提とすると、ライフログを提供していただけないユーザーの方には、今後サービス利用料の負担をお願いするということも考えられます。よって利用者の利便性およびネットビジネスのイノベーションの観点からは、弊社としては十分な周知等を前提としながらもライフログの利用は基本的に自由に事業者が取得できる現行の仕組みを維持すべきであると考えております。</p> <p>・P42 の③については、基本的にはライフログの利用に関わる事業者同士の自由なビジネス判断の下で決定されるべき事柄であると考えております。よって今後設けられる研究会において行政が主導してライフログの利用に関する一定のルール等をコミットされる場合には、弊社は反対の意見を表明させていただきます。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>本報告書では、個人の属性情報の取扱いについて、利用者の視点に立った市場環境整備を図ることの必要性を述べているところであり、電気通信サービスの高度化・多様化によりプライバシー侵害のおそれや個人情報保護の在り方等が大きな検討課題となっていることを踏まえると、ライフログ等を活用した事業展開を行う場合の社会的ルールの整備を図ることにより、事業の健全な発展と利用者の権利保護の双方が確保されることが必要であると考えている。</p> <p>なお、ライフログ等を活用した事業展開を行う場合の基本的ルールの具体的な整備については、行政当局の設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)において関係者のコンセンサスのもとに得られた一定の結論に基づいてなされるものであると考えている。</p> <p>なお、脚注51(P46)として、以下の記述を追記する。</p> <p>51 行政当局が設置する関係者で構成する検討の場(研究会等)に関し、</p> <p>➤ (個人を識別できない)ライフログの利用については、利用者利便及びイノベーションの観点から、十分な周知等を前提としながらも基本的に自由に事業者が取得できる現行の仕組みを維持すべき(ヤフー)</p> <p>➤ 通信事業者及び他のサービス事業者による(個人を識別できない)ライフログを利用した事業展開については、基本的には(個人を識別できない)ライフログの利用に関わる事業者同士の自由なビジネス判断の下で決定されるべき事柄であると考えている。今後設けられる研究会において行政が主導してルール等をコミットする場合には、反対の意見を表明する(ヤフー)</p>

	等の意見が寄せられた。
意見99 全体として、ID及びライフログが個人情報とひも付いているケースとそうでないケースを明確に区別した記述とするべき。	考え方99
<p>■ ・全体的な記述についてですが、ID にしてもライフログにしても個人情報と紐づいて保有しているケースもあれば、そうでないケースもあります。これをきちんと区別した上で記述すべきと考えます。特に、ライフログについて個人情報と紐付けずに事業展開していこうとする事業者にとって、個人情報と紐づいているかのような誤解ある記述がなされることは事業に悪影響があるといわざるを得ません。</p> <p>(ヤフー)</p>	<p>報告書において、個人を識別できる属性情報そのものが本人の意図に反してネットワーク上を流通することを防止する観点から、個人の属性情報と直接ひも付けられるIDの管理については、個人の属性情報の管理を利用者がコントロールできる仕組みが求められる旨、指摘しているところである。また、利用者が提供する個人の属性情報について、個人を認証するためのIDと個人の属性情報そのものをどこまで一体的に、あるいは分離して提供するのかについて明確化が必要である旨、指摘しているところである。</p>
意見100 IDの統一は利用者利便の観点からよいことだが、個人情報が流出しないよう考慮すべき。	考え方100
<p>■ 現在 例えば2台の携帯電話所持している場合、同じコンテンツでもキャリアが違えば2つの申込み(料金倍)ですから、新たなIDで管理することにより ユーザがキャリアではなくコンテンツに対して申し込むというのはユーザ視点でよいことだと思います。</p> <p>ID の統一はソフトウェアの世界なので技術的には可能ではないかと想像されますが、それによってコンテンツプロバイダにそれ以外の個人情報(例えば氏名や住所)が流出しないように考慮すべきと考えます。</p> <p>(MVNOを創る会)</p>	☆
意見101 個人の属性情報の取扱いに関する検討について、情報漏えい等に対するセキュリティ基盤が前提である。	考え方101
<p>■ 携帯の情報が携帯感染ウイルスで漏洩した場合は？セキュリティ基盤が前提。</p> <p>(個人3)</p>	☆

7. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保とICT産業のグローバル展開

意見102 ブロードバンドやモバイルネットワークの環境整備が世界で最も進んだ我が国においてICT産業の国際競争力強化は重要な課題であり、事業者がグローバル市場でサービス展開できるようプラットフォームの相互接続性・多様性を確保していくことが非常に重要。	考え方102
<p>■ ブロードバンドやモバイルネットワーク環境の整備が世界で最も進んだ我が国において、ICT 産業の国際競争力向上を図ることは重要な課題であり、携帯事業者、MVNO/MVNE、プラットフォーム事業者、コンテン</p>	◇

<p>ツプロバイダ等がグローバル市場において多様なサービスを展開出来るように、プラットフォームの相互接続性・多様性を確保していくことが非常に重要であると考えます。その中で、たとえば電気通信事業法や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に記載されている MVNO に対する我が国の考え方や法制度について積極的に海外に紹介し、国際的な視点から MVNO の活性化に注力するなどの具体的取組みが肝要であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	
<p>意見103 世界で最も進んだブロードバンドやモバイルネットワークの環境をいかした新産業創出及びICT産業の国際競争力強化のために、電気通信番号規則の改正によりMNO以外の通信事業者が独自に携帯の認証ID (IMSI) や電話番号 (MSISDN) の運用ができるよう環境整備を行うことが重要。</p>	<p>考え方103</p>
<p>■ ICT 産業の国際競争力を高めるためにも、欧米モデルのように M2M (Machine to Machine) 分野に於いて SIM カードを利用することを促進し、同利用産業における効率性の向上 (CO2 排出量削減等) も考慮に入れた社会環境施策との連動を行い、世界に通用する ICT 産業の創出を行うことができるのではないかと考えます。</p> <p>このためにも、前述の通り MNO と MVNO 双方に関連するサービスにおいてバリューチェーン構築が可能ないように「電気通信規則」の柔軟な変更・解釈や環境の整備が必須であると考えます。</p> <p>(ネクストジェン)</p> <p>■ 7.プラットフォームの相互運用性・多様性の確保と ICT 産業のグローバル展開に関し、欧米においては、MNO 以外の通信事業者が独自に携帯の認証 ID (IMSI) や電話番号 (MSISDN) の割当を受け、MNO から独立した形で HLR を運用しているだけでなく、それを他の通信事業者へ開放するような中立的なプラットフォーム事業者が既に存在しています。ブロードバンドやモバイルネットワーク環境の整備が世界で最も進んだ我が国において、これらの基盤をいかした新事業を創出し、ICT 産業の国際競争力を高めるためにも、MNO 以外の通信事業者が独自に携帯の認証 ID (IMSI) や電話番号 (MSISDN) の運用ができるようにする環境の整備が重要ではないかと考えます。</p> <p>(日商エレクトロニクス)</p>	<p>(考え方35に同じ。)</p>
<p>意見104 行政当局は、各事業者の戦略に基づく展開を見守り、適時適切に支援を行うことが望ましい。</p> <p>■ 行政当局は、各事業者・メーカーが各社の戦略に基づいて進める新事業の創出や国内外への展開に向けた取り組みを見守り、適時適切に支援を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方104</p> <p>脚注52 (P49)として、以下の記述を追記する。</p> <p>52 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保とICT産業のグローバル展開に関して、</p> <p>➢ 行政当局は、各事業者の戦略に基づく展開を見守り、適時適切に支援を行うことが望ましい (KDDI) 等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見105 コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、通信レイヤー等と比して、国境なく自由な参入が</p>	<p>考え方105</p>

<p>容易であり、競争力を有する海外事業者の参入も活発化する可能性がある。このため、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保が必ずしも国内ICT産業のグローバル展開に寄与しない懸念もあるため、国内のサービス提供者が国内外で競争力を持ち得る環境整備について検討が必要。また、今後の具体的検討においては、海外の市場や技術動向との整合性を図る必要がある。</p>	
<p>■ コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、通信レイヤー等と比して、インターネット上で提供されるサービスの性質上、ユーザに対する物理的な拘束性が低いといった特性を有しています。その結果、コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、国境なく自由な参入が容易であり、国内市場における競争の活性化が期待できる反面、競争力を有する海外事業者の参入も活発化する可能性があります。また、サービス提供者が当該サービスの提供上、障害が少ない場所へ拠点を設ける傾向もあり、例えば、検索サービスでは、インターネット上のデータ複製と著作権法の観点で、多くのサービスが海外のデータセンター等で提供されているといった実態が存在します。</p> <p>このように、現状の市場環境や制度的制約等を前提として考えた場合には、通信プラットフォームの連携が図られることによるサービスの進展の結果が、必ずしも国内の ICT 産業のグローバル展開に寄与せず、逆に当該産業が市場における優位性を喪失し、結果として、国内のインターネット産業が空洞化する懸念もあります。従って、国内のサービス提供者が国内外で競争力を持ち得る環境整備についてもあわせて検討していくことが必要と考えます。</p> <p>また、通信プラットフォームの相互運用を図るため、インターフェースの共通化等を図る際、仮に、日本独自の仕様や方式が採用された場合、国際的に技術が孤立してしまう懸念があります。このため、今後、具体的な検討を行う上では、海外の市場や技術動向等との整合を図り、ベンダー等のグローバル展開を可能とする環境整備を図る必要があるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 今回のCPオープンプラットフォームで CPが日本のキャリアの管轄外、つまり、外国のCPとの共存も想定されるため、その部分における考慮、検討も必要だと思います</p> <p>(MVNOを創る会)</p>	<p>P49に以下の表現を追記する。</p> <p>「なお、ICT分野は技術革新やビジネスモデルの変化の激しい分野であることから、プラットフォームに係る諸施策の展開が我が国の国際競争の向上に資するものとなるよう、国際的な動向に十分留意することが求められる。」(P49)</p> <p>また、脚注52(P49)として、以下の記述を追記する。</p> <p>52 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保とICT産業のグローバル展開に関して、</p> <p>➢ コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、通信レイヤー等と比して、国境なく自由な参入が容易であり、競争力を有する海外事業者の参入も活発化する可能性がある。このため、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保が必ずしも国内ICT産業のグローバル展開に寄与しない懸念もあるため、国内のサービス提供者が国内外で競争力を持ち得る環境整備について検討が必要(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)等の意見が寄せられた。</p>
<p>意見106 インターネットではなく国営 Closed ネットワークが良い。</p>	<p>考え方106</p>
<p>■ インターネットでなく国営 Closed ネットワークが良いと考える。</p> <p>(個人3)</p>	<p>☆</p>

8. 今後の施策展開の在り方

<p>意見107 報告書案において提言されている施策に賛同。設置予定とされる協議会等で具体的な議論及び措置が着実に実行されることが重要であり、行政当局はフォローアップ等を行うことが必要。</p>	<p>考え方107</p>
---	---------------

<p>■ 本「通信プラットフォーム研究会」報告書案に記述している施策および将来の方向性に賛同いたします。◇ 2009 年に向け、施策の展開および更なる推進に大いに期待いたします。 (ノキア・ジャパン)</p> <p>■ 携帯電話事業者のプラットフォーム事業の開放を実効性のあるものにするためには、報告書案において今後設置予定とされている協議会等で、具体的な措置が検討され、着実に実行に移される必要があると考えます。 (オープンモバイルコンソーシアム、融合研究所)</p> <p>■ インターネット業界において更なる競争環境を整備することは、産業振興および利用者利便性の向上の観点から歓迎いたしますが、適正な競争条件を実質的に確保するためにも、今後の具体的な議論が重要であると考えております。そのためには、多様な意見を反映させて議論の透明性を高めるとともに、行政当局は具体的な運用状況についてフォローアップ等を行っていくことで公正な競争環境を確保していただきたい。 (楽天)</p> <p>■ 4. 3)項に関連して述べたように、「モバイルプラットフォーム協議会(仮称)」への行政当局の積極的な参加を要望します。また、「端末 API 等の互換性向上に向けた検討」においては、前述のように必ずしも 3.9G の導入に直接的に関連しないことから、速やかに協議会若しくは連絡会を設置して、行政当局の協力も得ながら互換性の確保やその最適化に向けた協議を開始すべきであると考えます。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p>	
<p>意見108 協議会等での検討において、現状のビジネスモデルに大きな影響を与えない現実的な移行を考慮しつつ、新市場創出を進めていく必要がある。検討の場の相互連携が取れる全体デザインの検討も必要。</p>	<p>考え方108</p>
<p>■ ●協議会等の運営について 今後、様々な検討が協議会等で進められる予定であるが、その場合に現状のモデル大きな影響を与えない現実的な移行を考慮することが重要である。 既にモバイルビジネスは、1兆円をこえる市場となっており、多数のプレイヤーと利用者が日々利用していることを考慮して、新たなビジネスモデルによる新市場創出を進めていただきたい。 また、検討アジェンダ毎に検討の場が細分化されすぎる傾向があるので、相互連携が取れるような全体デザインの検討も考慮いただきたい。 (モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>	<p>報告書において「計画的な施策展開を図る観点からは、具体的な施策を『新競争促進プログラム2010』の改定に反映させ、必要に応じ、『モバイルビジネス活性化プラン評価会議』において進捗状況をフォローアップする等の取組を行うことが望ましい」(P50)としているところである。</p>
<p>意見109 協議会等において、業界の動向に関する情報を有する企業に対するヒアリングを行うことが必要。</p>	<p>考え方109</p>
<p>■ 検討委員会にはマクロ環境に対応した企業が含まれておりますが、ネットワークの中立性を保つ上でも業界の動向に関する情報が少ないと思われます。例えば、エンドユーザの立場になった場合は、同ユーザ利用におけるポータルアクセスが最も多い企業のヒアリング、MVNO 事業の立場になった場合、同事業を補佐</p>	<p>☆</p>

<p>する MVME に対してもヒアリングが必要ではないかと考えます。 (ネクストジェン)</p>	
<p>意見110 行政が具体的施策を実施した場合には、行政の施策及び関与が市場に与えた影響について客観的な政策評価を行うことが必要。</p>	考え方110
<p>■ ・仮に行政がプラットフォームに関する具体的な施策を実施した場合は、その効果について、事業者やメーカーがどのような対応を行ったかではなく、行政の政策自体や各施策への行政の関与(フォーラムの設置及びオブザーバとしての参加、ガイドライン策定への関与を含む)が市場にどのような影響をもたらしたのか、という視点で第三者による定量的なデータに基づいて検証・分析を行い、客観的な政策評価を行うことが必要です。 (KDDI)</p>	☆
<p>意見111 昨今の携帯電話市場は活性化の方向で自律的に変化を続けているため、行政は過度な介入を行うことなく市場における競争にゆだねるべき。</p>	考え方111
<p>■ 昨今、携帯電話市場においては、各社のネットワークを活用した MVNO 等の参入やベンダー等、通信事業者以外が主導する端末開発・販売モデルの登場といった新たなビジネスモデルが創出されており、市場は活性化の方向で自律的に変化を続けています。 このような環境下においては、原則、市場における競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを重視すべきであり、行政が過度な介入を行うことで、市場の歪みを生じさせ、特定の事業領域の停滞を招くといったことがないように配慮することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	☆
<p>意見112 今後の展開は民間によるビジネスベースで進めていくべきであり、国は制度対応等が必要な場合のみの対応とすべき。</p>	考え方112
<p>■ 7. 今後の展開について(報告書の項番8) 今後の展開に関しては、民間業者によるビジネスベースで進めるべきと考える。ビジネスベースに乗らないと誰もプラットフォームを構築しないからである。 参考までに私の経験を述べると、マルチペイメントネットワークを利用した電子決済の仕組みを考案し、民間主体で協議会を設立し電子決済基盤を構築してきた。 今回も同様な方式での展開を行なうべきで、国は制度対応等が必要になった場合のみ対応すべきかと思われる。報告書のようなオーバー参加が望ましい。 (個人4)</p>	☆
<p>意見113 報告書案において今後設置予定とされているフォーラム等について、メンバーとしての参加を希望。</p>	考え方113
<p>■ ・報告書の中で今後設けることとされているフォーラム・研究会中、「コンテンツ配信フォーラム(仮称)」および</p>	☆

<p>びライフログ等を活用した事業について検討を行う場につきましては、弊社のビジネスに深く関係することからメンバーとしての参加を希望いたします(なお、その他の研究会等につきましてもお声掛けいただけますと幸甚です。)。ご検討の程どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(ヤフー)</p>	
<p>意見114 新たな領域のモデルに対して国による支援が必要。</p>	<p>考え方114</p>
<p>■ 昨今の経済状況、モバイルビジネスの沈静化もあり、新たな領域に踏み出す勇気は民間には厳しいと思います。</p> <p>電波は国民のものであるという認識の下、電波利用料の有効活用としてこのような新たなモデルに支援していただきたいと思っております</p> <p>(MVNOを創る会)</p>	<p>☆</p>
<p>意見115 セキュリティを含めて抜本的な見直しが必要。</p>	<p>考え方115</p>
<p>■ セキュリティを含めて抜本的な見直しが必要。特定の利権者増加でなく国民を見て。</p> <p>(個人3)</p>	<p>☆</p>

その他

<p>意見116 報告書案に記載されている施策は、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大等の効果につながるものでなければならない。フォーラム等での検討はオープン性を確保するための措置が必要。また、各プレイヤー間の連携を促すために政府による環境整備を期待。</p>	<p>考え方116</p>
<p>■ 研究会報告書参考資料の、資料5、資料7にあるように、プラットフォームレイヤー市場は、コンテンツ・アプリケーション市場に比較して、さほど大きくない。</p> <p>その意味で本項の別紙に記載されている種々の施策は、p.5「2 プラットフォームの相互運用性・多様性の確保の効果」に示されているように、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①コンテンツ・アプリケーション市場の拡大 ②ビジネスモデルの多様化 ③利用者利便の向上 <p>につながるものでなければならない。</p> <p>本項の本文中には「各レイヤーのプレイヤーの参画を得てコンセンサスを醸成しつつ進めることが必要である。」との記載があるが、この考え方に賛同する。フォーラム等での検討の際は、議論のオープン性を確保するため、幅広く参加者を募る等の措置が必要と考える。</p> <p>また、競争ポータル・認証基盤の相互運用性実現など報告書で提言されたサービスを市場で実現するかどうか、実現する場合その時期については、市場参入プレイヤー自らが判断すべきと考えるが、各プレイヤー間の連携を促すための政府による環境整備も期待するところである。</p>	<p>◇</p>

(情報通信ネットワーク産業協会)	
意見117 win-win の関係となるために、既存システムに対するハレーションにも配慮が必要。	考え方117
<p>■ 上記全てに関してですが、キャリアの既存システムに対するハレーションについても十分に配慮して頂きたいと思います。あくまでWIN-WINの関係であるべきでしょうから。 (MVNOを創る会)</p>	☆
意見118 多様なビジネスモデルを短期間に出現させるために、既存のサイトを自由に譲渡、買収あるいは撤退ができる環境が必要であり、利用者保護の観点と業界発展の観点から、自主規制、ガイドライン策定の検討が必要。	考え方118
<p>■ ●サイトの事業譲渡等について 今後、多様なビジネスモデルを短期間に出現させるためには、既存のサイトを自由に譲渡、買収あるいは撤退ができる環境が必要であると考えます。 現状は、明確な基準等が存在しないため、サイトを譲渡した場合に既存会員の解約等が必要な場合もあり、多様なモデル創出の障害になっていると考えられる。 但し、利用者保護のためには、サイトの運営主体が変わることによって、大きな影響を与えるような場合は、利用者へ選択する機会を与える等の基準も必要であるだろう。 通信事業者による規制ではなく、利用者保護の観点と業界発展の観点から、自主規制、ガイドライン策定の検討が必要であるため、今回の検討アジェンダとして追加すべきである。 (モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>	☆
意見119 基盤及びサービスに対する理解が必要。	考え方119
<p>■ もっと基盤を理解して。もっとサービスを調べて。 (個人3)</p>	☆
意見120 インフラとしてインターネットの利用を前提とするのではなく、セキュリティ等の観点から、Closed なネットワークの構築・利用が必要であり、特定企業の収益確保等を前提としない組織がその維持管理運営にあたる必要がある。	考え方120
<p>■ 1. はじめに 論文の赤添削でないため全体を読んだ感想を記載しております。(全体的に突っ込み所が多すぎて添削レベルでは有りません)</p> <p>2. 問題提起 2.1 セキュリティ的視点より 古い情報ですが 420 種類の携帯対応ウィルスでその 400 弱がシンビアン対応等々をご存じでしょうか？最近では携帯端末にさえウィルス対策ソフトを必要とする現状をご存じかと思えます。SaaS 基盤の上で</p>	☆

Closed な国民ネットワークを構築の上で、更にインターネットコネクティビティが必要であれば、IDS/IDP/IPS・WAF やリバースプロキシ/プロキシサーバを含めて構築すれば、国民全体の情報インフラとして機能します。今更インターネットを使うメリットは無いと思いますが如何でしょうか？Open Source の国家的なイントラネット利用という観点からネットワーク利用基盤の見直しを行う事が望ましいと考えます。

2. 2 サービス的観点より

Skype 等を利用した無料電話の台頭自身がこれらの論議自身をナンセンスにし兼ねません。古くは CU-SeeMe 等の利用からの音声通話かと思えます。日本の法律に合っていないこのサービス自身が 10 年以上提供された結果、公道を挟んだ通信路の確保自身の論議が陳腐化してきているのも事実かと思えます。企業体でインフラ構築を行って、IP セントレックス化した PHP を社員に提供する等も珍しくないです。

2. 3 階層化構造について

インフラはインフラに徹するという形で上位アプリケーションがその上で動作するという OSI の 7 階層モデルに近い論議は全てがアプリケーション前提のこのサービスの中では成り立っている様に思えません。(OSI の階層モデル自身が TCP/IP と合致していないと言う突っ込みをされるのは承知です)

3. 必要とするインフラについて

3. 1 Closed ネットワークの必要性

国民総背番号制で1つのカードで全てのサービス(市役所・銀行・ローンから各種支払いまで)とするのであれば、そのインフラ自身を国営で構築する必要が有ると考えます。

インターネット自身はアメリカの国防のためのインフラであって日本のためでは有りません。このインフラについて必要としたアメリカすらインターネット上でのサイバーテロ防衛のための費用で「自身でネットワークを構築した場合とインターネットを利用してサイバーテロ対策費用を支払う場合どちらがコスト低か論議」になっていると思います。

インターネットは情報提供基盤としての利用は有りですが、国民に提供するネットワークまでインターネット前提というのは如何なものでしょうか？国民自身が利用する Closed ネットワークで、その利用に関する法整備がきちんと行われて、それから国民総背番号制のサービスへの移行というのが望ましいと考えます。

現在、メールサービス提供を行うプロバイダや携帯電話会社のメールサーバをこのイントラネット内に包含すればそれだけで通信路の盗聴による情報漏えいから一歩セキュアなネットワークになるのではないですか？

3. 2 儲けない国民サービスの維持管理運営が必要

電子政府の次の段階で「サイバー国家日本」を構築するのであれば、特定の企業体の収益確保するための天下りを完全に禁止した団体として維持管理運営を行う政府組織を必要とすると考えます。

本来、インフラに対する投資は投資対効果が大きい事を前提に行うものです。一部の利権者に金をばら

<p>撒くための道路族議員・官僚の行為が日本をここまで貧困にさせ、更にその一部の利権者にばら撒くために行った 1200 兆円に上る借金すらその利益享受をしていない国民に背負わせる壊れた政府の部分はこの新団体には作らせないで下さい。</p> <p>(個人3)</p>	
--	--